

## 第3章 振興施策の現状と課題及び対策

### 1 自立型経済の構築に向けた産業の振興

#### (1) 質の高い観光・リゾート地の形成

(施策について)

##### 【現状】

本県の観光は、国内や海外リゾート地との競争が激化する中、亜熱帯・海洋性の気候風土や恵まれた自然環境、独特の文化や歴史など魅力的な観光・リゾート資源を活かした観光地づくりと誘客促進活動に努めたこと等により、入域観光客数は着実に増加してきている。

入域観光客数は、昭和47年の44万人から概ね順調に増加し、昭和59年に200万人、平成3年に300万人、平成10年に400万人、平成15年に500万人を突破し、平成20年には605万人(うち外国人観光客25万2千人)と過去最高を記録した。

また、平成19年1月には本土復帰後の観光客数が、累計で1億人を突破した。これらの要因としては、航空アクセスの向上や、宿泊・観光施設等の新設、官民一体となった誘客キャンペーンの展開に加え、沖縄を題材にしたテレビ番組や、スポーツ、芸能の分野での県出身者の活躍などを背景に、沖縄への関心の高まりが継続していることなどが奏功したことが挙げられる。[図表3-1-1-1]

観光収入についても、入域観光客数の増加に支えられ、米国同時多発テロ事件による平成13年の落ち込みから回復基調にあり、平成20年は過去最高の4,365億円となっている。

また、観光収入の県経済に占める割合を平成18年度の県外受取でみると、県外からの財政への移転(44%)に次ぐ16.9%を占めており(県民総所得に占める割合は10.3%)、旅行・観光産業は、本県経済におけるリーディング産業として重要な役割を担っている。[図表3-1-1-1, 2]

入域観光客の月別変動については、修学旅行の誘致やリゾートウェディングなど新規市場の開拓などにより、5月・6月などのシーズンオフ期が底上げされている。

[図表3-1-1-3, 4, 5]

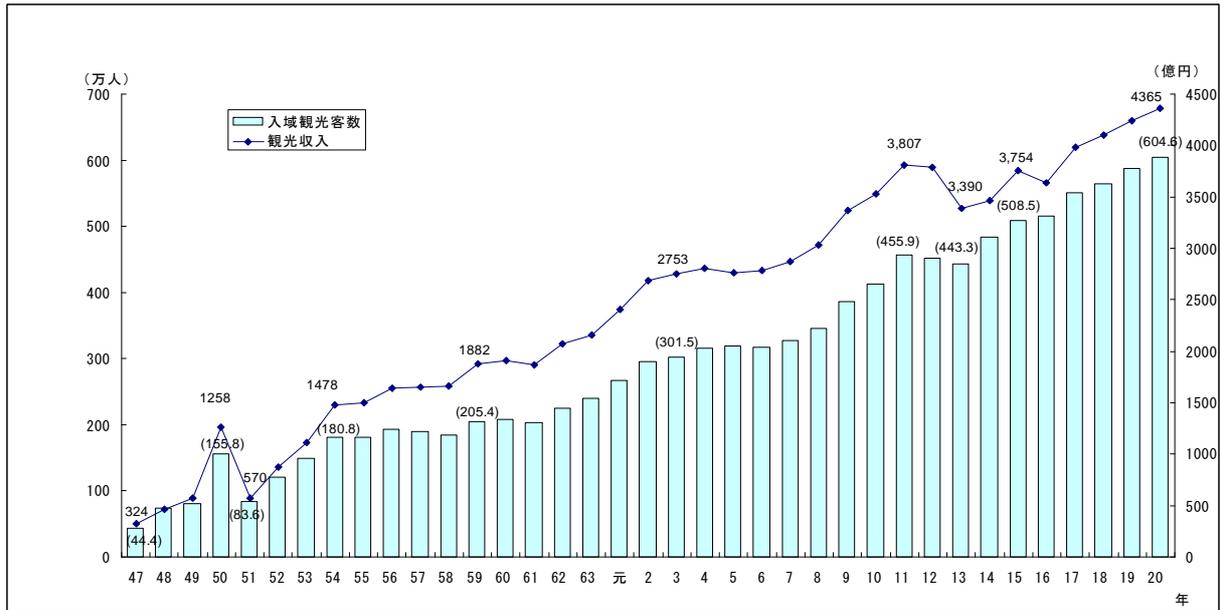
一方、景気低迷や新型インフルエンザの影響などにより、平成21年の観光客数については、平成21年7月を除き、前年同月実績を下回った結果、前年比6.5%減の565万人(うち外国人観光客23万人)となった。

また、観光客の平均滞在日数は平成20年度で3.71日と、依然として伸び悩んでいる。

さらに、全国的な景気低迷やデフレによる旅行商品の低価格化などにより、平成20年の観光客一人当たりの県内消費額も7万2千円前後で横ばいの状況である。

[図表3-1-1-6, 7]

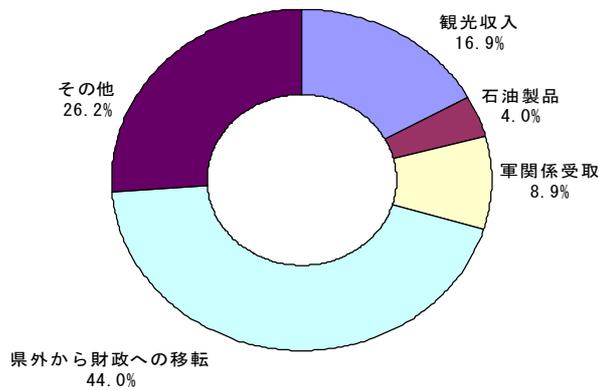
図表3-1-1-1 年次別入域観光客数及び観光収入



資料：沖縄県観光商工部「観光要覧」

図表3-1-1-2 県外受取の構成及び推移

(1) 県外受取(※)の構成 (平成18年度)



※県外受取は、県外居住者(観光客、駐留軍等)の県内消費支出等を含む「財貨・サービスの移(輸)出」や、企業の県外活動による営業利益等を含む「県外からの所得」などで構成されている。

(2) 県外受取の推移

(単位：百万円、%)

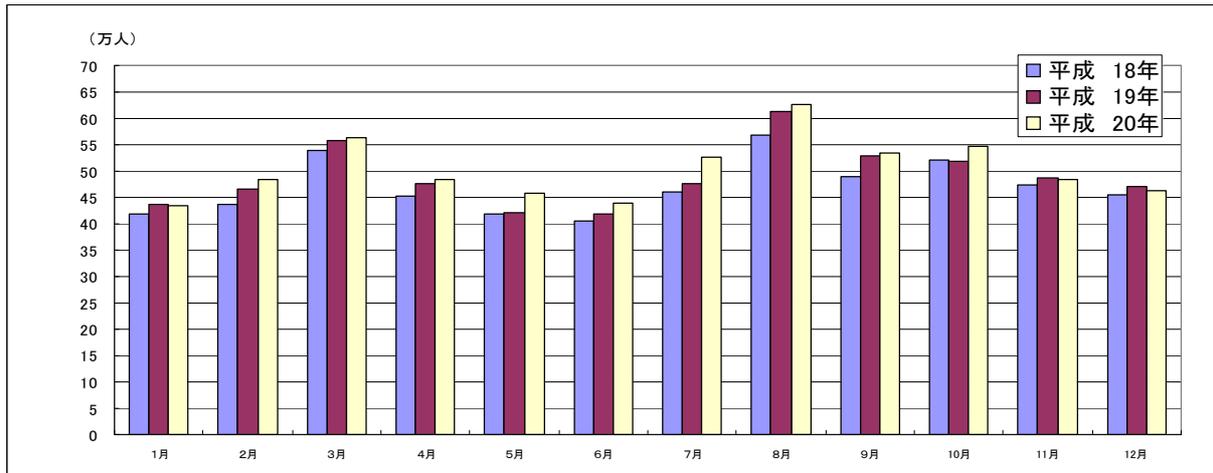
	県外受取		観光収入		砂糖類及び		石油製品		軍関係受取		県外から財政		その他	
	金額	比率	金額	比率	ハ°イン	比率	金額	比率	金額	比率	への移転	比率	金額	比率
S50	881,854	100.0	127,650	14.5	27,140	3.1	162,311	18.4	101,966	11.6	354,939	40.2	107,848	12.2
S60	1,563,279	100.0	186,189	11.9	23,434	1.5	121,030	7.7	147,345	9.4	786,503	50.3	298,778	19.1
H8	2,189,683	100.0	307,683	14.1	-	-	65,164	3.0	182,213	8.3	1,173,818	53.6	460,805	21.0
H18	2,415,416	100.0	408,286	16.9	-	-	95,737	4.0	215,547	8.9	1,062,208	44.0	633,638	26.2

資料：沖縄県観光商工部「観光要覧」

(注1) 「砂糖類及びパン缶詰」は、平成8年度以降は「その他」に含まれる。

(注2) 推計方法の改訂等で、平成8年度までの観光収入の数値を遡及修正した。

図表3-1-1-3 月別入域観光客数の推移（平成18年～平成20年）



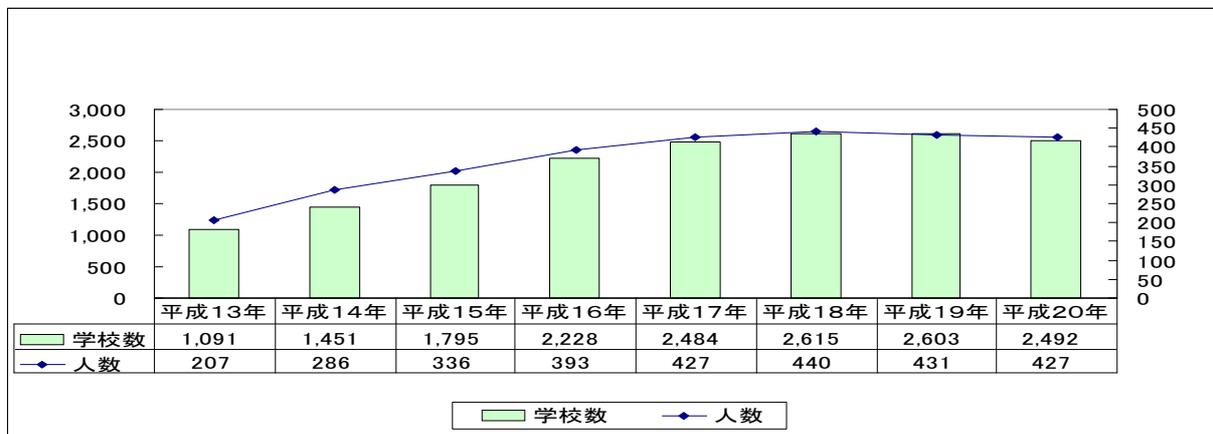
(単位：千人、%)

	実数			前年度比(月間)	
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	20/19年度	21/20年度
4月	475	484	448	1.8	▲ 7.4
5月	420	457	423	8.7	▲ 7.4
6月	417	439	427	5.2	▲ 2.7
7月	478	525	528	10.0	0.5
8月	614	627	602	2.0	▲ 4.0
9月	528	535	515	1.2	▲ 3.7
10月	520	547	480	5.3	▲ 12.3
11月	486	486	426	▲ 0.2	▲ 12.2
12月	471	464	430	▲ 1.5	▲ 7.3
1月	435	420	418	▲ 3.3	▲ 0.5
2月	484	414		▲ 14.5	
3月	564	537		▲ 4.7	
計	5,892	5,934	4,698	0.7	

資料：沖縄県観光商工部「観光要覧」

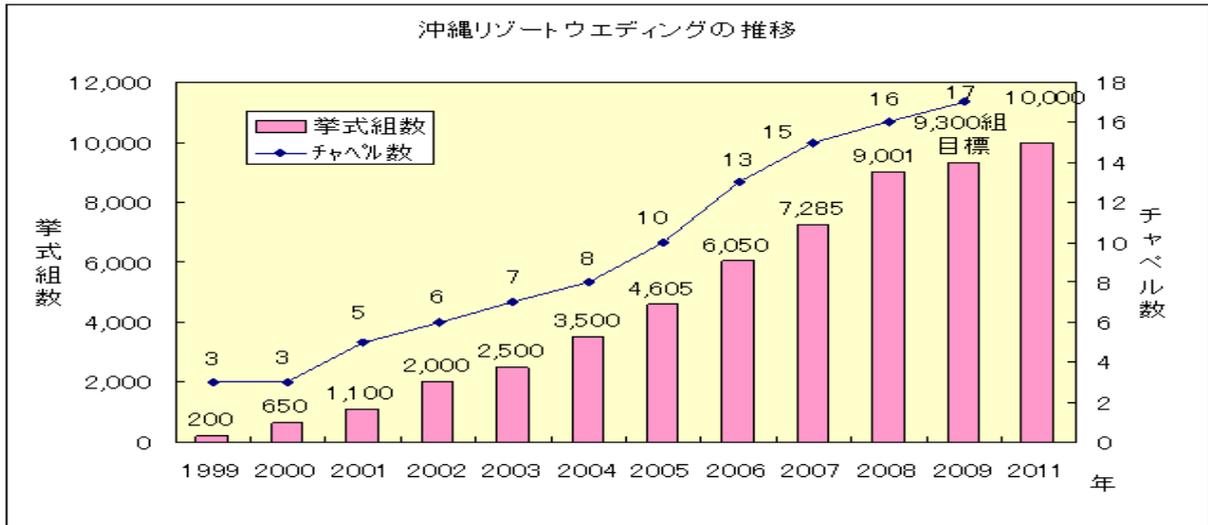
図表3-1-1-4 修学旅行入込状況

(単位：校、千人)



資料：沖縄県観光商工部「観光要覧」

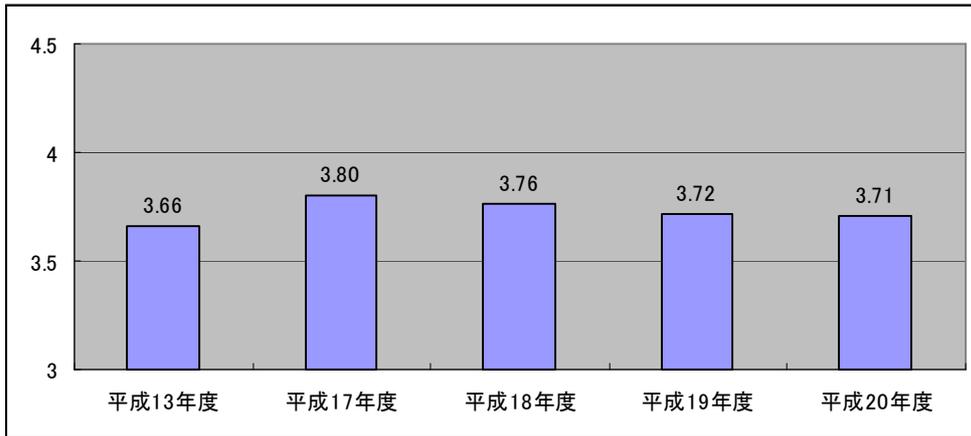
図表3-1-1-5 沖縄リゾートウェディングの推移



資料：沖縄県観光商工部「観光要覧」

図表3-1-1-6 平均滞在日数の推移

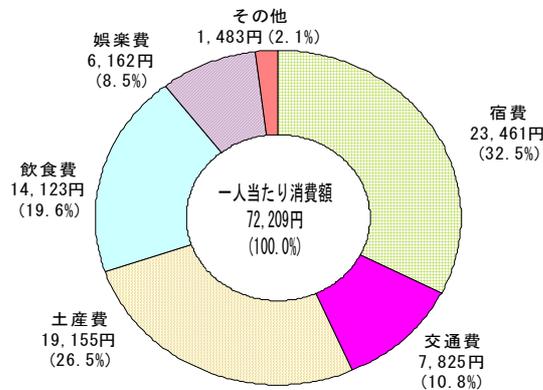
(単位：日)



資料：沖縄県観光商工部「観光要覧」

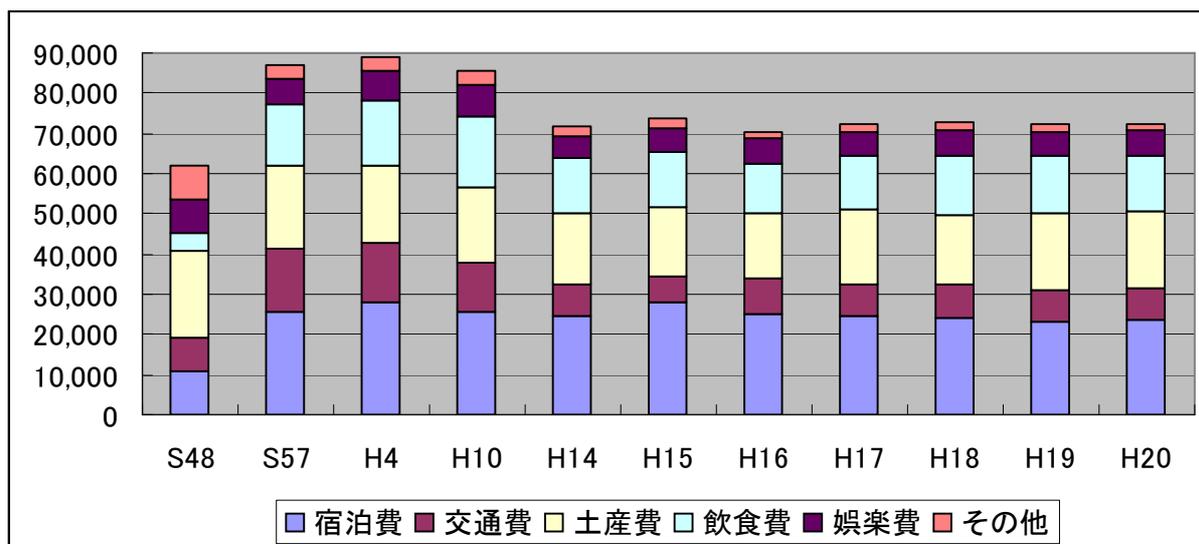
図表3-1-1-7 観光客一人当たり県内消費額の構成及び推移

(1) 観光客一人当たり消費額の構成 (平成20年)



## (2) 観光客一人当たり消費額の推移

(単位：円)



(単位：円、%)

年	総額		宿泊費		交通費		土産費		飲食費		娯楽費		その他	
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率
S48	61,919	100.0	11,047	17.8	8,317	13.4	21,382	34.5	4,449	7.2	8,266	13.3	8,458	13.7
S57	87,242	100.0	25,600	29.3	15,694	18.0	20,800	23.8	15,200	17.4	6,498	7.4	3,449	4.0
H4	88,897	100.0	28,200	31.7	14,446	16.3	19,100	21.5	16,600	18.7	7,367	8.3	3,184	3.6
H10	85,461	100.0	25,700	30.1	12,187	14.3	18,500	21.6	17,700	20.7	8,242	9.6	3,132	3.7
H14	71,704	100.0	24,595	34.3	7,760	10.8	17,622	24.6	13,834	19.3	5,664	7.9	2,228	3.1
H15	73,831	100.0	27,847	37.7	6,746	9.1	16,838	22.8	13,977	18.9	5,769	7.8	2,654	3.6
H16	70,490	100.0	25,152	35.7	8,855	12.6	15,916	22.6	12,429	17.6	6,684	9.5	1,455	2.1
H17	72,421	100.0	24,466	33.8	8,099	11.2	18,653	25.8	13,178	18.2	6,088	8.4	1,936	2.7
H18	72,797	100.0	24,306	33.4	7,962	10.9	17,627	24.2	14,512	19.9	6,250	8.6	2,140	2.9
H19	72,239	100.0	23,310	32.3	7,907	10.9	18,838	26.1	14,349	19.9	5,981	8.3	1,854	2.6
H20	72,209	100.0	23,461	32.5	7,825	10.8	19,155	26.5	14,123	19.6	6,162	8.5	1,483	2.1

資料：沖縄県観光商工部「観光要覧」

(注) 推計方法の改訂等で、S51からH13までの数値を遡及修正した。

## ア 国際的海洋性リゾート地の形成

国際的にも通用する沖縄らしい観光・リゾート空間の形成を図るため、美ら海水族館の開館(平成14年)や、首里城を始めとする世界遺産周辺の関連施設の整備など、新たな観光拠点・施設の整備が進められた。

また、文化施設として県立博物館・美術館が開館(平成19年)し、観光関連施設の集積が進展している。

さらに、平成16年に沖縄型特定免税店の空港外店舗および民間の大型商業施設が開業するなど、海洋性リゾートとしての沖縄観光にショッピングの魅力が加わっている。

この間、沖縄都市モノレールの開通(平成15年)のほか、国際通りや観光地へのアクセス道路、離島空港、港湾など関連インフラの整備が図られ、観光の活性化に大きく寄与している。現在は、新石垣空港や国際クルーズ船に対応した旅客船バースの整備に取り組んでいる。

また、那覇港と那覇空港を結ぶ臨港道路空港線（沈埋トンネル）や那覇空港と沖縄自動車道を結ぶ那覇空港自動車道の整備が進められているところである。

さらに、歴史的な街並みの保全、観光振興や良好な景観の形成等の観点から電線類の地中化を推進し、魅力ある地域づくりに努めるとともに、沖縄県全体の景観施策を総合的に推進するため、全市町村が景観行政団体となり、景観施策に取り組むことを促進している。

#### イ 国民の総合的な健康保養の場の形成と体験・滞在型観光の推進

健康保養の場の形成については、健康増進等に関するモデル事業が推進され、人間ドックツアーや動物介在療法の一つであるドルフィンセラピー、海の資源を用いた海洋療法であるタラソセラピーなどの施設整備に併せて、健康保養型の旅行商品の開発が進められてきた。

また、保健、健康増進等に関連する施設として、スパ（温水浴を中心としたリラクゼーション施設）やエステティックなどの整備が進められており、内閣府沖縄総合事務局の調査によると平成19年度におけるスパ・エステティック機能を有するホテルは、59件に増加している。

さらに、ダイビング、ビーチウォーキング、スパなどの健康増進効果の検証や、これらを活用した新たな健康保養型旅行商品の開発等により、国民の健康保養の場としてのブランド形成に取り組んでいる。

健康保養食材の開発、普及については、ゴーヤーや紅いもなどの県産食材を利用したホテル等への新メニュー提供等を推進しているほか、平成20年度から、県産食材を積極的に活用する飲食店の登録と観光客等への情報発信に取り組み始めている。

エコツーリズムについては、観光振興と環境保全の両立を図るため、西表島仲間川など県内2カ所のモデル地域において保全管理体制づくりを行ったほか、保全利用協定の締結を促進している。

また、県内各地で事業者や地域が主体となった利用ルールの策定や体制構築、環境に配慮した観光利便施設の整備が行われている。

さらに、渡嘉敷村及び座間味村では、エコツーリズム推進法（平成20年4月施行）に基づき、平成22年4月からダイビング人数の制限に取り組むなど、観光振興と環境保全の調和を図る取り組みが進展している。

グリーンツーリズムでは、県内5地域においてグリーン・ツーリズムの実践者（事業者）による研究会が設立され、農業体験、農村生活体験などの多彩な交流が促進された結果、交流人口が増加しているが、観光・リゾート産業との連携によるネットワーク構築等の受入態勢が十分とは言えない状況にある。

体験・滞在型観光の推進については、地域の豊かな自然環境や文化などを体験し、地域住民と交流を図るため、体験滞在プログラムの作成やガイドなどの育成、体験交流施設の整備を行っている。

将来のリピーターとして期待できる修学旅行は、入域観光客数の約7%を占め、沖縄観光のオフシーズンに実施されることから、入域観光客の平準化に寄与している。

また、沖縄バリアフリーツアーセンターと連携を図り、特別支援学校を対象とした「バリアフリー修学旅行」の誘致にも取り組んでいる。

さらに、修学旅行生が家族の一員として民家に宿泊し、農業体験等を通して沖縄の自然や文化に触れる体験が可能な「民泊」事業が促進されている。

フィルムツーリズムについては、沖縄観光コンベンションビューロー内に設置されたフィルムオフィスにおいて、映画やテレビドラマ、CM等のロケ撮影誘致や支援を行うことで、作品(映画・ドラマ等)を通じた観光客の増加を目指し、ロケ地を巡る観光商品の開拓に取り組んでいる。

長期滞在型観光については、先進地等の調査事業の結果と分析を踏まえ、旅行商品の開発促進に取り組んでいる状況である。

世界遺産の首里城を始めとする「琉球王国のグスク及び関連遺産群」については、保全と周辺を含めた整備が進められ、祭り等のイベントに活用されている。

また、世界遺産の所在する市村間の連携強化や、多言語による情報発信の充実に取り組んでいる。

#### ウ コンベンション・アイランドの形成

コンベンション・アイランドの形成については、平成12年の九州・沖縄サミット開催を契機に、開催地としての本県が周知されたことや誘致活動の成果により、コンベンション開催件数および参加者数は増加傾向で推移し、TOYOTA世界大会や米州開発銀行年次総会等の国際会議が開催されてきた。

また、プロ野球の春季キャンプなどスポーツコンベンションの誘致についても拡大している。しかし、国際会議等の各種会議の開催件数は、国の関与する国際会議の減少や海外への宣伝不足等から伸び悩んでいる。[図表3-1-1-8]

企業ミーティング(Meeting)、企業の報奨旅行(Incentive)、国際・国内会議(Convention or Congress)、イベント・展示会(Event or Exhibition)を目的とする、いわゆるMICE(マイス)分野の旅行は、観光を主目的とする旅行より高い経済波及効果が期待されており、新たな市場としての成長が見込まれている。国際会議を含めたMICEの誘致を図るため、開催決定の鍵となる人物の招聘やセミナー開催などの誘致活動等に取り組んでいる。

図表3-1-1-8 観光振興の主な指標(※は年度の数値)

項目	平成13年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
入域観光客数	443万人	550万人	564万人	587万人	605万人	565万人
うち外国人	19.1万人	13.7万人	9.3万人	17.5万人	25.2万人	23.0万人
観光収入	3,390億円	3,984億円	4,104億円	4,240億円	4,365億円	—
リピーター率(※)	64.3%	69.8%	68.4%	71.8%	76.4%	—
コンベンション開催件数(※)	587件	691件	704件	699件	720件	—
(うち国際会議等)	(32件)	(31件)	(28件)	(22件)	(24件)	
コンベンション県外・海外参加者数(※)	48,721人	50,424人	73,474人	66,050人	71,695人	—
(うち国際会議等)	(9,313人)	(5,854人)	(17,307人)	(4,822人)	(3,572人)	
スポーツキャンプ・合宿数(※)	196件	251件	279件	355件	327件	—
(参加者人数)	(6,820人)	(6,810人)	(4,765人)	(5,634人)	(5,302人)	

資料：沖縄県観光商工部

コンベンション施設の整備では、平成14年度に万国津梁館の一部が増築され、複数の分科会等の実施が可能となっており、コンベンション機能の拡充を図っている。

また、県内における国際会議等の受入体制の充実を図るため、会議主催者のパートナーとして、開催目的達成のための企画等を行う専門業者や、同時通訳者の育成などが推進されてきた。

## エ 国内外の観光客受入体制の整備と誘致活動の強化

観光客受入体制の整備については、旅行ニーズの多様化や高齢化の進展などによる、障害者や高齢者の旅行増加に対応するため、沖縄県は平成18年度に沖縄観光バリアフリー宣言を行い、「誰もが楽しめる、やさしい観光地」を目指した取り組みを進めている。

また、平成19年度以降、特定非営利活動法人による沖縄バリアフリーツアーセンターの設立を支援したほか、同センターを活用した観光バリアフリー情報の発信、観光バリアフリーに関するネットワークの拡充、講習会等を通じた観光事業者などの意識向上に取り組んでいる。

さらに、外国人への道路案内、観光案内の整備については、外国人を含めた観光客の利便性向上を図るため、主要な観光地に係る道路案内標識や多言語表記の観光案内板の整備等への取り組みが始められている。

観光情報システムの充実強化を図るため、観光情報サイトをリニューアルや言語の追加を行い、多様化する観光ニーズに合わせた情報発信を行なうための新たなシステム構築及びコンテンツの充実を図り、沖縄観光情報の発信力強化を図っている。

また、平成14年度に実施された沖縄デジタルアーカイブ整備事業では、沖縄の文化資産等の映像や写真、音声、文字情報などがデジタル化されており、インターネットを通して活用されている。

観光人材については、外国人観光客の受入体制を強化し、沖縄観光の魅力を正しく発信するため、平成19年度より外国語で観光ガイドが可能な地域限定通訳案内士制度を活用してガイドの育成を行っている。平成21年12月現在で、英語・中国語・韓国語を合わせ49名が登録され、本県の観光地、文化、自然、歴史を伝えていく観光ガイドとして活動している。

また、平成18年度に沖縄コンベンションビューロー内に設置された観光人材育成センターを活用した、観光産業従事者、リーダークラスに対する各種研修や観光タクシー乗務員の資格認定事業が実施され、観光人材の育成を推進している。

さらに、将来の観光産業の将来を担うことが期待される高度観光人材を育成するため、観光経営系大学院等への留学を推進する取り組みが、平成21年度から始まっている。

外国人観光客の一層の誘致を図るため、航空会社などへ路線拡充を働きかけ、チャーター便の誘致促進に取り組むとともに、クルーズ船誘致のトップセールスや商談会などへの参加を通じたセールスプロモーションを展開している。

## オ 産業間の連携強化

観光・リゾート産業の成長発展や経済波及効果の拡大を図るため、産業間の連携強化への取り組みは不可欠である。

農林水産業では、ゴーヤー、パパイア、モズク等の多彩な農林水産物や、伝統的に食されている豚・山羊等の畜産物、食文化について、消費者ニーズに合った食材の生産・

供給体制の確立や若い世代へ調理法の普及等を図るため、地産地消・食育の推進活動として農産物直売所等の強化や、飲食業との連携による「おきなわ食材の店」登録制度を推進している。

また、製造業における食品・工芸品等の観光土産品の差別化及び競争力強化を図るため、関係機関の連絡会議やデザイナーのネットワーク会議が設置されているほか、OKINAWA型産業応援ファンド等による新商品・サービスの開発支援が行われている。

さらに、エイサーや沖縄音楽等の文化資源を活用した観光行事の創出に取り組んでいる。

【課題及び対策】

観光・リゾート産業の持続的発展を図るため、引き続き、通年・滞在型の質の高い観光・リゾート地の形成に取り組まなければならない。少子高齢化の進展など旅行マーケットが変化する中、新たな観光資源を発掘・活用するとともに、県内消費額の向上と滞在日数の長期化に寄与する、沖縄型ニューツーリズム(ロングステイツーリズム)や健康保養型観光など新たな観光商品の開発を推進する必要がある。

修学旅行については、少子化等の影響を受け、減少が懸念されることから、海外からの修学旅行誘致に取り組む必要がある。

また、民泊事業については、修学旅行生の安全性を確保するため、受入地域や関係団体等と連携してガイドラインの策定に取り組む必要がある。

さらに、体験・滞在型および健康保養型観光地としてのブランド形成のためには、官民一体となって、情報発信やプロモーションを一層強化していくことが必要である。

観光のピーク期とシーズンオフ期の差は着実に縮まってきたが、季節に左右されない観光メニューの確立など、更なるオフシーズン対策が求められる。

なお、夜間や、雨天、季節を問わないカジノ・エンターテインメントは、本県観光の課題を解決する手段の一つとして、県民の理解を得ながら、同施設の導入を推進する必要がある。

沖縄観光におけるショッピングの魅力を一層増加させるため、沖縄型特定免税店については、平成24年度供用開始予定の新石垣空港や観光客が多く訪れる観光地に隣接した場所への出店に向けた検討が望まれる。

また、新たな出店の際には、免税店に関する面積要件等の緩和も併せて検討することが必要である。

さらに、県内宿泊がないこと等から消費額が低い定期クルーズ船の旅客についても、県内消費額の増加を図るため、免税店(空港外店舗)でのショッピングを可能とする必要がある。[図表3-1-1-9]

図表3-1-1-9 外国人観光客の県内消費額(推計) (単位：円)

	宿泊費	県内交通費	土産・買物費	飲食費	娯楽・入場費	その他	合計
国際線搭乗客	29,573	6,104	30,382	15,007	2,778	2,789	86,633
国際クルーズ搭乗客	0	2,992	11,100	3,456	1,368	640	19,567

資料：沖縄県観光商工部「平成17年度観光統計実態調査」

本県を訪れる観光客のうち、平成20年度のリピーター率は76.4%に達しており、3回目以上の来訪回数者の比率は54.2%と、増加傾向にある。これは、ダイビング客を含めた沖縄の固定ファンが存在することが確認できる一方、本県の観光産業がさらに発展するためには、新たなマーケットの開拓に取り組む必要があることを示唆している。

このため、国内市場にあっては、観光地「沖縄」のイメージ確立が十分浸透していないシニア層などの市場開拓を一層進めることが必要である。[図表3-1-1-10]

また、国民1人当たりの国内旅行回数及び宿泊数が減少傾向にある中、本県の観光が安定的に成長し、国際的な観光リゾート地としての地位を確立するためには、外国人観光客の誘致は非常に重要である。

平成20年の外国人観光客数は全体の4%に留まっていることから、国際観光振興機構との連携のもと、個人旅行におけるビザが一部解禁された中国などを中心に、欧州も視野に入れた海外誘客プロモーションを一層強化するとともに、航空路線網の拡充・増便を促進することが必要である。[図表3-1-1-11]

さらに、観光客一人当たり県内消費額の向上に有効である海外富裕層の誘致を図るためには、引き続き海外における誘客・宣伝活動を行いながら、富裕層マーケットに関するより詳細な市場動向調査を行い、的確にニーズを把握する必要がある。

図表3-1-1-10 旅行回数

	初めて	2回	3回	4回	5～9回	10～19回	20回以上	2回以上計	3回以上計
平成20年度	23.6%	22.2%	13.4%	8.9%	16.2%	8.4%	7.3%	76.4%	54.2%
平成17年度	30.2%	22.2%	12.5%	8.1%	13.9%	6.8%	6.3%	69.8%	47.6%

資料：沖縄県観光商工部「観光要覧」

図表3-1-1-11 国籍別入域外国人数の推移

(単位：人)

	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
台湾	91,132	43,122	66,495	68,763	41,298	79,990	109,260
香港	2,642	722	922	753	1,304	10,304	32,500
韓国	4,957	5,628	5,075	6,848	10,508	14,153	13,433
中国	1,811	1,170	1,735	1,734	3,033	3,922	4,123
フィリピン	1,996	2,286	2,417	2,446	2,157	1,735	1,390
アメリカ	12,917	10,113	8,906	9,264	10,632	10,360	9,204
その他	5,093	4,730	4,941	5,667	8,550	12,131	20,498
合計	120,548	67,771	90,491	95,475	77,482	132,595	190,408

資料：沖縄県観光商工部「観光要覧」

観光交通を支える交通インフラの整備については、航空路の確保・拡充に向けた那覇空港の滑走路増設および新空港建設の他、海外誘客を強化するため、国際線ターミナルの移転・拡充、那覇港の旅客ターミナルなどが必要である。

海浜公園やマリーナ等の観光リゾート地にふさわしい施設整備を進め、海洋性リゾート地の形成に取り組む必要がある。

また、水資源の確保に引き続き取り組むとともに、観光地への更なるアクセス性・周遊性の向上に資する道路整備を推進しなければならない。

さらに、「琉球王国のグスク及び関連遺産群」の保全と周辺を含めた整備及び歴史的な

建造物・まち並みの保全や復元を図るとともに、これらをネットワーク化し、誰もが身近に沖縄の歴史・文化に接しやすい環境を整備する必要がある。

観光・リゾート産業には、引き続き県経済全体を牽引していくことが求められている。そのためには、持続可能な観光地作りを推進することが不可欠であり、重要な観光資源である自然環境や「沖縄らしい」風景・景観の保全・再生を図りつつ、本県の観光を振興することが必要である。

また、独自の自然、歴史、伝統文化に育まれた沖縄らしい風景や景観を資源として再認識し、県民全体で守り、創り、育て、生かしていくとともに、景観教育等の啓蒙活動を通して、風景づくりの意識醸成を図る必要がある。

景観施策については、市町村の体制や財政面の課題があることから、市町村の実状や取り組み状況、課題に応じた計画的、かつ弾力的な支援が必要である。

コンベンション・アイランドの形成については、引き続き国際観光振興機構等と一体となった誘致を進めながら、平成22年度に予定されているAPEC電気通信・情報産業担当大臣会合などの国際会議等の開催を一層推進しなければならない。

また、参加国が多数となる大規模国際会議の増加に際しては、会議運営や通訳に対応できる人材の育成を推進する必要がある。

スポーツコンベンションについては、本県の温暖な気候を活かし、冬場のプロスポーツやアマチュアのキャンプ・合宿の更なる誘致を図るとともに、国際的な大会開催年度における外国代表チームの合宿受け入れの推進等、他地域との差別化、競争力を強化していく必要がある。

また、併せて誘客効果・経済効果の高い各種スポーツイベントの沖縄開催を積極的に推進していく必要がある。

さらに、平成22年度に開催される全国高等学校総合体育大会や平成24年度に沖縄復帰40周年記念事業として開催される第77回日本オープンゴルフ選手権競技の成功に向けた取り組みを推進していく必要がある。

本県における国際会議等は、沖縄コンベンションセンターが主会場の1つとなっているが、経年劣化に伴う補修・整備や収容人員に対する駐車場の狭隘性の解消など、大規模会議場としての機能を十分に果たすため、更なる機能の充実・改善を図る必要がある。

観光人材の育成では、引き続き、受講する企業の業種や希望等に一部対応した研修の実施を促進することが必要である。また、観光関連産業従事者への語学教育については、早急な取り組みが必要である。

観光・リゾート産業と農林水産業との連携強化については、県内調達率や県産品を利用する上での問題点等の調査・分析を踏まえ、一層の連携強化を図るとともに、グリーンツーリズム等を通じた、農山村地域と都市との地域間交流による地域活性化や就業機会の創出、農山村地域の所得向上を強化していく必要がある。

また、製造業との連携では、伝統文化資源を活用した地域特産品の開発を図るとともに、農商工連携等を含めた事業者間の連携を促進し、産業間相互の振興に努める必要がある。

観光客の動向調査として、沖縄県は観光統計実態調査、マーケティング調査および観光客満足度調査を実施し、その結果を広く情報提供している。今後は、全国基準による幅広い多様な統計資料の提供にも努めることにより、観光・リゾート産業の振興に資することが望まれる。

(制度について)

#### 【主要な関連制度】

##### (1) 観光振興地域

- ①指定(供用開始)年月日：平成10年4月(平成11年12月)
- ②根拠法令：沖縄振興特別措置法第16～20条
- ③対象地域(制度概要)：  
観光の振興を図るため観光関連施設の整備を特に促進することが必要とされる政令で定める要件を備えている地域
- ④現在の指定地域・市町村：  
17地域(海洋博公園地域、カヌチャ地域、ブセナ地域、宜野座サンライズリゾート地域、恩納海岸リゾート地域、金武湾海洋性リゾート地域、読谷ニライ・カナイリゾート地域、北谷西海岸地域、宜野湾西海岸地域、那覇中心市街地・新都心地域、マリンタウンリゾート地域、エアウェイリゾート豊見城地域、前川地域、久米島イーフリゾート地域、トゥリバー地域、宮古島南岸・東平安名リゾート地域、平久保・野底地域)
- ⑤適用条件：  
対象地域内において特定民間観光関連施設を新・増設した法人  
・取得価格合計が5千万円以上  
・特定施設を構成する部分の床面積、取得価額が建物全体の1/2以上  
・販売施設は内閣総理大臣が指定する施設 など
- ⑥対象業種等：  
i スポーツ・レクリエーション施設 ii 教養文化施設 iii 休養施設 iv 集会施設  
v 販売施設
- ⑦税制上の優遇措置：  
i 投資税額控除(機械・装置、建物等)  
機械等15%、建物等8%(法人税額の20%限度 繰越4年 投資上限額20億円)  
ii 地方交付税による減収補填措置(事業税・不動産取得税・固定資産税)  
iii 事業所税の非課税(資産割1/2 5年間)
- ⑧その他のメリット：資金の確保等(同法第18条)、施設等の整備(同法第19条)
- ⑨これまでの実績等：  
税制上の優遇措置(平成13年度～平成20年度)  
5施設、1,567百万円(国税 2施設、169百万円、地方税 5施設、1,398百万円)

#### 【課題及び今後の方向性】

- ・特定民間観光関連施設に対する投資税額控除については、販売施設に係る小売・飲食施設や附帯施設の面積要件など、対象施設の要件が厳しい。活用実績が低調(5施設)であることから、制度の活用に向け、要件緩和等を検討する必要がある。
- ・本県の一層の観光振興に向け、観光関連施設の集積を図るために必要な制度のあり方を平成22年度に検討する。

(2) 沖縄型特定免税店制度（輸入品を携帯して出域する場合の関税の免除）

①指定（供用開始）年月日：平成10年4月（平成11年12月）

②根拠法令：沖縄振興特別措置法第26条

③対象地域（制度概要）：

内閣総理大臣が指定する空港内国内線旅客ターミナル施設又は観光振興地域の区域内にある特定販売施設（特定小売施設や特定飲食施設などが一体的に設置される施設）

④現在の指定地域・市町村：

2カ所（那覇空港内の旅客ターミナル施設、DFS・ギャラリー沖縄（観光振興地域の区域内にある特定販売施設））

⑤適用条件：

特定販売施設については、特定小売施設及び特定飲食施設の床面積の合計が概ね1万㎡以上、免税物品を販売する店舗の床面積の合計が概ね5千㎡以上などの要件を充たした施設

⑥対象業種等：

小売業、飲食店業等（対象業種の一体的な設置施設であること）

⑦税制上の優遇措置：

関税免除の購入限度額20万円

⑧これまでの実績等：

平成10年4月の「沖縄型特定免税店制度」の創設により平成11年12月において空港内店舗、さらに平成14年4月の「観光振興地域内での空港外への店舗展開が可能」となる制度の一部改正によりおもろまちに店舗がオープンし、沖縄におけるショッピングの魅力を付与し、沖縄観光の定番スポットに定着している。

【課題及び今後の方向性】

- ・観光客の制度利用は定着しており、「沖縄観光におけるショッピングの魅力を高める」という目的は概ね達成できている。  
しかし、制度の魅力をさらに高めていくため、免税の対象を内国消費税へ拡充することや、クルーズ船旅客・国外出域客で出域する旅客への適用実現を目指していく必要がある。  
また、店舗に関する面積要件等の緩和を検討する必要がある。
- ・内国消費税の免税対象、国内へクルーズ船で出域する旅客の制度利用等のため、制度改正に向け、国等の関係機関と調整する。

(3) 環境保全型自然体験活動に係る保全利用協定、同活動の推進

（根拠法令：沖縄振興特別措置法第21～25条）

【課題及び今後の方向性】

- ・保全利用協定締結者ではない者への法的拘束力や、違反者に対する勧告・認定取消以外の罰則がない。
- ・平成20年から施行された「エコツーリズム推進法（罰則有）」との整合性を検討する。

(4) 観光の利便性の増進等（共通乗車船券、利用者利便増進事業）

（根拠法令：沖縄振興特別措置法第10～13条）

【課題及び今後の方向性】

- ・平成20年度における島内移動の手段は、レンタカー利用が最も多いため(53.8%：複数回答)、現状に適した制度への拡充を検討する。

(5) 交通の確保等（安定的な確保及び充実に係る配慮規定）

（根拠法令：沖縄振興特別措置法第91条）

【課題及び今後の方向性】

- ・現行規定は一般的な配慮規定であるため、離島振興に資する新たな制度の創設を検討する。

(6) 航空機燃料税の軽減（国内旅客便）

①指定(供用開始)年月日：平成9年7月

②根拠法令：沖縄振興特別措置法第27条及び同法附則3条

③適用対象者：航空事業者

④対象路線：

i 那覇ー本土（沖縄以外の本邦の地域）：同法27条

ii 宮古・石垣・久米島ー羽田空港：同法附則3条

⑤適用される措置：

旅客の運送に積み込まれる航空機燃料税について、本則（航空機燃料税法第11条）である1キロリットルあたり2万6,000円から、下記割合が軽減される。

i 那覇ー本土間：本則の1/2

ii 宮古・石垣・久米島ー羽田間：本則の1/2（平成15年度末で終了）

⑥改正の経緯：

・平成9年7月創設(国内旅客便：本則の3/5)

・平成11年7月拡充(国内旅客便：本則の1/2)

・平成22年4月拡充(国内貨物便への適用)

・附則第3条(離島～羽田間の1/2軽減)は、平成15年度末で終了。

⑦実績・効果：

平成9年及び11年にコスト軽減分を反映させた運賃が設定され、この運賃が現在でもベースとなっている。

東京～札幌などの幹線運賃は軽減措置施行前(H9)と比較して33～42%引き上げられているのに対し、那覇路線は17%の上昇に留まっており、本県の観光を支える重要な制度である。

・旅客運賃の低減状況(那覇ー東京)

平成9年7月：3万4,950円から3万950円(4,000円引き下げ)へ

平成11年7月：3万1,050円から3万50円(1,000円引き下げ)へ

那覇ー東京路線 平成20年11月現在の片道運賃：40,800円

【課題及び今後の方向性】

- ・沖縄振興特別措置法は、平成23年度末で終了することから、平成24年度以降においても、現行の措置が継続される必要がある。
- ・平成24年度以降も現行の措置が継続されるように、国等の関係機関と調整する。

## (2) 情報通信関連産業の集積

(施策について)

### 【現状】

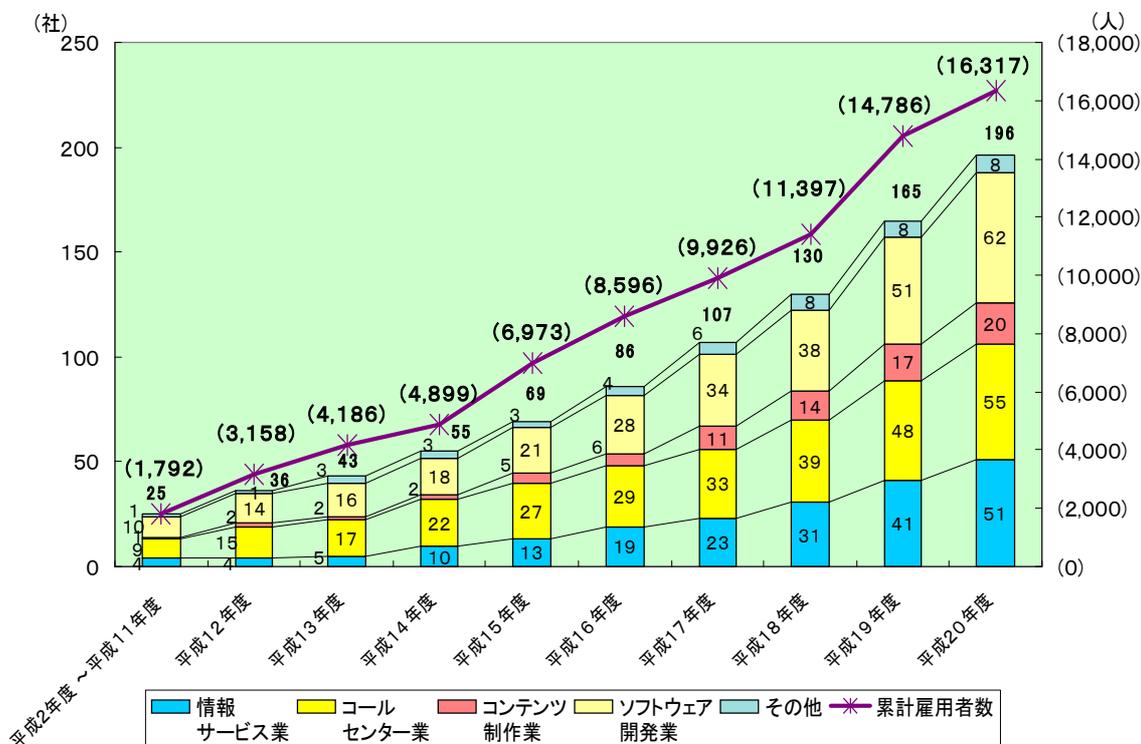
情報通信関連産業は、情報通信技術を活用することで、市場等と離れていてもサービスの提供が可能である等の特質を有している。

このため、本県においては平成10年9月に策定された「沖縄マルチメディアアイランド構想」で情報通信関連産業を沖縄のリーディング産業として明確に位置づけた後、全国に先駆けてコールセンター等の誘致施策を積極的に展開した結果、多くの企業集積が図られている。その後の「沖縄国際情報特区構想(平成12年8月)」、「沖縄e-island宣言(平成13年7月)」に基づく施策を進め、平成14年8月には沖縄振興計画の分野別計画として「沖縄県情報通信産業振興計画」を制定し、行政機関及び関係団体との連携の下、情報通信関連産業の集積・高度化、人材の育成・確保等を推進している。

### ア 情報通信産業の立地促進

情報通信産業の立地促進については、情報通信産業振興地域における税制優遇措置の活用や本土沖縄間の通信コスト低減化支援、IT人材の育成支援、インキュベート施設の整備が推進された結果、平成21年1月現在で、県外からの立地企業は、ソフトウェア開発業62社、コールセンター55社、情報サービス51社、コンテンツ制作業20社と各分野で伸張し、誘致企業数の累計は196社、平成13年度における進出企業数(43社)の4.6倍に上っている。[図表3-1-2-1]

図表3-1-2-1 沖縄県に進出した情報通信関連企業の推移



資料：沖縄県観光商工部

(注)平成21年1月1日現在における進出企業数及びその雇用者数を立地企業別・業種別に分けて表記したものである。

県外企業の誘致の進展は、県内の情報通信関連産業の振興に寄与しているとともに、情報通信関連産業全体では、コールセンターを中心に2万3000人超の雇用創出が図られており、経済の活性化に大きく貢献している。

その一方、情報通信産業特別地区において、データセンター、インターネット・サービス・プロバイダー、インターネット・イクスチェンジなど、情報中枢事業の立地促進に取り組んでいるが、平成21年7月現在で制度に係る事業認定の実績はない。

コンテンツ制作分野については、立地企業数は増加しているものの、他の業種と比べると少ない。なお、平成14年度に実施した沖縄デジタルアーカイブ整備事業では、デジタル化された沖縄の文化資産等の映像や写真、音声、文字情報などがインターネットで発信可能となり、多方面で活用されている。

高度なソフトウェア開発など新しい情報通信産業の拠点となり、かつ、アジアとの津梁機能及び高度な人材育成の機能などを備える沖縄IT津梁パークの整備を行っており、平成21年6月には、同パーク内で1棟目となる中核施設が開所している。同パークを活用され、より高度で多様なIT分野の集積による産業クラスターの形成が期待される場所である。

#### イ 人材の育成・確保と研究開発の促進

人材の確保については、県外から本県への企業進出(平成21年1月現在196社)や既存企業等の事業規模拡大により多くの人材需要が発生するとともに、情報化の進展による情報技術の高度化・多様化に伴い、IT人材に求められる技術も高くなる。

このため、大学生、高専生、高校生などに対するIT業界の仕事の内容や魅力を伝えていく活動のほか、沖縄IT人材育成協議会によって、情報産業の持続的発展に必要なプロジェクトマネージャーやブリッジSE等の高度IT人材の育成が進められている。

また、雇用創出効果の高いコールセンター産業に対して優秀な人材の育成・供給を図るため、(財)雇用開発推進機構によるオペレーター等の養成講座及び資格認定が実施されている。

小中学校の情報教育の充実強化については、教育用及び校務用コンピュータの導入などIT環境の整備が進められてきている。

また、IT教育センターを拠点として各学校を対象に教育情報の共有化が図られており、教材を作成するソフト等を提供しているほか、教員の研修などにも活用されている。

#### ウ 情報通信基盤の整備

情報通信産業の更なる集積と高度化を図るためには、高速・大容量・低コストを実現する情報通信基盤の整備が必要である。首都圏からの遠隔性に起因した高い通信コストの低減化を図るため、沖縄県は高速・大容量のネットワークである「情報産業ハイウェイ」を整備し、事業者の沖縄一本土間における通信コストの一部を支援している。

また、平成19年12月から、現状のアメリカ経由の通信接続に替わり、直接日本とアジアを接続し、高速・高品質の通信を可能とする沖縄GIX構築事業の実証実験がスタートしている。

地域情報格差是正については、ブロードバンドサービスを利用可能とする環境を整備したが、一部小規模離島等では未整備となっており、また、整備済みの地域でも場所に

よってはADSLの減衰等によりブロードバンドサービスを十分に享受できない所がある。

## エ 産業における情報化の促進

産業における情報化の促進については、経営や業務にITを効果的かつ積極的に活用する環境作りを目的に、ITを活用したビジネスモデルを開発する事業者への支援が行われている。

また、IT活用に関する窓口相談や専門家派遣事業のほか、ネット販売に係る人材育成やスキル向上、売上増加を図るセミナーが実施されている。

図表3-1-2-2 情報通信関連産業振興の指標

項目	平成12年度 (実績)	平成18年度 (実績)	平成19年度 (目標)	平成19年度 (実績)	平成23年度 (目標)
情報通信関連産業への雇用者数	8,600人	19,765人	17,800人	23,024人	33,700人
情報通信関連産業に係る生産額	1,391億円	2,252億円	2,716億円	—	3,900億円
県外からの誘致企業数(累計)	54社	120社	112社	163社	200社
通信コストの低減化支援を受け 新規に事業を展開した企業数 (累計)	21社	37社	36社	40社	52社
IT高度人材育成数(累計)		3,529人	3,800人	4,212人	6,000人
コールセンター業務に係る技術 等の取得者数(累計)	2,562人	8,370人	8,100人	8,761人	9,800人

資料：沖縄県観光商工部

### 【課題及び対策】

この間の情報通信関連産業の集積については、情報通信産業振興地域制度や通信コスト低減化支援、若年者雇用助成、人材育成支援等の活用により190社を超える企業立地などを実現している。

しかし、経済活動のグローバル化の進展による他国との競争や平成20年秋以降の景気悪化など、社会情勢が厳しさを増す中、持続的な発展を続けるためには、産業構造の高度化・多様化を図る必要がある。

雇用者数が多いコールセンター業においては、沖縄のコールセンターでなければ出来ない高度な業務の集積を目指すなど高度化を促進する必要がある。

ソフトウェア開発業やコンテンツ制作業においては、高品質と価格競争力を武器にオフショア開発の拠点となることを目指すとともに、独自の技術やアイデアをもとに県外市場を開拓する企業の創出を促進する必要がある。

情報通信産業特別地区については、業務拠点以外に事業所を有してはならないなど、要件が厳しく、活用実績がないことから、情報通信関連産業の実情やニーズに合致する特区制度のあり方を検討しなければならない。

厳しい経済環境の中にあって、沖縄県の情報通信関連産業としては、クラウドコンピューティングをはじめとする注目の技術動向の的確な把握に努めるとともに、今後の方向性を展望する必要がある。

また、沖縄IT津梁パーク等を活用しながら、高度化を続ける情報通信産業の先導的

な集積や、高度な事業モデルの確立を先駆けて推進していく必要がある。

人材育成支援事業などにより、一定程度の人材の育成が図られてきたが、企業集積によるシナジー効果及び新事業の創出、付加価値の高い開発案件等を県内企業が請け負っていくためには、高度な知識と技術力を身につけた人材をいかに専門的かつ継続的に輩出していくことができるか、その方策について検討する必要がある。[図表3-1-2-3]

また、情報通信技術の活用による新たな付加価値創出や内発型産業の確立のためには、競争力のある多数の人材を必要とすることから、IT単科大学などの高等教育機関の設置に向けた検討を行っていかねばならない。

学校における情報教育については、小中学校において、コンピュータなどIT環境の整備が全国に比べて後れているため、環境整備を引き続き進めるとともに、教員の研修等で、IT教育センターのシステムが一層活用される必要がある。

図表3-1-2-3 情報処理技術者資格の取得者数

資格	2001		2002		2003		2004		2005		2006		2007春		合計		構成比	
	沖縄	全国	沖縄	全国	沖縄	全国	沖縄	全国	沖縄	全国	沖縄	全国	沖縄	全国	沖縄	全国	沖縄	全国
データベース	1	902	3	1,166	2	1,191	1	1,085	0	956	0	1,038	0	948	7	7,286	0.3	1.3
システム管理	0	463	2	528	0	534	0	475	1	443	1	294	1	331	5	3,068	0.2	0.5
エンベデッド	0	254	0	236	0	251	1	301	0	469	1	406	3	492	5	2,409	0.2	0.4
情報セキュリティ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	1,227	2	1,788	6	3,015	0.3	0.5
ソフトウェア開発	22	8,067	14	5,793	8	5,346	18	7,717	14	9,505	21	9,315	17	5,600	114	51,343	5.1	8.9
基本情報技術	78	27,089	101	32,211	100	30,820	95	25,637	71	19,109	113	26,365	88	13,902	646	175,133	29.1	30.2
システム監査	0	236	0	286	0	350	0	335	0	353	1	369	0	397	1	2,326	0	0.4
初級シアド	225	63,066	213	55,056	187	46,829	214	39,923	186	35,365	224	31,156	109	14,203	358	285,598	61.4	50
アナリスト	1	267	0	283	0	290	1	265	0	301	1	318	-	-	3	1,724	0.1	0.3
プロマネ	1	458	1	697	0	645	0	734	1	631	3	759	-	-	6	3,924	0.3	0.7
アプリケーション	0	990	1	835	0	811	4	759	0	533	0	632	-	-	5	4,560	0.2	0.8
ネットワーク	3	2,749	5	2,496	4	1,974	3	2,106	9	2,263	4	1,793	-	-	28	13,381	1.2	2.3
上級シアド	0	396	0	369	1	322	0	257	0	186	0	235	-	-	1	1,765	0	0.3
セキュリティ	1	2,111	5	2,788	3	3,149	8	4,174	9	3,812	-	-	-	-	26	16,034	1.2	2.8
情報セキュアド	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9	3,337	-	-	9	3,337	0.4	0.6
合計	332	107,048	345	102,744	305	92,512	345	83,768	291	73,926	382	77,244	220	37,661	2,220	574,903	100	100

資料：情報処理推進機構（IPA）公開の統計資料

情報通信基盤の整備については、沖縄県は首都圏との遠隔性から通信コストが他地域と比較して大きくなるのが企業にとってのリスク要因としてあげられることから、通信コスト低減化支援を継続して行う必要がある。

また、沖縄GIXの構築を目指し、情報中枢機能を有するIT企業の集積及びバックアップセンターサービスやコンテンツ配信サービスなど新たなサービスへの展開を促進する必要がある。

地域情報格差是正については、未整備地域の早期解消及び超高速ブロードバンドの基盤整備に関して、関係機関を含めて検討していく必要がある。

(制度について)

【主要な関連制度】

(1) 情報通信産業振興地域

- ① 指定(供用開始)年月日：平成10年4月
- ② 根拠法令：沖縄振興特別措置法第31～34条
- ③ 対象地域(制度概要)：  
情報通信産業の振興を図るため必要とされる政令で定める要件を備えている地域
- ④ 現在の指定地域・市町村：  
24市町村(那覇市、うるま市、宜野湾市、宮古島市、石垣市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、本部町、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、西原町、豊見城市、八重瀬町、与那原町、南風原町、宜野座村、南城市、恩納村、金武町)
- ⑤ 適用条件：  
対象地域内において1千万円を超える情報通信業務用設備を新・増設した法人
- ⑥ 対象業種等：  
i ソフトウェア業 ii 情報処理・提供サービス業 iii 映画・ビデオ制作業  
iv 情報記録物製造業等 v コールセンター等情報通信技術利用事業
- ⑦ 税制上の優遇措置：  
i 投資税額控除(機械・装置、器具・備品、建物等)  
機械等15%、建物等8%(法人税額の20%限度 繰越4年 投資上限額20億円)  
ii 地方交付税による減収補填措置(事業税・不動産取得税・固定資産税)  
iii 事業所税の非課税(資産割1/2 5年間)
- ⑧ その他のメリット：資金の確保等(同法第33条)、施設等の整備(同法第34条)
- ⑨ これまでの実績等：
  - ・ 事業税 : 34件、430百万円
  - ・ 不動産取得税 : 20件、98百万円
  - ・ 固定資産税 : 310件、885百万円
  - ・ 事業所税 : 14件、8百万円

【課題及び今後の方向性】

- ・ 投資税額控除については、「建物付属設備の(建物との)同時取得要件」を緩和し、賃借物件に入居する企業に対応するなど実情に即した制度のあり方を検討する必要がある。
- ・ 情報通信関連産業の一層の集積を促進するため、要件の緩和を検討する。

(2) 情報通信産業特別地区

- ① 指定(供用開始)年月日：平成14年4月(同年月)
- ② 根拠法令：沖縄振興特別措置法第30～34条
- ③ 対象地域(制度概要)：  
情報通信産業のうち特定情報通信事業を実施する企業の立地を促進するため必要とされる政令で定める要件を備える地区
- ④ 現在の指定地域・市町村：  
4市村：那覇・浦添地区(那覇市・浦添市)、名護・宜野座地区(名護市・宜野座村)
- ⑤ 適用条件：  
<所得控除制度>

平成14年7月10日以後に特区内に新設された青色申告法人で下記要件を満たす認定を受けた法人

- ・ 特区内にのみ事業所を有すること
- ・ 常時使用する従業員の数が10人以上であること 等

⑥対象業種等：

特定情報通信事業

- i データセンター ii インターネット・イクスチェンジ
- iii インターネット・サービス・プロバイダー

⑦税制上の優遇措置：

i 所得控除制度(35%、法人設立後10年間)

(ただし、ii 投資税額控除制度との選択)

ii 投資税額控除(機械・装置、器具・備品、建物等)

機械等15%、建物等8% (法人税額の20%限度 繰越4年 投資上限額20億円)

iii 地方交付税による減収補填措置(事業税・不動産取得税・固定資産税)

iv 事業所税の非課税(資産割1/2 5年間)

⑧その他のメリット：資金の確保等(同法第33条)、施設等の整備(同法第34条)

⑨これまでの実績等：事業認定の実績なし。

【課題及び今後の方向性】

- ・ 業務拠点以外に事業所を有してはならないなど、要件が厳しく認定実績が未だない状況である。
- ・ 特定情報通信事業の集積を図るため、要件の緩和を検討する。

### (3) 亜熱帯性気候等の地域特性を生かした農林水産業の振興

本県における農林水産業は、亜熱帯地域の特性を生かし、さとうきび、野菜、果樹、花き、モズク養殖など、多様な生産が展開されている。

特に、ゴーヤー、きく、マンゴー等の戦略品目については、「定時・定量・定品質」を出荷原則とした拠点産地化によるおきなわブランドの確立、肉用牛、さとうきび、養豚、葉たばこなどの離島及び農村地域経済を支える品目については、生産振興及び農業基盤整備等に取り組んできた。

また、農山漁村地域における就労機会の確保や定住促進にも大きな役割を果たすとともに、自然環境や景観の保全、伝統文化の継承、県土の保全等の多面的な機能を有している。

さらに、砂糖製造業や食肉加工業など、食品加工業への原料供給をはじめ、観光業や製造業等と密接に関係し、他産業への経済波及効果の高い重要な産業である。

しかしながら、生産基盤の整備の遅れや農林漁業従事者の減少・高齢化、農林水産物の輸入増加に伴う価格の低迷等により、農業産出額、林業粗生産額、漁業生産額ともにほぼ横這いになっている。

平成19年度の農林漁業の総産出額は1,125億9千万円で、農業930億円、漁業188億、林業7億9千万円となっている。

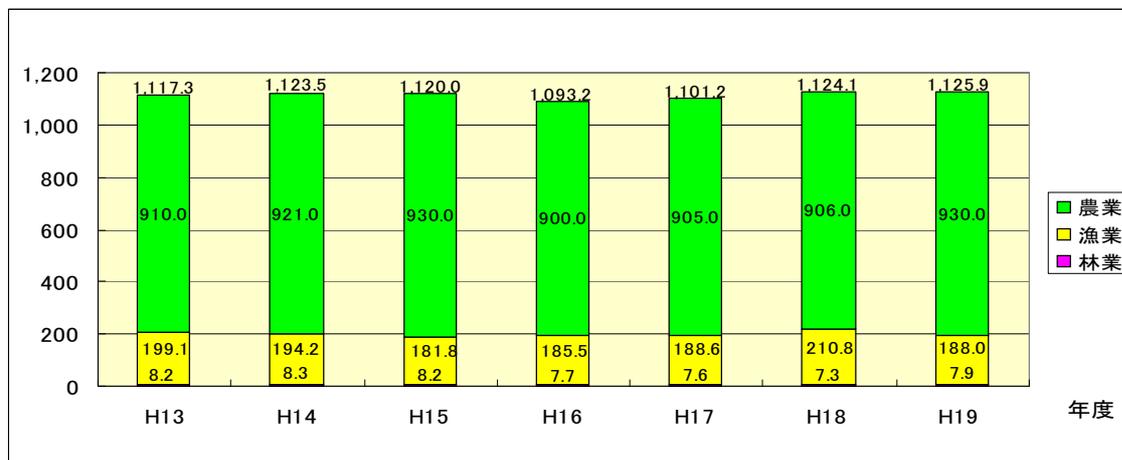
平成13年度の農林水産業の総産出額は1,117億3千万円で、農業910億円、漁業199億1千万円、林業8億2千万円となっており、平成19年度と比較すると、農業で19億円の増加、漁業で11億円、林業で3千万円の減少、総産出額では7億6千万円の増加となっている。

また、県内総生産に占める農林水産業の割合は平成19年度1.7%、平成13年度1.9%となっており減少している（沖縄県統計課「県民経済計算」）。

図表3-1-3-1 農林漁業の産出額の推移

(単位：億円)

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H23(目標)
農 業	910.0	921.0	930.0	900.0	905.0	906.0	930.0	1,300
漁 業	199.1	194.2	181.8	185.5	188.6	210.8	188.0	290
林 業	8.2	8.3	8.2	7.7	7.6	7.3	7.9	12
総 額	1,117.3	1,123.4	1,120.0	1,093.2	1,101.2	1,124.1	1,125.9	



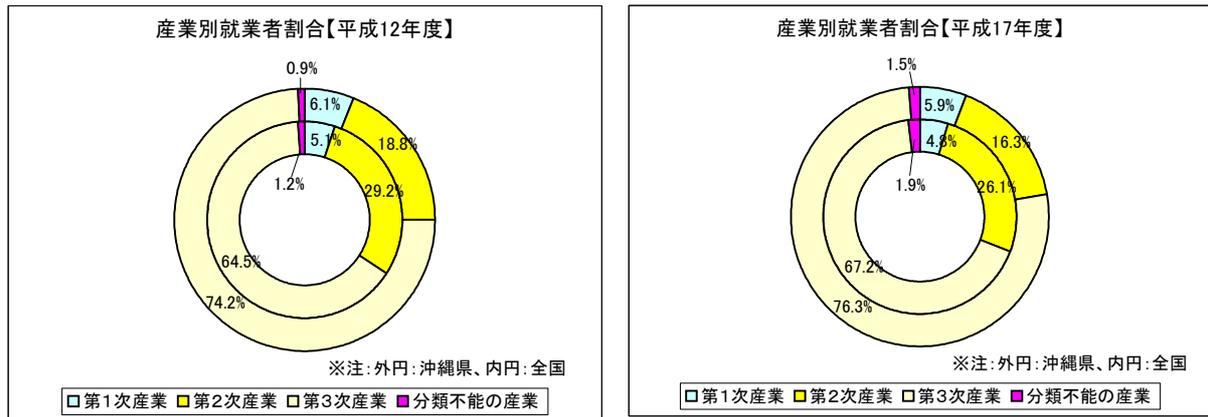
資料：沖縄県農林水産部

就業者数を見ると、平成17年度農林水産業の総就業者数は3万2,873人で、農業2万9,609人、漁業3,110人、林業154人となっている。

平成12年度の総就業者数は3万4,156人で、農業3万614人、漁業3,337人、林業205人となっており、平成17年度と比較すると農業で4,547人、漁業で227人、林業で51人減少している。

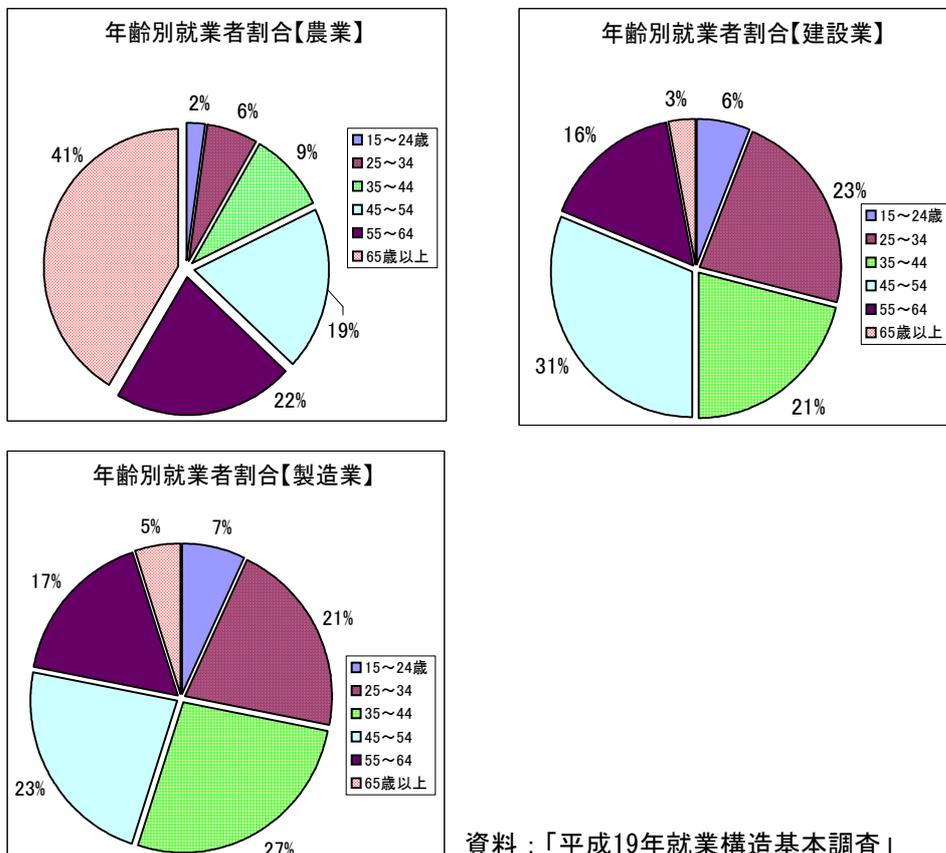
就業者数を産業別割合で見ると、県内就業人口に占める農林水産業の割合は、平成17年度5.9%、平成12年度6.1%となっており減少している。

図表3-1-3-2 全国との産業別就業者割合比較



資料：総務省「国勢調査」

図表3-1-3-3 産業・年齢別就業者割合



資料：「平成19年就業構造基本調査」

(施策について)

【現状】

<ア おきなわブランドの確立と生産供給体制の強化>

本県ではおきなわブランドの確立に向けて、我が国唯一の亜熱帯性気候等の優位性を生かした活力ある産地を形成し、健康長寿や観光・リゾート地にふさわしい高品質かつ安全で安心な農林水産物の安定的供給に取り組んでいるところである。

特に、優位性の発揮や生産性向上が期待され重点的に推進すべき品目のうち、市場競争力の強化による生産性の拡大及び付加価値を高める事が期待される品目等を「戦略品目」、社会的経済施策等の観点から、現制度を堅持しつつ生産確保を図るべき品目等を「安定品目」と位置づけ、これらの品目に集中的な振興施策を講じているところである。

生産拡大が期待されるゴーヤー、きく、マンゴー、肉用牛、モズク等の戦略品目のうち園芸作物については、生産性及び品質の向上を図るため、農業用水の確保、耐候性ハウスや防風・防虫等ネット栽培施設の整備等に取り組んでいる。

また特にゴーヤー、マンゴー、きくについては、平成13年度以降、拠点産地を核に収穫量及び産出額が増加しており、平成18年度における収穫量はゴーヤー8,590トン（産出額27億円）、マンゴー1,550トン（産出額25億円）、きく3億2,410万本（同産出額100億円）となっている。[図表3-1-3-5,6]

その一方で、マンゴー、ゴーヤー等の一部農産物については、県外産地の参入及び出荷量の増加等により、産地間競争が生じている。

肉用牛については、優良種雄牛の造成、人工授精や優良雌牛の導入、計画的な草地造成等の取り組みにより、平成13年度以降、産出額は順調に増加し、平成18年度は産出額163億円となっている。

また、平成20年度には石垣市が肉用牛の拠点産地第1号に認定される等、本県の農林水産業における重要な品目として成長している。

なお、肉用牛の産出額についてはその大部分が子牛の県外への出荷によるものであるが、近年では、八重山地区、北部地区を中心に県産ブランド牛生産の取り組みが行われるなど、肉用牛の新たな展開に向けた取り組みが着実に進展してきている。

養殖魚介類については、くるまえばい、モズク、海ぶどう、ヤイトハタ等の安定生産、計画出荷ができる拠点産地の形成を推進するため、各種養殖施設の整備や、養殖技術の開発・普及に取り組んでいるところである。

海面養殖業については、モズクの収穫量及び産出額が平成13年度以降増加し、平成18年度の収穫量21,615トン、産出額41億3,100万円となっており、くるまえばいについては平成13年度以降若干の増減は見られるものの、概ね同水準で推移しており、平成18年度は収穫量652トン、産出額32億4,300万円で、ブランド化が着実に進展している。

一方、ヤイトハタ等の養殖魚介類については、拠点産地化に向けて、養殖場造成等、良質な種苗の安定供給体制の構築等に取り組んでいるところだが、魚病等により種苗の安定供給が進展しなかった等の理由から拠点産地化が進んでいないのが現状である。

そのため県では、平成21年7月に養殖用ヤイトハタの稚魚に魚病予防のためのワクチン接種を行う等、養殖魚の生産安定化に向けた取り組みを行っている。

図表3-1-3-4 拠点産地マップ（平成22年2月末現在）



《拠点産地の形成》

(単位：地区)

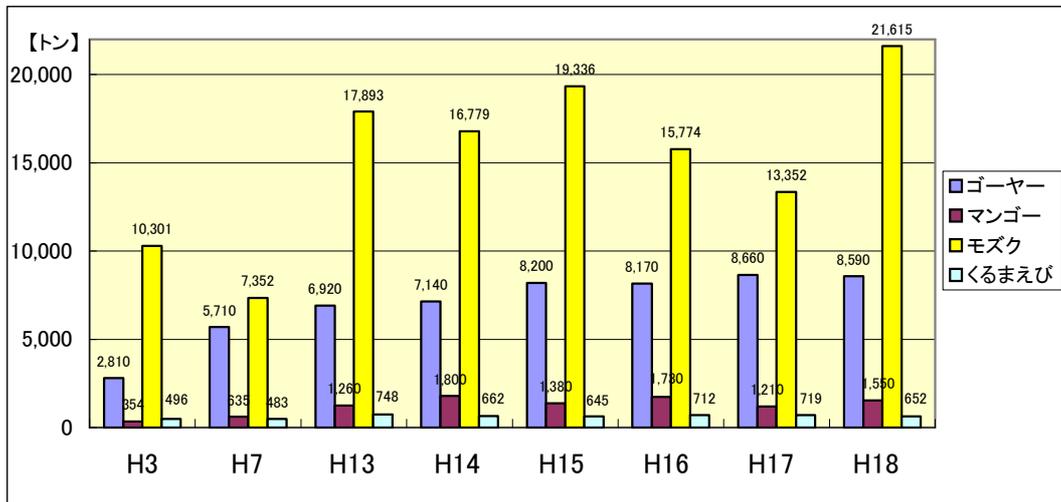
分類	～H16	H17～19	H20～21	累計(～H21)
野菜	12	9	2	23
花き	6	9	2	17
果樹	3	13	2	18
かんしょ	3			3
薬用作物	3	1		4
肉用牛			4	4
木材		1		1
養殖魚介類		4		4
合計	27	37	6	74
H23 目標				142地区

資料：沖縄県農林水産部

図表3-1-3-5 主な戦略品目に係る収穫量の推移

(単位:トン)

	H3	H7	H13	H14	H15	H16	H17	H18
ゴーヤー	2,810	5,710	6,920	7,140	8,200	8,170	8,660	8,590
マンゴー	354	635	1,260	1,800	1,380	1,730	1,210	1,550
モズク	10,301	7,352	17,893	16,779	19,336	15,774	13,352	21,615
くるまえば	496	483	748	662	645	712	719	652



資料：内閣府沖縄総合事務局農林水産部「沖縄県農林水産統計年報」

図表3-1-3-6 きく出荷量の推移

	H3	H7	H13	H14	H15	H16	H17	H18
きく出荷量(単位:千本)	217,800	294,600	299,600	293,200	299,600	296,300	304,100	324,100

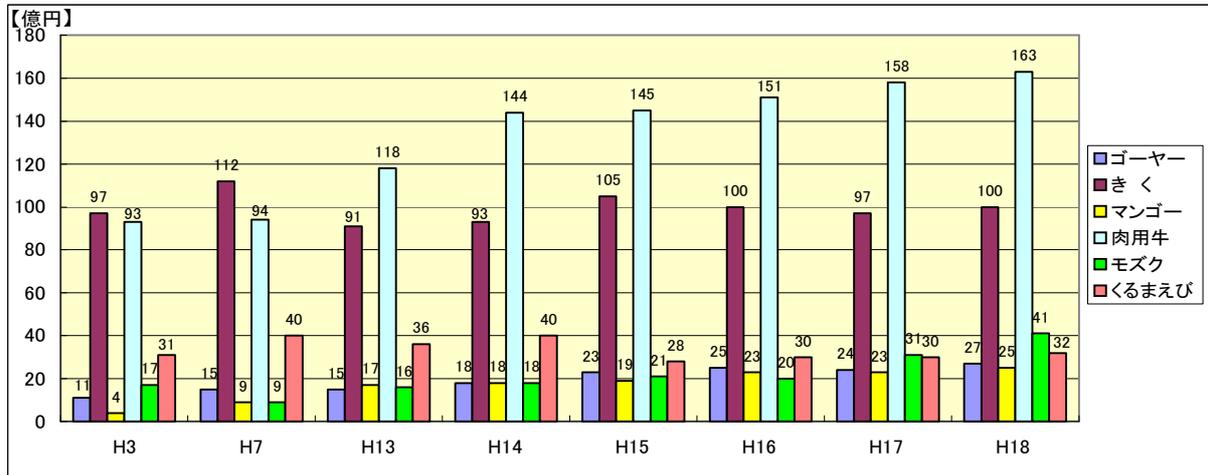


資料：内閣府沖縄総合事務局農林水産部「第36次沖縄県農林水産統計年報」

図表3-1-3-7 主な戦略品目に係る産出額の推移

(単位:億円)

	H3	H7	H13	H14	H15	H16	H17	H18
ゴーヤー	11	15	15	18	23	25	24	27
きく	97	112	91	93	105	100	97	100
マンゴー	4	9	17	18	19	23	23	25
肉用牛	93	94	118	144	145	151	158	163
モズク	17	9	16	18	21	20	31	41
くるまえば	31	40	36	40	28	30	30	32



資料：内閣府沖縄総合事務局農林水産部「沖縄県農林水産統計年報」

さとうきび、パイナップル、葉たばこ、豚、生乳、特用林産物、近海魚介類等の安定品目については、厳しい自然条件下においても比較的安定した生産が可能であるとともに、これらの品目の供給先である製糖企業、パイナップル缶詰企業、乳製品企業等の食品加工業の在立を支えるなど、地域経済に大きく寄与している。

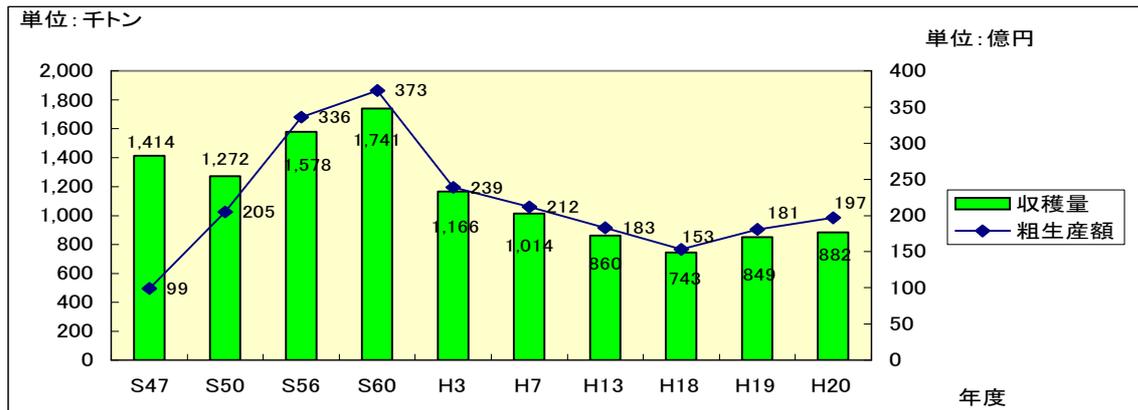
さとうきびについては、台風等の常襲地帯で代替作物に乏しい自然環境下にある本県の基幹作物であり、生産が製糖企業等の関連産業とともに地域の経済社会において重要な位置を占めている。

生産状況については、生産基盤整備等により収穫量及び産出額が、昭和47年度141万4千トン、99億円から昭和60年度には174万1千トン、373億円へと増加してきた。

しかし、その後、農業就業者の減少・高齢化、収穫作業の機械化が遅れていることから、平成18年には収穫量74万3千トン、産出額153億円に減少している。

このため、増産に向けた取り組みとして、国の「さとうきび増産プロジェクト基本方針」に基づき、県では沖縄本島をはじめ、島別に取り組み計画等を策定し、生産拡大に努めると共に、耐風性等に優れた新品種の育成・普及、ハーベスタの導入等による機械化の促進等、生産性の向上に取り組んでいるところである。その結果、平成19年度以降は収穫量も徐々に回復し増産傾向にある。

図表3-1-3-8 さとうきび産出額及び収穫量の推移



資料：沖縄県農林水産部「農業関係統計」

また、平成19年度から導入されているさとうきび経営安定対策の支援対象者要件の充足に向けて、認定農業者や生産組織の育成、作業受委託体制の整備等、担い手確保に取り組んでいるところである。

パイナップルについては、植え付けや収穫作業の機械化の遅れ、担い手不足及び高齢化等の課題があり、平成13年度出荷量1万800トンに対して、平成20年度9千690トンとなっており、ほぼ横ばいで推移している。新品種の開発・普及などにより高単価販売が可能な生食仕向け生産が増加しているとともに、沖縄本島北部地域においては、「パイナップル等果樹生産振興アクション計画」に基づき、生食用果実と加工用果実生産を組み合わせた生産体制の確立に取り組んでいるところである。

乳用牛では増頭に向けて優良雌牛の導入を行っているが、近年の燃油及び飼料価格高騰、平成13年度以降の牛乳消費量(生乳生産量)低下等により飼育頭数が減少している。  
[図表3-1-3-11]

また、養豚については、種豚改良等の生産対策に取り組んできたが、生産農家の高齢化や、豚舎周辺の市街地化の進展による廃業の増加のため、飼育頭数が減少している。

その一方で、沖縄在来豚「アグー」を活用した「アグーブランド豚」や、西洋品種等を沖縄独自で改良した「おきなわブランド豚」等の安定生産体制の整備など、長寿県のイメージと豚肉を活用する本県の食文化を生かしたブランド豚づくりに取り組んでいる。

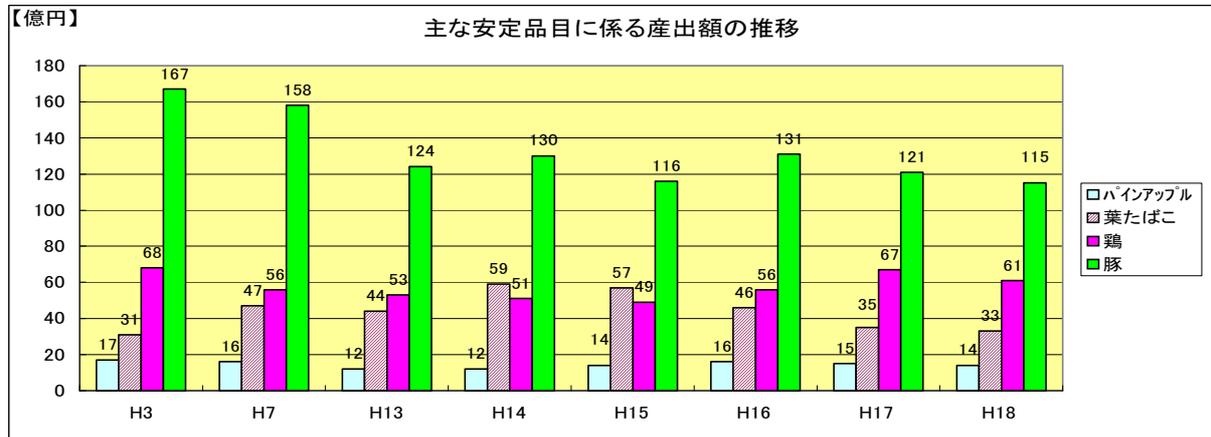
マグロ、ソデイカ等の近海魚介類については、沿岸の埋立、赤土の流入等による環境悪化及び乱獲等により、資源量は概ね減少傾向で厳しい状況であることから、禁漁区域や禁漁期の設定、魚介類の放流等を行う資源管理型漁業を推進し、資源の回復に取り組んでいる。

特用林産物について、特にきのこ類においては、平成14年に今帰仁村にえのきたけ生産施設が完成し、また平成19年には国頭村と金武町にぶなしめじ生産施設を整備する等、高品質な生産品の安定供給体制の構築に取り組んでいるところである。

図表3-1-3-9 主な安定品目に係る産出額の推移

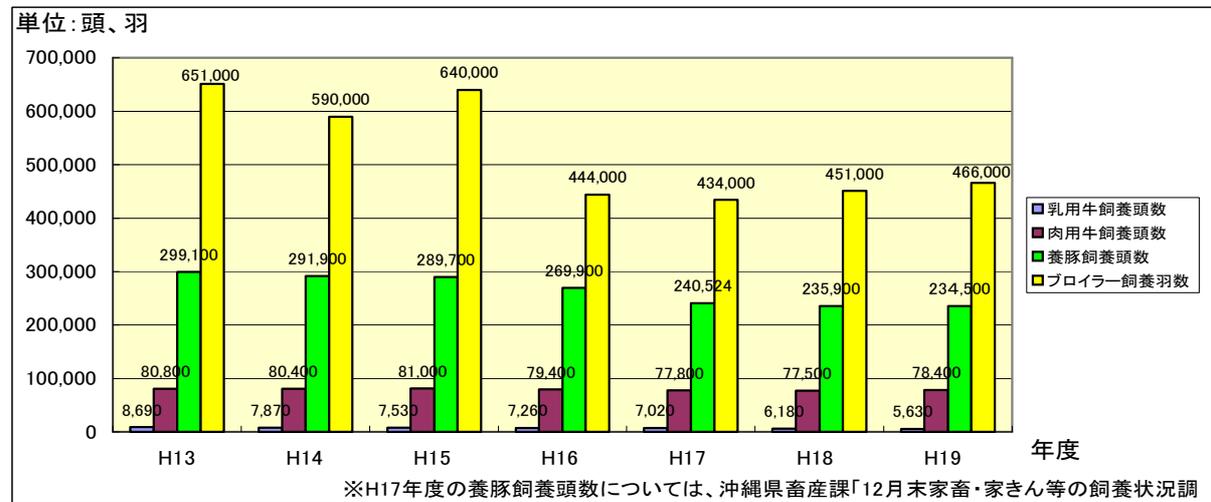
(単位：億円)

	H 3	H 7	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8
パインアップル	17	16	12	12	14	16	15	14
葉たばこ	31	47	44	59	57	46	35	33
鶏	68	56	53	51	49	56	67	61
豚	167	158	124	130	116	131	121	115



資料：農林水産省「生産農業所得統計」

図表3-1-3-10 家畜飼養頭羽数推移



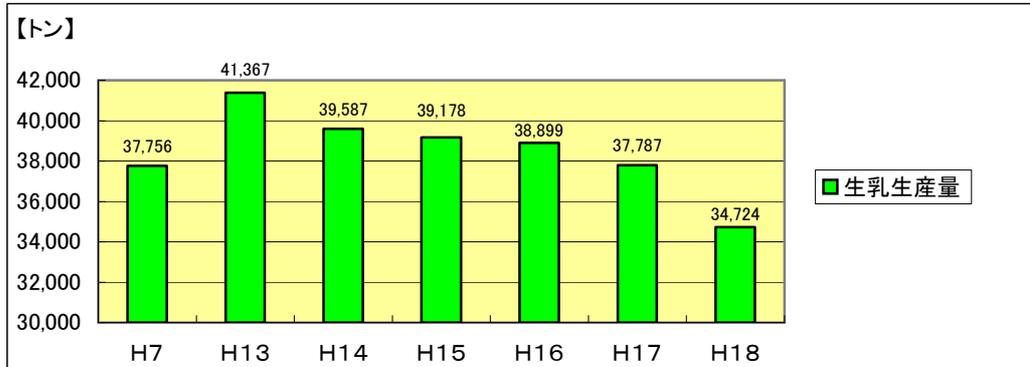
資料：内閣府沖縄総合事務局農林水産部「36次沖縄農林水産統計年報」

図表3-1-3-11 生乳生産量の推移

生乳生産量の推移

単位:トン

	H7	H13	H14	H15	H16	H17	H18
生乳生産量	37,756	41,367	39,587	39,178	38,899	37,787	34,724



資料：沖縄県農林水産部「沖縄の農林水産業」

<イ 流通・販売・加工対策の強化>

本県は、東京や大阪などの大消費地から遠隔に位置しており、輸送上の不利性を軽減するとともに、県内外の消費者・市場に信頼される安全で質の高い農林水産品及び加工品を効率的かつ安定的に供給することが重要である。

このため、流通過程における品質保持のための定温管理施設の整備や航空、船舶等各輸送手段に適した鮮度保持技術の実証試験を実施するとともに、流通コストの低減対策として、船舶と鉄道の複合ルートの開拓、生産・出荷情報の管理システム導入等により、農産物物流の効率化を図っている。

生鮮魚介類を取り扱う市場については、泊漁港内に設置されていた沖縄県漁連市場と那覇地区漁協市場との統合により、平成19年12月に「泊魚市場有限責任事業組合」が設立され、小規模市場の事業統合を図り、鮮魚集荷体制の改善等による効率的な流通体制の構築に努めている。

また、農産物に対する消費者の信頼を確保するため、JAS法に基づく食品表示の適正化を図り、量販店等を対象とした巡回指導の実施、食品表示に関する相談等のための食品表示110番の設置、食品表示ウォッチャーによるモニタリングを実施するとともに、食品関連事業者等を対象とした講習会等の開催により、食品表示制度の普及・啓発を行っている。

食肉流通への取り組みについては、安全・安心な食肉の供給体制を確保する観点から、HACCPの導入や施設合理化による産地競争力の強化を図るため、平成21年度から新たな沖縄県食肉センターの整備を行っている。

販売対策の強化については、県産農林水産物の販売促進を図るため、平成8年に設置された「沖縄県農林水産物販売促進協議会」を中心に県内外における試食、販売等のキャンペーン等を実施するなど、多様な流通チャネルの開拓、市場・産地間の情報収集・発信機能の強化など、多様なマーケティングの推進に取り組んでいる。

さらに、平成16年に設置された「沖縄県地産地消推進県民会議」を中心に、地産・地消体制の確立に向けて、市町村や関係団体と連携を図り、地産地消をテーマとした「花と食のフェスティバル」開催等の取り組みを行う等、地産地消の推進にも取り組んでいるところである。

食品・観光産業との連携強化と加工対策については、県産食材の消費拡大を目的として、県産食材を活用した料理コンテスト実施及びレシピの開発等に取り組んでいるところである。

新たな取り組みとして、平成20年度から「おきなわ食材の店」登録制度を創設し、県産食材を使った地産地消メニューを提供する飲食店を登録し、県民、観光客等に対してホームページ等で情報提供を行っているところである。

農林水産物の付加価値を高める特産品等の開発については、加工施設の導入、地域の農産物を利用した商品開発が行われているものの、商品化され定着化しているのは、ゴーヤーや紅イモ等特定の農産物に限られている。また、水産物の加工品開発については、県産の魚介類は多種少量であるため、加工原料が安定的に確保できるソデイカ、モズク等に限られており進展は遅れている。

このため、県及び商工会等の関係機関においては、平成20年7月に施行された「農商工等連携促進法」により、一定の要件を満たす農林漁業者と中小企業者が、農商工連携を行い新たな加工品等の開発を行う場合に支援を行う等、取り組みを推進しているところである。

製糖企業については、離島を中心に17の工場（うち離島15工場）があり、本県の基幹作物であるさとうきびを製糖することで、地域の基幹産業として経済活動や雇用を生み出す重要な役割を担っている。

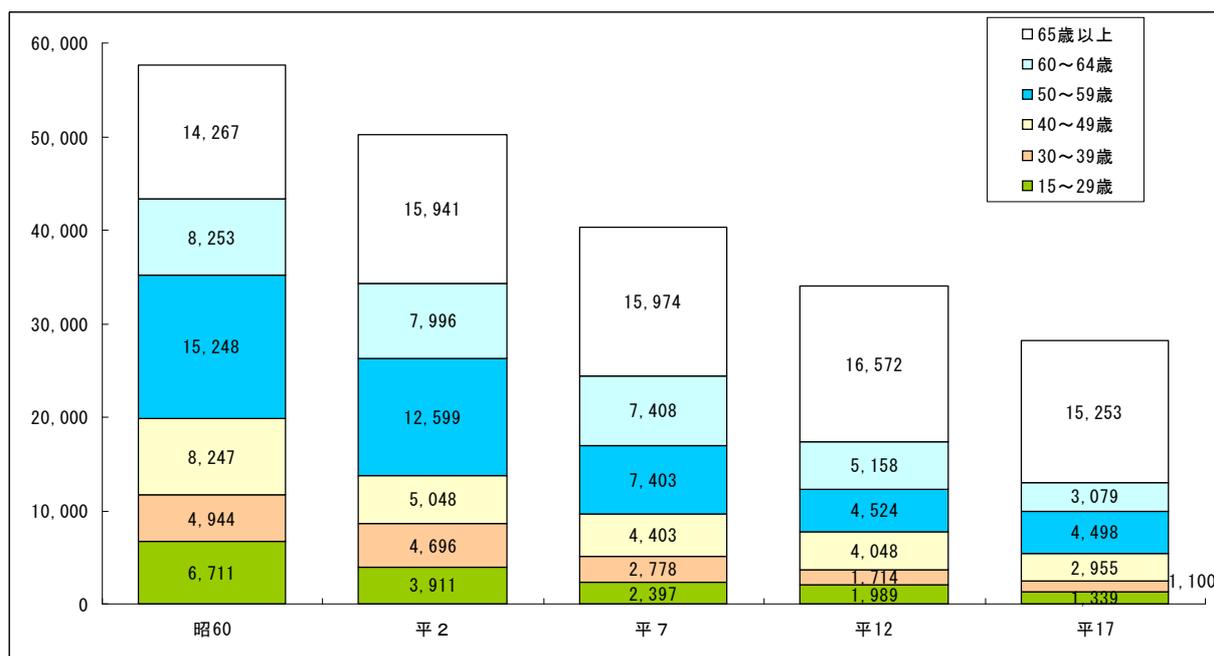
しかし、特に離島地域においては、その置かれている地理的、自然的、社会的条件が不利なことから、諸外国に比べ生産条件格差が著しく、また、原料のさとうきびの生産が台風等の気象災害等の影響を受けやすいことや、さとうきび収穫面積の減少等により、その経営が不安定なものとなっている。

このため、含みつ糖製造事業者の経営安定化を図るため、気象災害に対する影響を緩和するための基金造成を支援しているほか、さとうきびの総合利用を推進するため、かりゆしウェアの試作や食物繊維等を利用した新製品の開発・実用化に取り組んでいる。

#### <ウ 担い手の育成と農林水産技術の開発・普及>

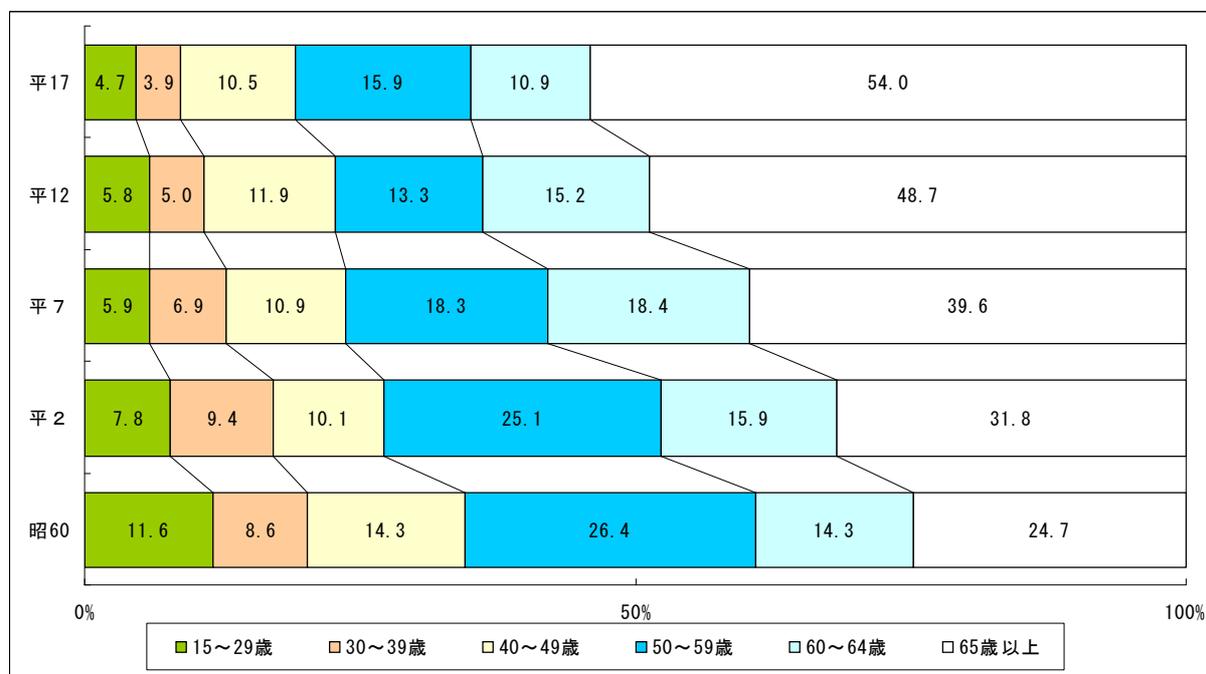
本県における農業従事者の高齢化、担い手不足等により農業従事者が減少している状況にある。[図表3-1-3-12, 13]

図表3-1-3-12 年齢別農業就業人口（販売農家）の推移



資料：農林水産省「農林業センサス」

図表3-1-3-13 年齢別農業就業人口（販売農家）の構成比



資料：農林水産省「農林業センサス」

図表3-1-3-14 耕作放棄地の推移

(単位：ha)

	S 63	H 2	H 7	H12	H17
農家の耕作放棄地	872	1,109	1,629	1,523	1,274
非農家の耕作放棄地	—	—	—	1,888	1,966
耕作放棄地合計	—	—	—	3,411	3,240

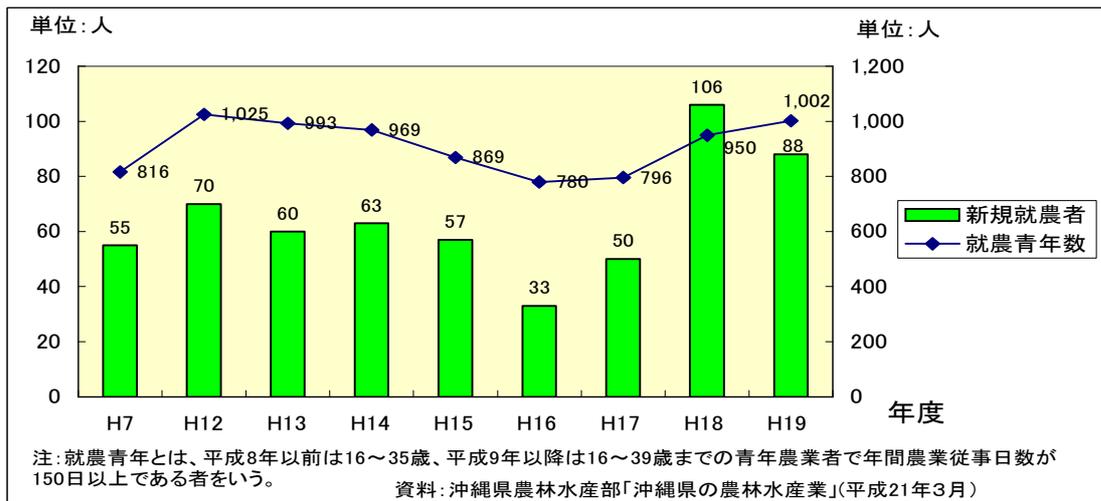
資料：沖縄県農林水産部「農業関係統計」

このため、これまで新規就農総合対策として、多様な後継者の育成に向け、新規就業者の育成・確保、他業種からの新規参入支援、就農相談窓口の設置や農業大学校及び先進農家等における実践的研修などを実施し、就農定着に向けた支援体制の整備を行っているところである。

これらの取り組みを受け、新規就農者については、平成13年の60名から平成19年は88名、また、農業大学校卒業者に占める就農率は平成16年3月卒業生の24.3%(9人)から平成20年3月卒業生は64.9%(24人)となっている。[図表3-1-3-15]

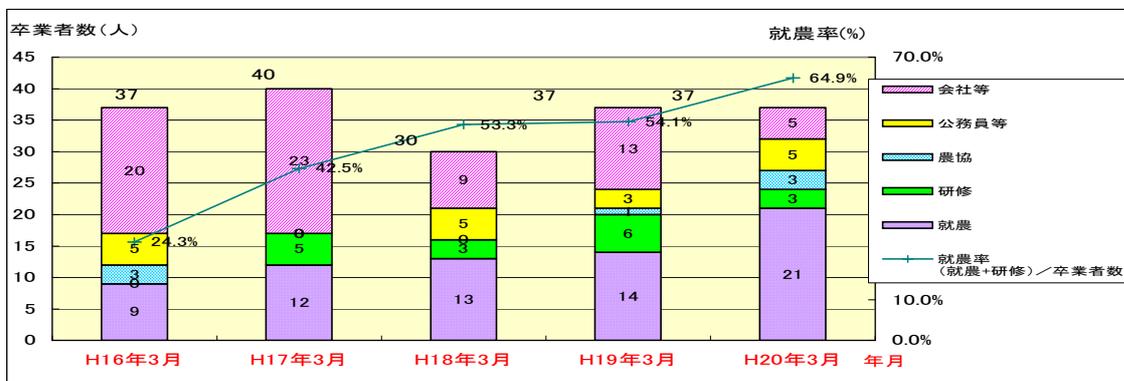
また、農業大学校卒業者については、技術向上のためインターン制度を新たに設け、卒業後2～3年間、県内農家で研修を行う等、中長期的な担い手育成に向けた取り組みも行っている。[図表3-1-3-16, 17]

図表3-1-3-15 新規就農者（青年）と就農青年数の推移



資料：沖縄県農林水産部「沖縄県の農林水産業」

表3-1-3-16 直近5年間の農業大学校卒業生の進路状況



資料：沖縄県農林水産部「沖縄県の農林水産業」

図表3-1-3-17 直近5年間の農業大専校卒業生の進路状況

(単位：人)

卒業年月	卒業者数 A	就農 B	研修 C	農協 D	公務員等 E	会社等 F	就農率 (B+C)/A
H16年3月	37	9	0	3	5	20	24.3%
H17年3月	40	12	5	0	0	23	42.5%
H18年3月	30	13	3	0	5	9	53.3%
H19年3月	37	14	6	1	3	13	54.1%
H20年3月	37	21	3	3	5	5	64.9%
計	181	69	17	7	18	70	47.5%

資料：沖縄県農林水産部「沖縄県の農林水産業」(平成21年3月)

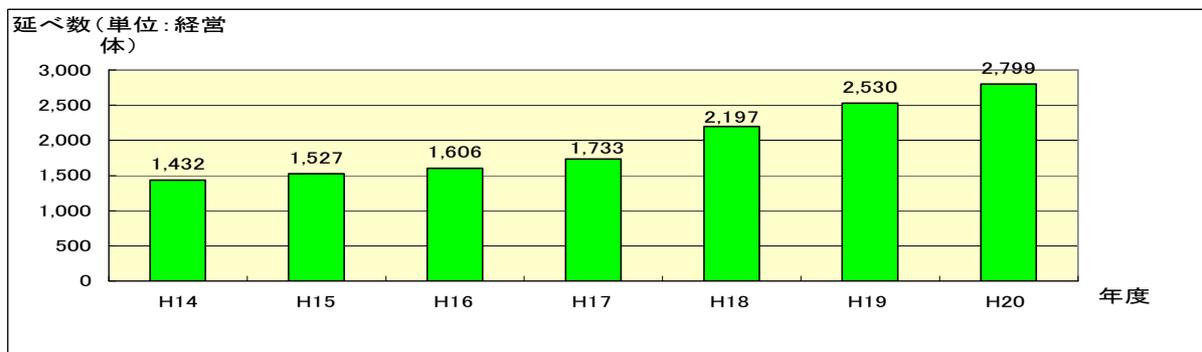
経営感覚に優れた担い手育成のため、地域の実情に即した効率的かつ安定的な農業経営を目指す認定農業者や農業生産法人等の育成に取り組んでおり、年々その数は増加している。[図表3-1-3-18, 19, 20]

認定農業者等に対しては、農業経営基盤強化資金の融資、各種補助事業の導入など施策の集中化・重点化を図っているところである。

林業については、林業研究グループの結成や研修会の開催などを通じて、林業後継者の育成を図っている。

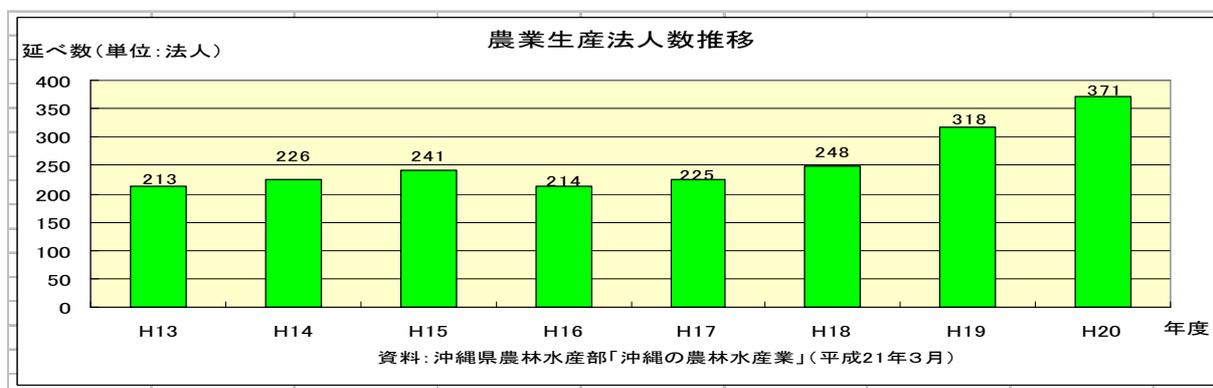
また、漁業担い手を育成・確保するため、漁業士の認定や漁業就業支援フェアを行うとともに、漁業経営開始資金の融資などの支援を行っているところである。

図表3-1-3-18 認定農業者数推移



資料：沖縄県農林水産部「沖縄の農林水産業」

図表3-1-3-19 農業生産法人数推移



資料：沖縄県農林水産部「沖縄の農林水産業」

女性農業者の農業経営への積極的な参画やシニア農業者の能力を活かした地域活性化について支援するとともに地域リーダーの育成・確保を図っているところである。

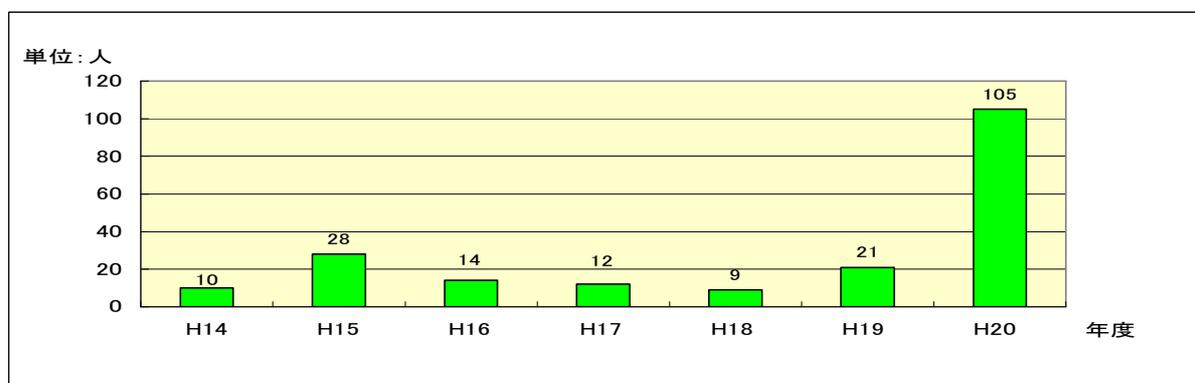
図表3-1-3-20 家族経営協定数の推移

年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
締結数	96	181	213	231	241	281	329	381	421

資料：沖縄県農林水産部

グリーンツーリズム等の展開支援については、グリーンツーリズム実践者研修会及び育成スクールを開催しており、その受講者も平成14年度の10名から平成20年度は105名に増加している。[図表3-1-3-21]

図表3-1-3-21 グリーンツーリズム実践者研修会及び育成スクール受講人数



資料：沖縄県農林水産部

農協、森林組合、漁協等の経営基盤の強化について、経営効率化と経営基盤の強化を目的に平成17年8月に2つの農協連合会（沖縄県信用農業協同組合連合会、沖縄県経済農業協同組合連合会）が沖縄県農業協同組合（JAおきなわ）と統合し、地域農業振興の中核組織として、農業生産力の増進及び農家や組合員の経済的、社会的地位の向上に取り組んでいる。

森林組合については、1連合会と4組合からなり、木材や特用林産物の生産・販売、造林・治山事業等の森林整備など、各地域の重要な森林・林業の担い手となっている。

漁業協同組合については、信用事業を沖縄県信用漁業協同組合連合会へ一元化したが、平成20年3月現在、県内に37組合あり、各地域単位の小規模な運営がほとんどである。

金融制度と共済制度の充実について、農業については、事業者への資金調達を支援するため、農業改良資金や公庫資金による貸し付け、農業経営改善関係資金等に対する利子補給等の支援を行っている。

水産業については、漁業者等の資本装備の高度化と、漁業経営の近代化を図るため、漁協系統機関が行う施設資金等の貸付に対し、県が利子補給をするとともに沿岸漁業改善資金等による融資をおこなっている。

共済制度について、農業災害補償制度により、自然災害等によってうける損失補填を行っており、現在、水稻、家畜、さとうきび、パインアップル、園芸施設等の共済事業

を実施し、農業経営の安定に重要な役割を果たしている。

しかし本県においては、その加入率が低迷していることから、県では掛金に対する助成を行い、農家の加入促進を図る等の取り組みを行っているところである。

なお、さとうきび共済については、平成19年産から組合員別危険段階別共済掛金率の導入などにより、加入促進を図っており、共済加入率が向上してきている。

価格制度の安定については、野菜、加工原料用パインアップル、肉用子牛等の品目で価格安定制度を取り入れ、農家の生産振興と経営安定を図っている。

水産業については、モズクの計画生産体制を確立することにより、価格の維持安定に努めているところである。

農林水産技術の開発・普及について、平成17年に農業研究センター、畜産研究センター、森林資源研究センター、水産海洋研究センター等の試験研究機関を企画部に一元管理すると共に、試験研究評価システムを導入し、試験研究機関の活性化に努めているところである。

また、各研究センターにおいては、各種作物の栽培方法や育種等の研究開発、魚病の防除技術の研究等新技术の開発に取り組んでいる。

技術情報システムの整備強化に向けては、農業研究センター等での研究成果及び新たな栽培技術等について、改良普及センターと連携しながら、各農家等への情報提供を行っている。

アジア・太平洋地域等との農林水産技術の交流については、台湾等への派遣研修及び相互交流等を通して農林水産技術の交流を促進しているところである。

#### <エ 亜熱帯・島しょ性に適合した農林水産業の基盤整備>

農林水産業の基盤整備について、平成20年度までの整備状況は、農業用水源施設整備率55.8%、かんがい施設整備率38.6%、ほ場整備率52.4%となっており、おおむね計画通りに実施されている。

特に農業用水源の確保については、平成20年に伊是名地区で地下ダムによる施設整備が完了するなど、地域特性に応じた水源開発に取り組んでいる。また、台風、季節風等による農地、農業用施設の防風対策のため、農地防風林の整備を進め、農地の保全に努めている。

また、耕作放棄地の再生利用を推進するために、地域協議会を通じて基盤整備を進め、農業生産活動の促進や雇用の確保に努めていく。

防潮林及び防災林の整備・保全については、本県は台風、季節風等により農作物への潮風害が多く発生することから、海岸線沿い及び内陸部の森林の造成等の整備を造林事業及び治山事業で実施しており、森林の持つ防災機能を活用した国土の保全に努めている。

漁港及び漁場の一体的な整備の推進について、台風等の荒天時に漁船が安全に係留できる岸壁整備率は、平成20年度に59%となっており、概ね計画通りに実施されている。また、魚礁についても浮魚礁（パヤオ）、沈設魚礁等の整備を進めている。

図表3-1-3-22 基盤整備進捗状況

	H12	H19	H20	H23目標
農業用水源施設整備率(%)	49	55	56	69
かんがい施設整備率(%)	26	37	39	49
造林面積(ha)	1,384	1,488	1,499	1,660
安全係船岸壁整備率(%)	33	54	59	60

資料：沖縄県農林水産部「第3次沖縄県農林水産業振興計画」

図表3-1-3-23 ハウス整備率

(単位：%)

	H15	H17	H19
沖縄県	2.0	2.4	2.4
九州	6.5	6.4	6.2
全国	3.3	3.3	3.2

資料：農林水産省「園芸用ガラス室・ハウス等の設置状況」

※①ハウスの整備率＝施設整備面積／耕地面積

②耕地面積：普通畑＋樹園地

#### <オ 環境と調和した農林水産業の推進>

環境と調和した農林水産業の推進のための取り組みとして、環境への負荷をできる限り低減した生産を行うため、堆きゅう肥等有機質資源を活用した土づくりとあわせて、化学合成肥料及び化学合成農薬の低減に取り組むエコファーマーの育成など環境負荷の軽減に配慮した環境保全型農業への取り組み支援を行っている。[図表3-1-3-24]

農業用廃プラスチックについては自然循環が困難なため、各地区ごとに適正処理推進等を目的とした処理対策協議会等を設立しているほか、県内の油化還元施設で農業用廃プラスチックの再油化を行い、農業用機械燃料等に活用する等、その適正処理を図っているところである。

家畜排せつ物を有機資源として利用促進するための取り組みとしては、家畜ふん尿処理施設等を整備し、堆肥化及び液肥化に取り組み、有効活用に取り組んでいるところである。

病虫害対策については、天敵やフェロモンの活用、総合防除技術の開発など環境に優しい技術の確立・普及を図っている。また、法的に移動規制の対象となっているイモゾウムシ等の根絶防除事業及びミバエ類の再侵入防止対策については、不妊虫放飼や誘引剤を活用し、環境への負荷を低減した取り組みを行っている。

農地からの赤土流出防止対策については、平成20年度までの赤土等流出防止対策施設等の整備率は30.1%となっており年々増加しているが、施設整備に係る工法が勾配修正を主体としたコストが掛かる工法であるため、進捗が遅れている。また、個々の農家に取り組む営農対策については、この対策に要する資材や労力が農家の負担となっており、取り組みが遅れている。このため、個々の農家に取り組むべき対策については、地域が支援するための「赤土等流出総合対策支援プログラム」を策定し、持続的で効率的な赤土流出防止対策の総合的な仕組みの構築に取り組んでいるところである。

森林の整備について、環境保全対策として幹線道路周辺等の松くい虫防除を実施し、景観や森林の保全に取り組むと共に、治山事業においては治山ダム等の保安施設の整備、海岸防災林の造成等を行っている。

漁場環境の保全・再生については、漁業者による漁業活動の一環としてオニヒトデ駆除や海浜、海底清掃等の漁場保全に取り組んでいるところである。

図表3-1-3-24 エコファーマー認定状況：全国との比較

	認定件数		
	(実数)	(総数)	
	平成21年9月末	平成21年9月末	平成21年4月～21年9月
全 国	191,846	246,104	18,569
北 海 道	6,465	7,385	1,110
東 北	57,898	72,887	6,523
関 東	41,674	58,557	3,383
北 陸	19,172	20,630	2,132
東 海	5,389	7,181	554
近 畿	14,397	15,241	676
中 国 四 国	12,021	14,669	1,001
九 州	34,411	49,106	3,124
沖 縄	419	448	66

注1：認定件数(実数)とは、各時点において計画認定期間中(5年間)の件数である。

注2：認定件数(総数)とは、認定期間が終了した場合や、計画認定後に当該認定に係る農業者が離農・死亡した場合を含む認定件数である。

資料：農林水産省

### 【課題及び対策】

本県の農林水産業・農山漁村を取り巻く環境は、我が国の経済・社会の国際化が進展する中で、農林水産物の輸入増加に伴う価格の低迷、WTO農業交渉等をはじめとした自由化の流れ、農林漁業従事者の減少・高齢化の進行、耕作放棄地の顕在化など、多くの課題がある。

#### <ア おきなわブランドの確立と生産供給体制の強化>

ゴーヤー、きく、マンゴー、肉用牛、モズク等の戦略品目については、引き続き「定時・定量・定品質」を出荷原則とした拠点産地の形成に取り組む必要がある。

ゴーヤー、マンゴー等の園芸作物については、その大部分について、生産規模が小さく、生産地が分散していることから、技術・経営指導の徹底や各種生産振興策の集中的な実施が行われにくいいため、生産量の確保並びに品質の向上が課題である。

なお、同分野については、県外産地の参入等による産地間競争が生じていることから、今後は高品質で安定的な生産供給体制の構築に継続して取り組むとともに、早生、晩生等の多様な品種の導入及び生産技術の向上による出荷期間の拡大にも取り組んでいく必要がある。

併せて、野菜等園芸作物の拠点産地については、産地協議会活動の活性化と生産拡大を図るため、県、市町村、出荷団体等との緊密な連携の下、おきなわブランドの確立に向けた指導・支援が必要である。

また、県外産地に比べハウス等の施設整備率が低いことを踏まえ、安定生産に向けた施設の整備が必要である。

肉用牛については、子牛の育成及び良質な自給粗飼料生産等、飼料確保の面で農家間の格差が大きいため、高品質な肉用牛の安定供給及び低コスト生産が課題となっている。

また、生産性の向上に向けて、肉量・肉質等遺伝的能力の高い優良種畜の導入等、効率的な改良に努めていく必要がある。

なお、本県における肉用牛の生産額は、その大部分が県外への子牛の出荷によるものであるが、今後は八重山地域及び北部地域で取り組みが進展している肥育牛についても、肥育技術の向上、良質な飼料確保及びその輸送に係るコストの問題等の課題解決に取り組むつつ、更なる生産拡大及びブランド化の推進に努めていく必要がある。

養殖魚介類について、ヤイトハタ等拠点産地化形成に向けて、良質な種苗の供給や魚病対策が課題となっており、その課題解決に向けたワクチン接種等の新たな取り組みにも着手していることから、今後も養殖魚の生産安定化に向けて、県と養殖業者が一体となった取り組みが必要である。

また、今回の取り組みの成果を踏まえ、新たな養殖魚介類の拠点産地形成に向けた取り組みを強化していく必要がある。

さとうきび、豚、特用林産物、近海魚介類等の安定品目については、安定的な供給体制確立を図る必要がある。

このため、さとうきびについては、近年の収穫面積の減少等を受けて、国の「さとうきび増産プロジェクト基本方針」に基づき、引き続き、耐風性品種の普及や機械化による生産性向上のための取り組みを推進するとともに、生産農家の経営安定化を図る必要がある。

養豚については、生産基盤の強化を図るため、経営規模の拡大や生産コストの低減及び優良畜種の導入を主体とした家畜改良を推進していく必要がある。併せて畜舎等の整備や環境対策等にも取り組む必要がある。

特用林産物（きのこ）については、本県の気候に適した栽培技術の確立や施設整備が必要である。

近海魚介類について、水産資源の減少に対しては、資源管理の強化が必要であるが、禁漁等を行うことにより漁獲減少等の影響が生じるため、漁業者の理解及び協力が必要となる。

### <イ 流通・販売・加工対策の強化>

本県は、大消費地から遠隔にあり、また多くの離島を抱える島しょ県であることなどから、農産物物流の効率化や流通コストの割高性に加え、流通過程での品質保持等が課題となっている。

このため、生鮮農産物の流通に関しては中央卸売市場の機能強化や、島しょ性に適した鮮度保持技術の向上、共同集荷、共同配送の工夫等による流通の効率化や新たな輸送コスト低減対策を検討していく必要がある。

水産業については、水産物卸売市場が県内各地に整備されているが、いずれも小規模で取扱量が少ない。このため、今後は拠点的に統合を進め、鮮魚集荷体制の改善等による取扱量の拡大、生鮮品等の高品質保持のための輸送体制整備等、効率的な鮮魚流通体制の構築に取り組む必要がある。

販売対策については、産地間競争が激化している現状を踏まえ、各種媒体、イベント、キャンペーン等を通して一層の県産農林水産物のPRを行っているが、各種キャンペーン後の流通体制の確保が課題となっている。このため、販売促進活動の効果を生かすため、業者間の商談会等を同時に実施する等、今後の流通体制の構築もあわせた取り組みを行う必要がある。

また、本県はコンビニエンス事業者との間で相互の包括的な連携に関する協定を締結していることから、県産食材を使用した商品等について、本土市場や台湾・韓国などの海外にも多数展開する店舗ネットワークを活用した販路開拓に取り組むことを検討する必要がある。

さらに、平成21年10月の那覇空港新貨物ターミナル供用開始に伴い、民間事業者による国際貨物輸送事業が開始され、上海、ソウル等アジア域内の各主要都市との物流体制が構築されていることから、高品質で付加価値の高い沖縄県産品のアジア地域での販路開拓にむけて取り組む必要がある。

それとともに産地・消費者情報の受発信機能の強化等を推進し、農林水産物の県内外における市場競争力の強化を図る必要がある。

消費者の食品に対する安心感・信頼を確保するため、JAS法に基づく食品表示に対する監視・指導を強化するとともに、食品関連事業者等を対象とした講習会等の開催により、表示制度の理解及び適正化等を推進する必要がある。

安全・安心な食肉の供給・流通体制の確保を図るため、家畜・食肉流通処理施設の合理化、整備等に取り組む必要がある。

地産・地消等への取り組みについては、産地直売所の増加等により、その認知度は徐々に高まっているといえるが、一方で、学校給食やホテル等における地場農産物等やマグロ等の県産水産物の利用にあたり、その需要に対し、食材の価格、量、規格等の供給が合わない等のミスマッチもみられる。

このため、需要に即した安定供給体制の構築に努めるとともに、増産が困難な物については、少量ならでの付加価値の付与等、これまでとは異なる新たな取り組みが求められる。

また、地場農産物等を利用した加工品の開発については、新たな販路の開拓や付加価値の高い加工品の商品開発等の課題もある。

このため、地場農林水産物の安定供給及び品質の安定に取り組むと共に、地産地消に対する普及啓発及び地産地消活動の推奨に今後も継続して取り組んでいく必要がある。

加工対策及び食品観光産業等との連携強化については、ゴーヤーやパインアップル、紅イモ等の農産加工、モズクやかまぼこ等の水産加工等の取り組みが見られるが、今後は多種多様な加工を行い、農林水産物の付加価値向上を図る必要がある。

このため、食品・観光産業との連携を強化しつつ、農林水産物の付加価値を高める特産品等の開発・販売促進に取り組む必要がある。

製糖企業については、本県における経済の維持・発展に貢献しているが、近年のさとうきび収穫面積の減少等により厳しい経営状況にある。このため、経営の合理化を図り生産の低コスト化を推進する必要がある。

#### <ウ 担い手の育成と農林水産技術の開発・普及>

農業従事者の高齢化、新規就農者が少ないこと等により、農業の担い手が不足している。このため、新規就農者及び中途参入者の掘り起こし活動の強化等、就農促進及び就農サポート活動の強化を徹底する必要がある。また、就農希望者の就農に際しては、農地の確保が大きな課題となっていることから、土地行政を中心的に担う市町村、農業委員会との連携により、新規就農者を農地利用集積の対象者として位置づけるなど、農地のあっせんを強化することが重要である。

また、農業の担い手が減少していく中、新たな動きとして法人による農業参入がマンゴー等の園芸作物を中心に見られるが、担い手育成については、技術の習得までに時間を要するため、意欲のある就農希望者を長期的に育成していくことが求められている。

認定農業者制度については、農業の担い手政策の根幹をなす制度であり、今後とも、認定数の確保と併せ、認定農業者の農業所得目標等の達成に向けて、関係機関・団体が一体となって支援を強化する必要がある。

林業の担い手については、新規就業者の参入を推進するため、特用林産物の安定供給体制の確保、新規参入者の育成などの取り組みを強化する必要がある。

漁業担い手については、モズク養殖で新規参入が見られる中、モズク漁家等の収入確保に努めるとともに、経営安定対策を進めていく必要がある。また、水産高校との連携による新規就業者の確保に努める必要がある。

農地の有効利用、確保については、農地情報の共有及び提供、集積斡旋等や耕作放棄地の活用等、認定農業者等担い手に対する農用地の利用集積に向けた取り組みを強化する必要がある。

女性農業者の農業経営への積極的な参画やシニア農業者の能力を活かした地域活性化や地域リーダーの育成・確保については、今後とも市町村等と連携して取り組んでいく必要がある。

また、グリーンツーリズム等の展開支援については、引き続きグリーンツーリズム実践者等の人材育成と関連施設整備を支援していく必要がある。

農協、森林組合、漁協等の経営基盤強化について、農業協同組合は地域農業の振興を図る上で重要な役割を担っているため、引き続き関係機関との連携による支援・指導を行い、事業改革等を通じた経営基盤の強化等を促進していく必要がある。

森林組合については、木材価格の低迷等により経営が厳しい状況となっている。このため、経営の効率化等の取組を強化していく必要がある。

漁業協同組合については、その規模が小規模であることから、合併や事業統合等を行うことで、組織・機能の再編整備と経営基盤の拡充・強化等を促進していく必要がある。共済制度について、本県では台風等による被害も多いため、経営安定等の観点からもその加入促進が課題となっている。

しかし、台風等による事故率が高いこと等に起因する掛金の高さも、加入状況が低迷している原因の一つとなっている。

このため、加入促進に向けて市町村等関係団体と連携し、共済制度に対する農家等の意識啓発等に継続して努めると共に、個人別危険段階共済掛金の導入地域の拡大等、農家等が加入しやすい環境づくりに取り組んでいく必要がある。

農林水産物価格は、気象条件の変化等による供給量の増減などによって大きく変動し、生産者の経営安定及び消費者への安定的な供給が課題となっている。このため、引き続き、農林水産物の価格安定対策や、平成22年度からの戸別所得補償モデル対策等の動向も踏まえ、農林漁業家の経営安定対策等の制度の構築や、施策展開を図る必要がある。

試験研究機関については、本県の農林水産業界が直面する技術的な問題点の解決並びに、農林水産業の競争力向上や高度化に寄与することを目的として設置されているが、試験研究課題の設定・成果の普及において農林水産政策との整合性が課題となっている。

このため、試験研究部門と普及部門の連携により、農林水産業における現場のニーズにマッチした試験研究課題設定等の研究体制の構築及び研究成果の普及体制の構築が必要である。

#### <エ 亜熱帯・島しょ性に適合した農林水産業の基盤整備>

農業生産基盤整備については、おおむね計画通りの整備となっており、今後とも地域特性に応じた整備を推進する必要がある。

特に島しょ県である本県においては、農産物の収量の増大及び品質向上や干ばつ被害等の問題解決のために、農業用水の安定供給が不可欠である。このため、地下ダム等による農業用水の確保等、地域の特性に応じたかんがい施設整備を計画的に推進する必要がある。

また、農地、農業用施設の防風対策等のために、農地防風林の整備を推進していく必要がある。

治山事業については、保安林を対象とした森林の造成・維持を通じて、災害の防止を図る重要な国土保全政策であることから、保安林に対する県民の理解を深める広報を展開していく必要がある。

水産基盤整備については、海域特性を生かした水産資源の生産性の向上や台風や荒天時における漁船の安全な係留の確保等が課題となっている。このため、魚礁の設置や養殖場の整備を推進するとともに、防波堤等の施設整備を行い、荒天時における漁船の安全係留の確保等、漁港と漁場の一体的な整備を促進する必要がある。

また、漁港は海洋性レクリエーション・海の体験学習・海の文化の継承拠点、離島や辺地における交通・緊急時の物資の積み卸しの基地など、多面的な役割があるため、これらに配慮した整備を推進する必要がある。

#### <オ 環境と調和した農林水産業の推進>

環境と調和した農林水産業の推進のための取り組みについて、エコファーマーの認定者数は平成19年度には262名となっており、年々増加している状況にあるが、他府県と比較すると取り組みが遅れている。今後は、地域や生産組織による取り組みを支援するとともに有機農業の支援体制・技術確立を図り、環境保全型農業の更なる取り組み拡大を図る必要がある。

農業用廃プラスチックについては、農家等への周知がまだ十分ではないため、今後は効率的な回収・処理体制の確立が課題となる。また、その処理については、処理前の洗浄等で依然としてコストがかかることから、低コスト処理体制の確立を図る必要がある。

病害虫対策については、引き続きミバエの再侵入対策の実施や、天敵利用技術の普及拡大のため、農業者等に対する指導体制を強化する必要がある。また、イモゾウムシ等の特殊病害虫については、早期根絶のための防除技術等の確立が必要であるとともに、近年、栽培品目、様式等の多様化に伴い、病害虫発生様相の複雑化、難防除病害虫対策の課題も多いため、更なる病害虫対策を強化する必要がある。

農地からの赤土流出対策については、土木的対策、営農対策及び地域組織が一体となった効率的かつ持続的な赤土対策の推進が重要であるが、施設整備に一部農家負担が伴うことから、地域の同意が得られにくい等の課題がある。

しかし、赤土等流出対策については農地保全のみならず、水産業への負荷軽減、サンゴ礁等の生態系保全等に寄与することから、施設整備を推進していく必要がある。

抜本的な赤土対策である勾配修正を主とする土木的対策は、単位面積あたりの施工費が高価であるため進捗が遅れていることから、今後は水はけの悪い場所での地下水路設置による排水（暗渠排水）等の安価な工法による対策により、進捗の回復を図る必要がある。

さらに、営農対策による赤土等流出量の削減にあたっては、各農家個々の取り組みが不可欠であるため、各農家の取り組みを適正に評価していくための評価基準の検討と、評価に対する支援方策を検討する必要がある。

森林の保全について、森林の持つ役割は地球温暖化緩和のための地球環境保全機能、保健・レクリエーション機能等多岐にわたっていることから、森林確保のために、森林の適正な管理・保全・整備を推進していく必要がある。

漁場環境の保全は、持続可能な漁業を確保するための重要な課題となっているため、漁業集落等を主体としたサンゴ礁等の保全に向けた取り組みが必要である。

(制度について)

【主要な関連制度】

- ①沖繩振興特別措置法第62条：農林水産業振興計画（資金の確保等）
- ②沖繩振興特別措置法第105条：  
農業基盤整備、漁港施設整備等に係る特例（高率補助制度）

【課題及び今後の方向性】

今後も引き続き、地域特性を生かした農林水産業の総合的計画的な振興を図る必要がある。

#### (4) 創造性に満ちた新規企業及び新規事業の創出

(施策について)

##### 【現状】

##### ア 新規事業展開の促進と創業支援体制の整備

本県における民営事業所の新設率については、平成18年で34.7%(全国平均22.1%)と全国一高い。

また、廃業率も35.4%(同28.4%)で全国第1位であり、事業所の入れ替えが多く、開業意欲が旺盛な地域といえる。[図表3-1-4-1]

この活発な起業風土を背景としながら、創業支援体制の充実・強化や新技術・新製品の開発などに取り組んでおり、本県の地域特性や地域資源を活用した新事業の創出を図ることは、地域経済の活性化及び雇用機会の確保に大きく寄与することが期待される。

図表3-1-4-1 民営事業所の新設率と廃業率 (単位：%)

	新設率(a)	廃業率(b)	(b)-(a)
沖縄県	34.7	35.4	0.7
東京都	27.9	33.7	5.8
大阪府	23.7	33.2	9.5
福岡県	24.9	31.2	6.3
佐賀県	20.2	26.3	6.1
長崎県	20.3	27.2	6.9
熊本県	21.8	26.7	4.9
大分県	20.3	27.6	7.3
宮崎県	22.7	27.8	5.1
鹿児島県	22.0	27.4	5.4
全国平均	22.1	28.4	6.3

資料：総務省統計局「事業所・企業統計調査」

創業支援体制の強化については、研究開発から事業化までの技術面、資金面、経営面で総合的な支援を行うため、(財)沖縄県産業振興公社が中心となって県内25の各支援機関と連携強化を図っている。

また、同公社は、窓口相談や専門家派遣事業、経営革新の促進などを通じ、中小・ベンチャー企業が抱える経営課題の解決を支援しているとともに、(独)中小企業基盤整備機構・県・沖縄海邦銀行の貸付金によって造成した50億円のOKINAWA型産業応援ファンド(基金)の運用益を用い、地域資源を活用した新商品・役務開発の支援等を行っている(平成21年12月現在：累計16事業者)。[図表3-1-4-2]

さらに、平成19年度施行の「地域資源活用促進法」に基づく、国の中小企業支援策との連携を図りながら、創造性の高い新規事業の創出に取り組んでいる。

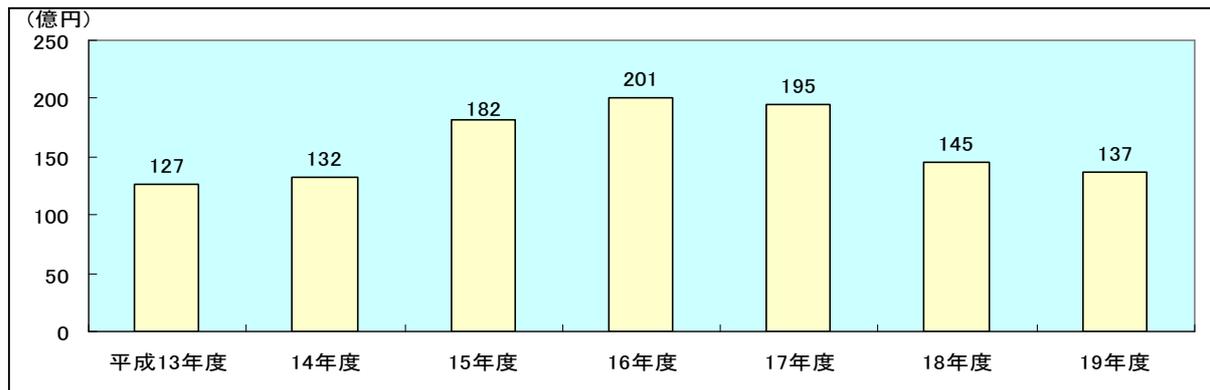
新技術・新製品の開発については、産学官の共同による研究開発が進められ、健康食品やバイオの分野などで新規事業の創出が進展している。特に健康食品産業は、共同研究による新商品の開発が促進され、全国的な健康ブームの後押しもあったことから、ウコンやもろみ酢などを中心に出荷額が急増(平成13年度：127億円→16年度：201億円)したが、近年は伸び悩んでいるのが現状である。[図表3-1-4-3]

図表3-1-4-2 新規事業の創出に係る主な指標

	平成13年度	平成18年度	平成19年度 (実績)	平成19年度 (目標)	平成23年度 (目標)
窓口相談件数	1,354件	7,729件	9,722件	8,098件	12,018件
専門家派遣件数	312件	1,239件	1,358件	1,301件	1,721件
企業連携体構築数	0件	9件	13件	16件	44件
研究開発支援企業数	22社	155件	179件	144件	250件

資料：沖縄県観光商工部

図表3-1-4-3 健康食品出荷額の推移



資料：沖縄県健康産業協議会

(注)平成15年度～19年度の数値は、調査方法の変更による遡及修正を行っている。

健康バイオの分野では、平成15年にベンチャー企業の育成・支援施設として沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターが開所し、バイオ関連企業による付加価値の高い新商品・新技術の開発が進められている。また、バイオベンチャー企業の研究開発に対する支援(補助金交付)を行った結果、平成20年度現在では18社全てが、引き続き県内で研究開発を続けており、今後の事業展開が期待される企業の育成と集積が進展している。

大学等における研究成果については、産業界に移転することを目的に設立(平成18年)された(株)沖縄TLOが、県内企業への技術移転のほか、産学官連携のマッチング、新産業の創出支援及びコンサルティング事業等を行っており、産学官のパイプ役として機能しつつある。

企業と大学等の共同研究については、沖縄イノベーション創出事業等による支援(研究開発費の補助等)を行っており、これまで多数のプロジェクトが事業化を達成している。

また、これらの事業は大学発ベンチャーの育成にも寄与しており、これらの新規事業の今後の成長と、他のプロジェクトにおける事業化の促進が期待される。

海洋深層水の利活用については、沖縄県海洋深層水研究所による研究開発が進められており、製造業者による工業利用では、化粧品、飲料水、食料品等の製造販売や海洋深層水温浴等への利用が促進されている。

また、農業分野での地中冷却を活用した野菜類の栽培技術や水産分野におけるクルマエビの母エビ養殖技術が確立されるなど、海洋深層水の総合利用が推進されている。

ベンチャー企業等の初期投資の軽減については、平成17年度に産業振興公社および県内外の民間企業出資による総額4億1千万円の「沖縄ベンチャー育成ファンド」が組成され、平成21年8月時点でIT・バイオ系ベンチャー企業7社に対する約2億9千万円の投資を実行し、事業化を支援を促進している。[図表3-1-4-4]

また、平成21年度からのおきなわ新産業創出投資事業では、総額10億円の投資ファンドの組成や企業に対する研究開発補助事業などが実施されており、中小・ベンチャー企業の育成・誘致に取り組んでいる。

さらに、創業時の金融支援では、沖縄振興開発金融公庫の出資が有効に活用され、ベンチャー企業の創出に寄与しており、出資後のフォローとしても、財務面やマーケティング面などへの助言・指導を行い、企業経営の安定と成長を支援している。

図表3-1-4-4 ベンチャー投資に係る指標

	平成13年度	平成18年度	平成19年度 (実績)	平成19年度 (目標)	平成23年度 (目標)
ベンチャー企業投資件数(累計)	3件	43件	48件	62件	97件

資料：沖縄県観光商工部

創造性に満ちた新規企業及び新規事業の創出には、支援体制の充実強化や新技術・新製品の開発などのほか、産業人材の育成が不可欠となる。

このため、(財)沖縄県産業振興公社では、平成20年度まで沖縄ビジネススクール講座を実施し、多くの人材の育成を図ってきた。

また、国内外の先進企業・研究機関への研修生派遣を継続的に実施しており、市場競争力の強化に必要となる専門技術、経営、販売・サービス等のスキルを身につけた中核人材等の育成を行っている。[図表3-1-4-5]

図表3-1-4-5 経営人材育成に係る指標

	平成13年度	平成18年度	平成19年度 (実績)	平成19年度 (目標)	平成23年度 (目標)
経営人材講座受講者数	—	1,604人	1,966人	2,559人	4,959人
金融人材育成講座受講者数	—	1,993人	2,214人	1,841人	2,721人
国内外研修派遣者数	363人	1,313人	1,318人	2,429人	3,969人

資料：沖縄県観光商工部

#### イ 特別自由貿易地域制度及び産業高度化地域制度等の活用

特別自由貿易地域においては、分譲用地の買取条件付貸付制度の導入(平成15年度)、企業立地サポートセンターの設置(平成19年度)及び賃貸工場の整備を行った結果、平成21年10月末現在で分譲用地へ7社、賃貸工場へ18社の合計25社が立地している。税制優遇措置や各種助成支援措置が併せて講じられ、賃貸工場を中心とした企業誘致は、一定の前進が図られた。[図表3-1-4-6]

なお、中城湾港(新港地区)については、流通機能と生産機能を併せ持つ流通加工港湾として全埋立面積393haの土地造成が完了している。今後は、既に供用されている西ふ頭に加え、東ふ頭の早期供用を図る。

自由貿易地域那覇地区においては、空港に近接しているといった立地条件の良さや、国有地に建設されたことによる廉価な賃料を背景に、入居率が高い。

また、平成21年10月より那覇空港にて、国際貨物ハブ事業が始動したことから、今後の自由貿易地域那覇地区のポテンシャルが高まると考えられる。

産業高度化地域制度については、従前の工業等開発地区において振興を図ってきた製造業等に加え、同業種の高付加価値化に有益な対事業者への支援サービス業を対象とすることで、双方の相乗的成長効果を期待して創設されている。

同地域における税制の優遇措置は、多くの事業者に活用されているが、製造品出荷額(石油・石炭製品を除く)は伸び悩みが続いている。本県における同地域の成長は順調とは言えない状況にあるが、平成19年度における製造品出荷額3,977億円全体(石油・石炭製品除く)のうち、産業高度化地域の同出荷額は78%(3,084億円)を占めており、同地域には、本県製造業等の高付加価値化を引き続き牽引していくことが求められる。[図表3-1-4-6]

図表3-1-4-6 特別自由貿易地域等に係る主な指標

	平成13年度	平成18年度	平成19年度 (実績)	平成19年度 (目標)	平成23年度 (目標)
特別自由貿易地域における立地企業数	6社	22社	24社	39社	75社
特別自由貿易地域における製造品出荷額	4.2億円	54.3億円	52.5億円	241.9億円	586.4億円
特別自由貿易における従業者数	100人	443人	503人	989人	2,505人
賃貸工場の整備	9棟	21棟	21棟	23棟	23棟
産業高度化地域における製造品出荷額(石油・石炭製品除く)	3,505億円	2,823億円	3,084億円	4,020億円	4,528億円
県全域における製造品出荷額(石油・石炭製品除く)	4,456億円	3,663億円	3,977億円	4,604億円	5,582億円

資料：沖縄県観光商工部

#### ウ 金融業務の集積

金融業や金融関連業務の集積に向けた情報通信基盤の整備については、沖縄県が高速・大容量のネットワークである「情報産業ハイウェイ」を整備し、事業者の沖縄一本土間における通信コストの一部を支援している。

金融業務特別地区においては、企業誘致説明会の開催やオフィスビルの整備が促進された結果、平成20年度末では金融関連産業が10社立地し、607名の雇用創出が図られ、一定の成果が得られた。[図表3-1-4-7]

また、金融・IT関連企業の集積を図るため、名護市は平成19年に「金融・情報通信国際都市構想」を策定し、これまで整備された施設を取り込みながら、道路等のインフラを含めた更なる基盤整備を促進している。

図表3-1-4-7 金融業務特別地区に係る主な指標

	平成13年度	平成18年度	平成19年度 (実績)	平成19年度 (目標)	平成23年度 (目標)
金融業務特別地区における企業立地数	—	12社	12社	12社	20社
同地区における新規雇用者数	—	377人	624人	805人	2,005人

資料：沖縄県観光商工部

金融人材の育成・確保については、平成18年度から推進された金融人材育成講座において、当初目標を上回る参加者を得ている。

また、小中高校生向けの金融教育プログラム等が促進されるなど、基礎的な金融知識を有する人材の育成が進められている。

さらに、平成16年度に名護商業高校(現：名護商工高校)では、全国で唯一のファイナンス学科が開講し、同校では金融関連資格の取得等にも力を入れている。

#### 【課題及び対策】

新製品などの研究開発分野においては、研究機関の研究開発レベル向上に加え、市場ニーズを見据えた製品開発が望まれる。

このため、産学官連携など企業の事業化ノウハウの活用や研究機関相互の連携などにより、効果的・効率的に新商品開発に取り組む必要がある。

また、現行のインキュベート施設は、情報通信産業の入居が中心であることから、バイオ産業など多様な業種に対応できる施設が不足している。

沖縄科学技術大学院大学を中核としたクラスターでは、研究開発・産業振興拠点の形成に努める必要がある。特にうるま市州崎地区の拠点整備を進めるとともに、琉球大学の産学官連携拠点としての機能充実を図り、大学院大学と一体となったクラスター形成を推進する必要がある。

また、研究開発や事業化支援、ファンド機能、海外市場への進出を可能にするマーケティング支援等、各種の支援機能を拡充強化していくことが必要不可欠となる。

健康食品産業については、商品の機能性等に関する科学的評価を積極的に取り入れるとともに、ブランド化を図ることによる安定的な売上の確保や、海外マーケットも視野に入れた一層の販路拡大・売上伸張につなげる必要がある。

国際物流関連産業については、那覇空港を拠点とする国際貨物ハブ事業の開始を契機として、その物流ネットワークを活かし、かつ我が国及び近隣アジア地域を市場とする臨空型産業の創出、例えば、電子・精密機器パーツの輸出や高付加価値の流通加工等を事業とする企業の誘致につなげていく必要がある。

国際物流関連産業の振興は、東アジアの中心という沖縄の地理的優位性と、中国を始めとする近隣アジア諸国の経済発展による航空物流需要の増大を活かすことができ、沖縄県の次代のリーディング産業として沖縄のみならず我が国経済全体への波及効果が期待できる。

新たな雇用や経済成長を生み出すため、米国ではグリーンニューディール政策が掲げられ、自然エネルギーや地球温暖化対策への公共投資が展開されている。

本県でも民間企業等において、レンタカーの電気自動車(EV)への更新と高速充電器の整備への取り組みが開始される所であり、県土面積が小さな離島県である本県は、電気自動車普及のモデル地域として適している。

また、低炭素社会の実現に向けた取り組みがもたらす観光地としてのイメージアップや、電気自動車と連結したサポートセンターの運営など観光産業との連携が期待される。

さらに、自動車産業は経済波及効果の高い業種であるとともに、家庭用蓄電池としてのバッテリーの再利用など、産業の振興に多様な可能性を秘めている。新たな環境エネ

ルギー産業等の創出のため、官民一体となった先導的な取り組みを推進することが必要である。

創業支援体制については、プラットフォームの各支援機関が実施する事業間の連携を一層促進することが必要である。

また、企業の経営課題の解決を図るには、ハンズオン支援(税理士等の専門家派遣や販路開拓等のノウハウ提供など経営に深く関与する支援)が効果的であるが、多様な分野に精通した知識と経験を有する専門家の数が十分とはいえない。

ベンチャー企業等への資金調達のサポートについては、バイオなど研究開発型ベンチャーは、事業化まで一定期間が必要なことから、ファンドによる単発の投資だけでは資金的に不足することが多い。このため、研究開発、事業化、規模拡大等の時期に応じた、段階的な支援が必要である。

経営人材の育成は、未だ十分ではない状況である。産業人材に対する事業者の需要について再度の調査と分析を行い、経営能力・専門技術の習得に取り組む従業員等と所属企業の希望に一部対応できる講座の開設やなどを検討し、経営人材等の育成を強化する必要がある。

また、中小・零細企業においては、人手不足や資金面での不足から、人材育成講座や派遣研修等に従業員を参加させることが難しく、必要な人材も集まらないことが課題となっている。

このため、中小・零細企業の実情に即した人材育成の支援方法を検討する必要がある。

特別自由貿易地域における企業誘致は、平成19年度末時点の立地企業数、製造品出荷額(53億円)、従業者数(503人)とも伸び悩んでおり、分譲用地の分譲率も低いことから、期待されていたような成果はあがっていない。

また、自由貿易地域那覇地区においては、入居企業による搬出額が30億円に達しているが、搬出先は県内が6割を超えており、「貿易の振興」が図られているとはいいがたい状況にある。

本県に製造業が進出しない要因としては、物流コストが高いことやモノづくりの基盤となる産業(素形材産業)の集積度が低いことなどがあげられる。[図表3-1-4-8]

現在の大きな市場である日本本土との間の高い輸送費(=「島しょ苦」)は、特別自由貿易地域等への企業誘致の最大のネックとなっているだけでなく、狭小な県内市場だけでは生産設備の維持が困難な、装置型の既存製造業の存続をも困難にしており、その改善は喫緊の課題となっている。

このため、特別自由貿易地域内で製造した製品のコンテナ等による県外または海外への輸送に対し、その経費の一部にかかる助成を行っているが、抜本的な解決に至らないことから、輸送費低減に繋がると期待されるカポタージュ(船舶法第3条)の一部緩和が認められたところ。

しかし、自由貿易地域及び特別自由貿易地域内の立地企業に係る取扱貨物、かつ、日本船舶運航事業者の外国籍船等に限られることから、新たな法制度の整備拡充等による、物流コスト低減の抜本的措置が必要である。

また、素形材産業(金型)の集積については、平成21年度より同産業の振興に向けた協議会の設置や、平成22年度供用開始予定の同産業賃貸工場の整備、金型技術に関する人材育成等の取り組みが開始されたところである。

今後とも、製造分野での規模・技術面における中核的企業の立地に引き続き取り組み、同企業の立地に伴う周辺企業の高度化と地域活性化を図る必要がある。

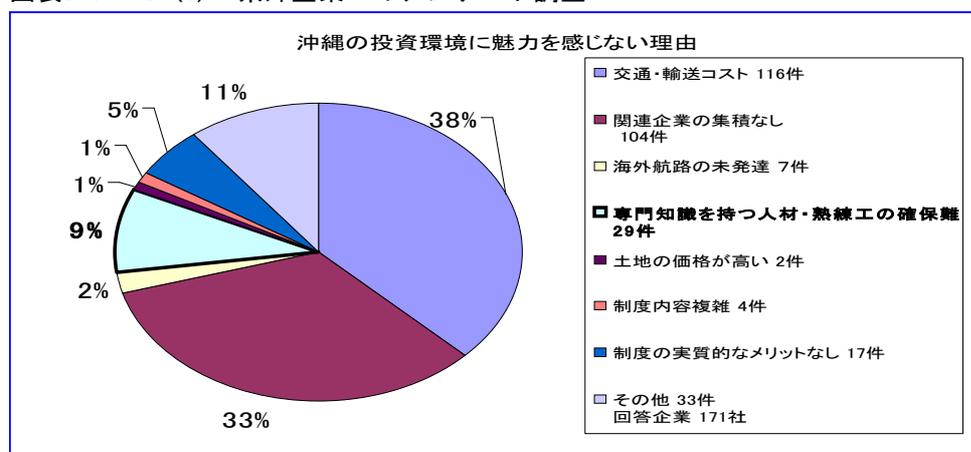
自由貿易地域制度については、税制優遇等の企業誘致に関する誘引措置の改善方向や、那覇空港における貨物ハブ事業の始動による今後の展開を踏まえた同地域の今後のあり方を検討している。この検討の中で、自由貿易地域外に立地する装置型製造業の振興の観点から、当該企業の県経済への産業連関効果を最大限に高めるため、企業敷地自体を自由貿易地域として指定するなどの検討も併せて行うこととしている。

産業高度化地域制度は、企業立地を促進するための有効な制度となっているが、誘引力を一層高めるためには、税制上の優遇措置である特別償却の減免率(機械34%等)を自由貿易地域等(同50%)と同程度に引き上げるなど、より効果的な優遇制度への改善を検討する必要がある。

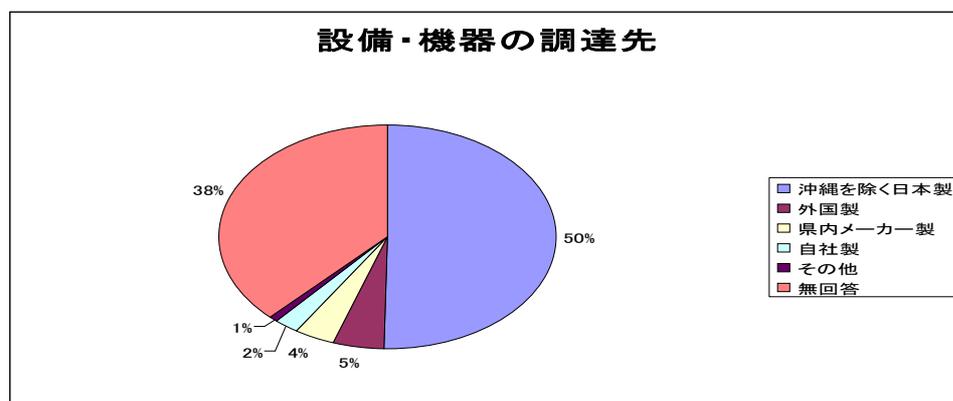
金融業務特別地区については、オフィスや道路など立地基盤の整備を一層進めるとともに、今後は企業側が求める金融人材を育成する必要がある。

また、特区を活用したビジネスモデルの構築及び事業化が図られることが期待される。

図表3-1-4-8 (1) 県外企業へのアンケート調査



図表3-1-4-8 (2) 沖縄の生産設備の発注体制(沖縄県調べ)



資料：沖縄県観光商工部

(制度について)

## 【主要な関連制度】

### (1) 自由貿易地域

- ①指定(供用開始)年月日：昭和62年12月(昭和63年7月)
- ②根拠法令：沖縄振興特別措置法第41～54条
- ③対象地域(制度概要)：  
沖縄における企業の立地を促進するとともに、貿易の振興に資するために必要な地域
- ④現在の指定地域・市町村／指定面積：沖縄県那覇市鏡水崎原地先 約2.7ha
- ⑤適用条件：  
投資税額控除、特別償却については、1千万円を超える設備を新增設すること
- ⑥対象業種等：  
i 製造業 ii こん包業 iii 倉庫業 iv 卸売業 v 道路貨物運送業
- ⑦税制上の優遇措置：  
i 投資税額控除(機械・装置、建物等)  
機械等15%、建物等8%(法人税額の20%限度 繰越4年 投資上限額20億円)  
(ただし、ii 特別償却との選択)  
ii 特別償却(機械・装置50%、建物等25%)  
iii 関税  
選択課税制度(原料課税又は製品課税のいずれか低い方を選択可能)  
iv 地方交付税による減収補填措置(事業税・不動産取得税・固定資産税)
- ⑧その他のメリット：資金の確保等(同法第50条)、施設等の整備(同法第51条)
- ⑨これまでの実績等：  
<平成13年度～平成20年度実績>
  - ・国税：平成13年度以降、課税免除の実績無し
  - ・地方税：事業税 2件 1百万円  
不動産取得税 なし  
固定資産税 10件 2百万円
  - ・立地企業数：15社(平成22年1月現在)
  - ・事業認定取得企業数：11社/15社

## 【課題及び今後の方向性】

(課題)

- ・諸外国FTZと異なり、同地域内の保税制度は、国内の保税制度と保税蔵置期限の条件等が変わらないため、インセンティブとしては弱い。
- ・同地域内は賃貸施設の形態であることから、建物と建物付属設備との同時取得が必要な建物等に係る投資税額控除等は、制度を活用できない。
- ・現在の入居企業(対象事業)については、輸入・卸売業が中心であり、1千万円以上の機械等を取得するニーズが低い。
- ・特別償却は原則として投資初年度の適用であるため、黒字決算できない企業は活用できない。
- ・設備投資の考え方について、リースは対象外。

(今後の方向性)

- ・ 諸外国と対等に競争できる F T Z 制度への改正。
- ・ 狭隘な敷地を広げるため、F T Z 地域の拡大を行う。
- ・ 那覇空港と F T Z を繋げる G S E 専用道路の建設を行う。
- ・ 国際物流拠点構想を踏まえた同地域の今後のあり方(改善措置)を検討する。

(2) 特別自由貿易地域

- ① 指定(供用開始)年月日：平成11年3月(同年月)
- ② 根拠法令：沖縄振興特別措置法第41～54条
- ③ 対象地域(制度概要)：  
企業の立地が進んでいない地域であって、相当数の従業員を使用する企業等の集積を促進することが沖縄における産業及び貿易の振興に資するために必要とされる地域
- ④ 現在の指定地域・市町村／指定面積：  
うるま市(中城湾港新港地区工業団地の一部)  
約122ha(道路や緑地等を除いた企業の立地可能面積：約89.6ha)
- ⑤ 適用条件：  
＜所得控除制度＞  
新たに設立された常時雇用者数20名以上の企業  
＜投資税額控除、特別償却＞  
1千万円を超える設備を新增設すること
- ⑥ 対象業種等：  
i 製造業 ii こん包業 iii 倉庫業 iv 卸売業 v 道路貨物運送業
- ⑦ 税制上の優遇措置：  
i 所得控除制度(35%、法人設立後10年間)  
(ただし、ii 投資税額控除または iii 特別償却との選択)  
ii 投資税額控除(機械・装置、建物等)  
機械等15%、建物等8%(法人税額の20%限度 繰越4年 投資上限額20億円)  
iii 特別償却(機械・装置50%、建物等25%)  
iv 関税  
選択課税制度(原料課税又は製品課税のいずれか低い方を選択可能)  
v 地方交付税による減収補填措置(事業税・不動産取得税・固定資産税)
- ⑧ その他のメリット：資金の確保等(同法第50条)、施設等の整備(同法第51条)
- ⑨ これまでの実績等：  
＜平成13年度～平成20年度実績＞
  - ・ 国税：所得控除 4件、19百万円  
投資税額控除 11件、26百万円  
特別償却 4件、131百万円
  - ・ 地方税：事業税 16件、54百万円  
不動産取得税 7件、14百万円  
固定資産税 57件、103百万円
  - ・ 立地企業数 25社(平成21年10月現在)
  - ・ 事業認定取得企業数 9社/23社
  - ・ 特別事業認定取得企業数 4社/23社

## 【課題及び今後の方向性】

### (課題)

- ・ 諸外国 F T Z と異なり、同地域内の保税制度は、国内の保税制度と保税蔵置期限の条件等が変わらないため、インセンティブとしては弱い。
- ・ 所得控除の適用期間が企業設立後10年間のため、黒字化までに相当期間が経過した場合はメリットを享受できない。
- ・ 金融上のインセンティブについて、1,000万円を超える設備投資に限定。
- ・ 税額控除及び特別償却制度について、附属設備の優遇措置の適用は、建物と同時に取得する場合に限定されている。
- ・ 設備投資の考え方について、リースは対象外。

### (今後の方向性)

- ・ 諸外国と対等に競争できる F T Z 制度への改正。
- ・ 所得控除について、制度の適用期間を設立後黒字化してからの10年間とすることを検討する。

## (3) 産業高度化地域

①指定(供用開始)年月日：平成14年7月(同年月)

②根拠法令：沖縄振興特別措置法第35～40条

③対象地域(制度概要)：

産業高度化事業を行う企業の集積を促進することにより、その地域における製造業等その他の事業を行う者の産業高度化が相当程度図られると見込まれる地域であって政令で定める要件を備えている地域

④現在の指定地域・市町村：

13市町村(那覇市、宜野湾市、浦添市、糸満市、豊見城市、中城村、西原町、南風原町、うるま市、名護市、沖縄市、金武町、読谷村)

⑤適用条件：

投資税額控除、特別償却については、1千万円を超える設備を新增設すること

⑥対象業種等：

i 製造業 ii こん包業 iii 倉庫業 iv 卸売業 v 道路貨物運送業 vi デザイン業  
vii 機械設計業 等

⑦税制上の優遇措置：

i 投資税額控除(機械・装置、器具・備品、建物等)

機械等15%、建物等8%(法人税額の20%限度 繰越4年 投資上限額20億円)  
(ただし、ii 特別償却との選択)

ii 特別償却(機械・装置34%、建物等20%)

iii 地方交付税による減収補填措置(事業税・不動産取得税・固定資産税)

iv 事業所税の非課税(資産割1/2 5年間)

⑧その他のメリット：資金の確保等(同法第38条)、施設等の整備(同法第39条)

⑨これまでの実績等：

<平成14年度～平成20年度実績>

・ 国税：投資税額控除 104件、2,884百万円

特別償却 33件、448百万円

・ 地方税：事業税 123件、1,576百万円

不動産取得税 212件、539百万円

固定資産税 455件、3,168百万円

【課題及び今後の方向性】

(課題)

- ・ 税額控除及び特別償却制度について、附属設備の優遇措置の適用は、建物と同時に取得する場合に限定
- ・ デザイン業、経営コンサルタント業等、制度を利用していない業種があると思われる。
- ・ 多くの企業に活用されているが、特別償却の減免率(機械34%等)が、自由貿易地域等(同50%)より低い。

(今後の方向性)

- ・ 税制適用業種の見直しを含めた、より効果的な制度への改正。
- ・ 一層のインセンティブを発揮するため、特別償却の減免率について、自由貿易地域等と同程度に引き上げること検討する。

(4) 金融業務特別地区

① 指定(供用開始)年月日：平成14年4月(同年月)

② 根拠法令：沖縄振興特別措置法第55～59条

③ 対象地域(制度概要)：

金融業務の集積を図るため必要とされる政令で定める要件を備えている地区

④ 現在の指定地域・市町村：名護市全域

⑤ 適用条件：

<所得控除制度>

平成14年7月10日以後に特区内に新設された青色申告法人で下記要件を満たす認定を受けた法人

- ・ 特区内にのみ事業所を有すること
- ・ 常時使用する従業員の数が10人以上であること 等

<投資税額控除制度>

・ 特区内において1千万円を超える金融業務用設備を新增設した青色申告法人

⑥ 対象業種等：

i 金融業 ii 金融関連業務

⑦ 税制上の優遇措置：

i 所得控除制度(35%、法人設立後10年間)

(ただし、ii 投資税額控除との選択)

ii 投資税額控除(機械・装置、器具・備品、建物等)

機械等15%、建物等8%(法人税額の20%限度 繰越4年 投資上限額20億円)

iii 地方交付税による減収補填措置(事業税・不動産取得税・固定資産税)

⑧ その他のメリット：施設等の整備(同法第59条)

⑨ これまでの実績等：

- ・ 立地企業数 金融関連産業10社(平成20年度末現在)
- ・ 事業認定企業数 1社(H20年3月)

## 【課題及び今後の方向性】

### （課題）

- ・ 所得控除制度は、同地区外の事業所を有してはいけないなど認定要件が厳しい。
- ・ 投資税額控除については、建物付属設備が建物と同時に取得する場合に限定されている。

### （今後の方向性）

- ・ 金融業及び金融関連業務の一層の集積を図るため、所得控除及び投資税額控除に係る要件の緩和を検討する。

## (5) 地域を支える産業の活性化

(施策について)

【現状】

### ア 製造業

製造業は、ものづくりを通して新たな付加価値を生みだし、地域における産業振興や雇用機会の確保に資するものであり、農林水産業や観光・リゾート産業など他産業への経済波及効果が高いことから、地域経済を牽引する重要な産業である。

事業所数及び従業者数については、平成17年から平成19年まで増加基調にあったが、平成20年(速報)では、事業所数が前年比△10.3%、従業者数が前年比△2.5%の減少に転じている。[図表3-1-5-1(1)]

また、従業者数20人未満の事業所は、事業所数全体の89.1%(平成20年)を占めており、依然として昭和47年と同水準(88.9%)にある。全国平均(82.8%)と比較しても、本県の製造業者は小規模零細事業者の割合が高い。[図表3-1-5-1(2)]

図表3-1-5-1 製造業の事業所数等の推移(全事業所)

(1) 事業所数及び従業者数

(単位：千人、所)



(注) 平成20年は速報値である。

(2) 20人未満の事業所数

(単位：所、%)

	S47年	H15年	H17年	H20年	H20-S47	(全国)H20年
事業所数	2,374	2,767	2,752	2,744	370	442,562
うち20人未満	2,110	2,461	2,445	2,446	336	366,654
20人未満比率	88.9	88.9	88.8	89.1	—	82.8

資料：沖縄県企画部「工業統計調査」、経済産業省「平成20年工業統計表(概要版)」

(注) 全数調査を実施する西暦末尾0、3、5及び8年の年(その他の年は従業員4人以上の事業所が調査対象)のうち、上記の年を抽出。

県内総生産(生産側、名目)に占める製造業の割合は減少傾向にあり、平成18年度の生産額は1,496億円(前年度比△1.6%)、全体の構成比では4.1%に留まっている。

また、製造品出荷額については、公共工事の減少に伴う建設資材(セメント等)の需要減や、たばこ工場の閉鎖などから、平成12年の6,559億円をピークに減少推移した後、平成20年に6,132億円まで増加したが、伸び悩みの傾向にある。[図表3-1-5-2, 3]

主な製造業としては、石油精製等の「石油製品・石炭製品製造業」や、砂糖、畜産食料品、パン・菓子等の「食料品製造業」、清涼飲料、酒類等の「飲料・たばこ・飼料製造業」、セメント等の「窯業・土石製品製造業」が挙げられ、これら4業種で製造品出荷額全体の76.5%(全国は17.0%)を占めている。このうち、食料品製造業は、事業所数及び従業者数で製造業全体に占める割合が最も高く、製造品出荷額でも石油製品・石炭製品製造業(34.9%)に次いで22.4%を占める中心的な産業となっている。

[図表3-1-5-4, 5]

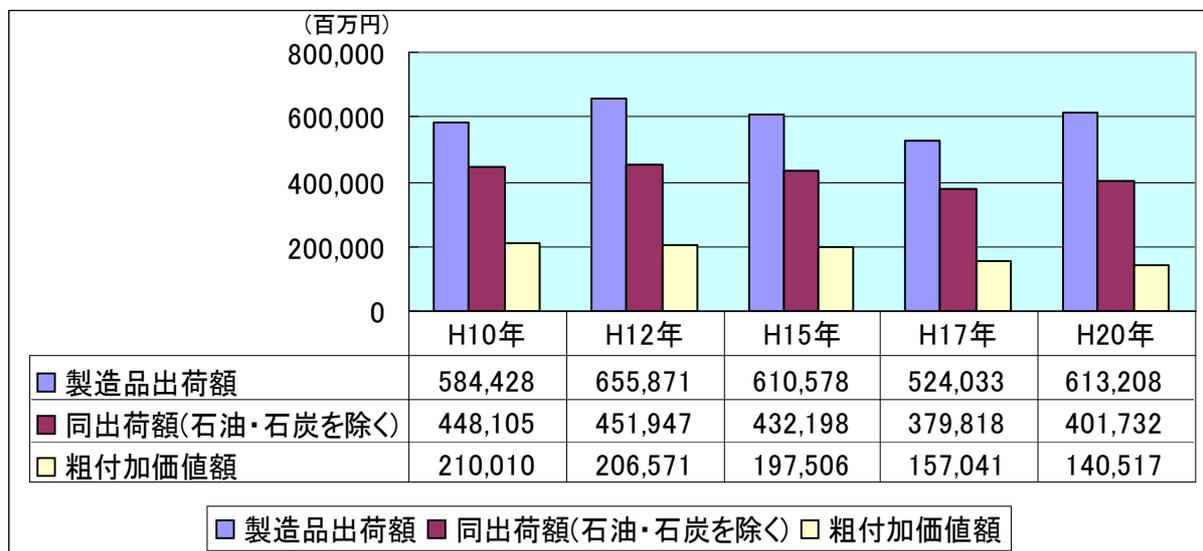
図表3-1-5-2 県内総生産等に占める製造業の割合 (単位：百万円、億円、%)

	平成16年度		平成17年度		平成18年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
県内総生産(百万円)	3,614,352	100	3,685,690	100	3,687,620	100
うち第2次産業	449,411	12.4	446,022	12.1	435,211	11.8
(製造業)	167,342	4.6	152,095	4.1	149,604	4.1
国内総生産(億円)	4,983,284	100	5,017,344	100	5,073,648	100
うち第2次産業	1,388,451	27.9	1,402,261	27.9	1,400,496	27.6
(製造業)	1,054,101	21.2	1,078,765	21.5	1,077,655	21.2

資料：沖縄県企画部「県民経済計算」、内閣府「国民経済計算年報」

(注)国内総生産は暦年である。

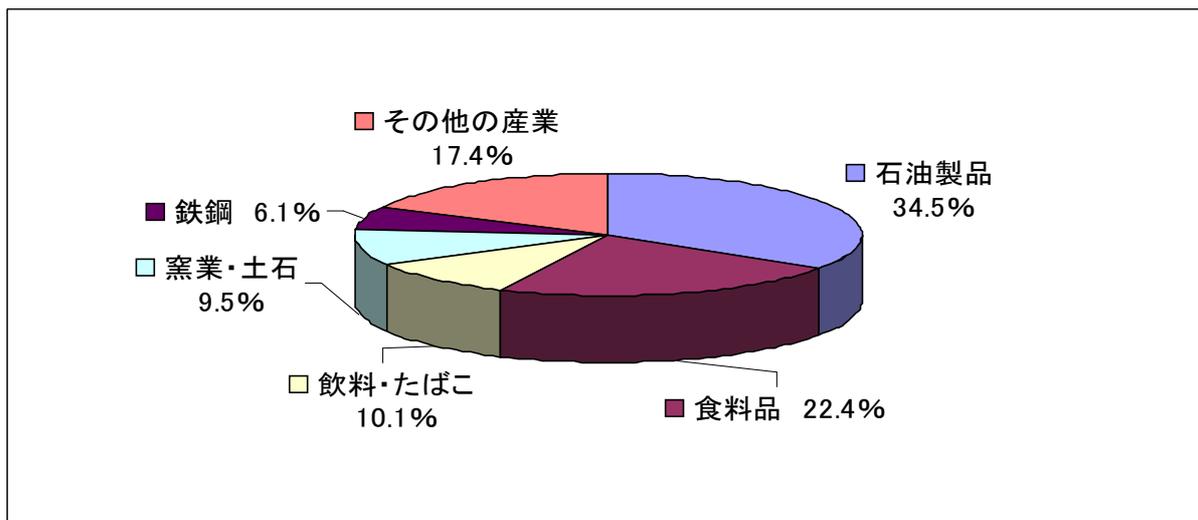
図表3-1-5-3 製造品出荷額等の推移(全事業所) (単位：百万円)



資料：沖縄県企画部「工業統計調査」、経済産業省「平成20年工業統計表(概要版)」

(注)全数調査を実施する西暦末尾0、3、5及び8年の年(その他の年は従業員4人以上の事業所が調査対象)のうち、上記の年を抽出。

図表3-1-5-4 平成20年産業別製造品出荷額等の構成比(全事業所)



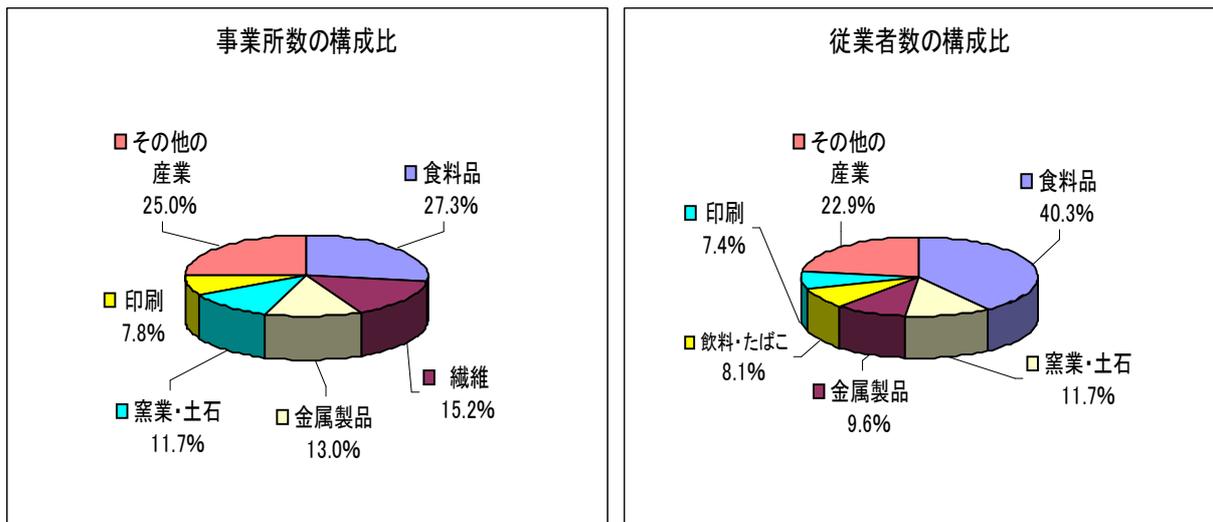
産業中分類	平成20年	
	実数	構成比
	百万円	%
** 合計	613,208	100.0
09 食料品	137,390	22.4
10 飲料・たばこ	61,932	10.1
11 繊維	3,901	0.6
12 木材	616	0.1
13 家具	5,142	0.8
14 パルプ・紙	4,951	0.8
15 印刷	22,410	3.7
16 化学工業	11,174	1.8
17 石油製品	211,476	34.5
18 プラスチック	7,158	1.2
19 ゴム製品	×	×
20 なめし革	×	×
21 窯業・土石	58,260	9.5
22 鉄鋼	37,520	6.1
23 非鉄金属	×	×
24 金属製品	34,462	5.6
25 はん用機械	673	0.1
26 生産機械	1,248	0.2
27 業務用機械	×	×
28 電子部品	×	×
29 電気機械	×	×
30 情報通信	-	-
31 輸送機械	2,248	0.4
32 その他	3,539	0.6

資料：経済産業省「平成20年工業統計表(概要版)」

(注)「×」記号は、申告義務者の秘密保護等のため秘匿した箇所。

ただし、秘匿した数値は総計に含める。

図表3-1-5-5 平成20年産業別事業所数及び従業者数の構成比(全事業所)

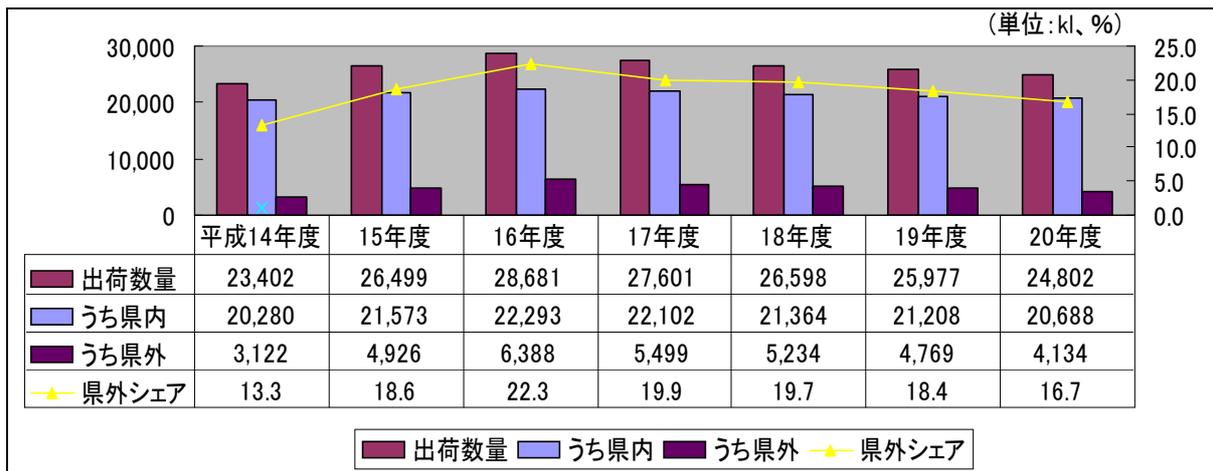


資料：経済産業省「平成20年工業統計表(概要版)」

本県の地域特性を生かした産業の振興を図るため、健康食品産業やバイオ関連産業、泡盛産業、工芸産業、観光土産品産業については「オキナワ型産業」として位置づけられ、重点的に各種支援策を推進しており、新製品の研究開発や既存製品の付加価値化等が促進されてきた。特に、産学官の共同研究による研究開発が進められた健康食品産業は、全国的な健康ブームの後押しもあったことから、ウコンやもろみ酢などを中心に売上高が急増したが、近年は伸び悩んでいる。

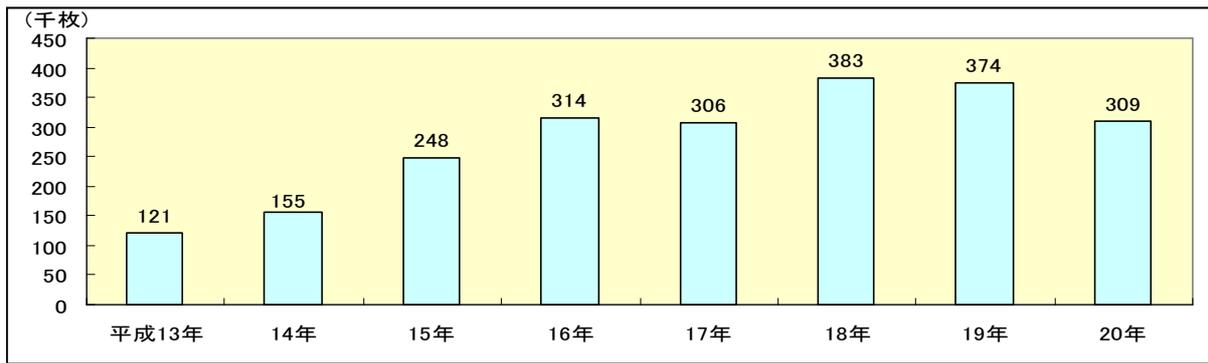
また、全国的な焼酎ブーム、マイルド化・古酒の多様化による品質向上等により増加基調で推移した泡盛の出荷額や、かりゆしウェアの製造枚数についても頭打ちの状況にある。[図表3-1-5-6, 7]

図表3-1-5-6 琉球泡盛の出荷数量(生酒)の推移



資料：沖縄県酒造組合連合会

図表3-1-5-7 かりゆしウェア製造枚数の推移



資料：沖縄県観光商工部

本県の製造業は、本土経済圏から遠隔地に位置する地理的条件による物流面からのコスト高や市場規模の狭隘さなどの不利性がある。また、事業規模・技術面における中核的企業が立地していないため、機械器具製造業など関連産業の集積が進まず、技術の発展(高度化)が立ち後れている。

このため、中城湾港新港地区等の基盤整備、工業技術センターや大学との連携による研究開発力や商品力の向上、中小企業の経営革新、金融支援等を推進している。

また、全てのモノづくりの基盤となる金型製造業を育成し、企業誘致につなげるため、国やうるま市等と連携して、県工業技術センター内への研修施設の設置や、工場の整備、技術者の育成に取り組み始めている。

試験研究機関における技術開発の強化等については、工業技術センターにおける新製品開発に向けた試験研究や企業等への技術支援・研修、(株)トロピカルテクノセンターを中核とした亜熱帯生物資源の高度利用を図る研究が促進され、研究成果の一部が企業へ技術移転されている。

製造品の品質向上と沖縄産製品のブランド化を図るため、品質マネジメントシステムの国際規格であるISO9001や、食品安全マネジメントシステムのISO22000の取得等が促進され、取得する製造業等は増加している。

生産者の生産意欲と県産品の使用奨励を目的として、沖縄本島、宮古 地域および八重山地域における産業まつりの実施や、毎年7月を県産品奨励月間として位置づけ、県産品の使用奨励の展開、優良県産品の推奨を推進している。

また、地場産業の振興支援策として、商品開発や販路開拓に取り組む企業等への補助に取り組んできた。

工芸産業については、本県の地域特性や優位性を生かした発展可能性の高い「オキナワ型産業」として位置づけ、産業としての自立化を促進してきた結果、全国的な伝統工芸品の需要低迷のなか、生産額は45億円前後で推移している。

[図表3-1-5-8]

図表3-1-5-8 工芸産業の事業所数等の推移

区分		事業所数 (所)						従事者数 (人)					
		S50 年度	S57 年度	H4年 度	H14年 度	H19年 度	H19- S50	S50 年度	S57 年度	H4年 度	H14年 度	H19年 度	H19- S50
織物	芭蕉布	31	33	25	27	13	△18	52	45	46	47	30	△22
	読谷山花織・ミンサー	80	143	115	141	107	27	95	157	116	141	110	15
	首里織	34	57	49	65	63	29	123	110	104	106	103	△20
	琉球絣	152	133	94	48	49	△103	700	585	288	218	205	△495
	久米島紬	297	413	229	135	153	△144	510	613	255	141	157	△353
	宮古上布	150	95	42	17	14	△136	501	126	61	55	58	△443
	八重山上布・ミンサー	214	179	107	76	91	△123	250	301	120	292	270	20
	竹富織物		149	128	79	80	80		149	129	80	80	80
	与那国織	50	55	41	32	42	△8	50	55	45	34	43	△7
	小計	1,008	1,257	830	620	612	△396	2,281	2,141	1,164	1,114	1,056	△1,225
陶器		63	93	113	107	113	50	268	392	364	357	372	104
漆器		13	21	8	5	6	△7	317	187	135	89	82	△235
紅型		32	41	40	20	29	△3	165	198	149	89	130	△35
琉球ガラス			8	9	12	12	12		136	121	238	241	241
その他工芸品					34	55	55				124	193	193
合計		1,116	1,420	1,000	798	827	△289	3,031	3,054	1,933	2,011	2,074	△957

区分		生産額 (百万円)						一人当たり生産額 (千円)					
		S50 年度	S57 年度	H4年 度	H14年 度	H19年 度	H19- S50	S50 年度	S57 年度	H4年 度	H14年 度	H19年 度	H19- S50
織物	芭蕉布	42	46	61	76	85	43	808	1,022	1,326	1,618	2,821	2,013
	読谷山花織・ミンサー	44	96	97	152	45	1	463	611	836	1,078	409	△54
	首里織	109	220	111	96	106	△3	886	2,000	1,067	910	1,034	148
	琉球絣	1,402	1,243	508	615	344	△1,058	2,003	2,125	1,764	2,819	1,678	△325
	久米島紬	504	675	350	154	106	△398	988	1,101	1,373	1,094	676	△312
	宮古上布	201	88	51	47	71	△130	401	698	836	851	1,216	815
	八重山上布・ミンサー	111	312	387	644	610	499	444	1,037	3,225	2,205	2,259	1,815
	竹富織物		17	22	15	13	13		114	171	189	160	160
	与那国織	36	70	13	22	56	20	720	1,273	289	642	1,311	591
	小計	2,449	2,767	1,600	1,821	1,436	△1,013	1,074	1,292	1,375	1,635	1,360	286
陶器		254	1,246	1,393	778	994	740	948	3,179	3,827	2,180	2,671	1,723
漆器		585	735	613	356	277	△308	1,845	3,930	4,541	3,998	3,380	1,534
紅型		105	555	386	151	411	306	636	2,803	2,591	1,691	3,161	2,524
琉球ガラス			452	861	600	896	896		3,324	7,116	2,519	3,720	3,720
その他工芸品					368	612	612				2,964	3,173	3,173
合計		3,393	5,755	4,853	4,073	4,626	1,233	1,119	1,669	2,511	2,025	2,231	1,112

資料：沖縄県観光商工部「工芸産業実態調査」

地域産業としての育成を図るため、県外百貨店等で開催される物産展や展示会などで宣伝普及を推進してきた。

また、地域資源を活用した商品、技術およびデザインの開発等を行う事業者等に対し

て支援を行い、新商品の開発促進や生産体制の増強に取り組んでいる。

技術者等の養成については、工芸技術支援センターにおける技術者等の養成研修や産地組合による後継者育成事業を支援している。

また、技術開発研究では、関係組合や工房等と連携し、漆器工程や紅型型紙作りの効率化など製造工程の改善研究、植物染料やデイゴ材など県産素材の有効活用研究、天然素材・合成染料などの新素材やコンピュータデザイン開発手法・木工加工法などの新技術の導入に向けた実証試験・開発研究を実施するとともに、技術講習会、産地巡回技術指導等を通して関係業界への成果普及を図る技術支援を推進している。

## イ 建設業

県内総生産に占める建設業の割合は、平成18年度で7.5%（全国6.3%）であるが、第2次産業全体に占める建設業の割合は63.7%と全国の22.7%を大きく上回っており、県経済や雇用を支える産業の一つである。

また、全産業に占める就業者数の割合は平成20年で11.3%と、全国の8.4%より高い水準にある。[図表3-1-5-9, 10]

事業所・企業統計調査による建設業の動向を見ると、事業所数は平成18年で4,877件、従業者数が4万3,980人となっているが、平成13年調査との比較では、全国と同様に事業所数(△9.1%)及び従業者数(△13.8%)とも大幅に減少している。[図表3-1-5-11]

図表3-1-5-9 県内総生産等に占める建設業の割合 (単位：百万円、億円、%)

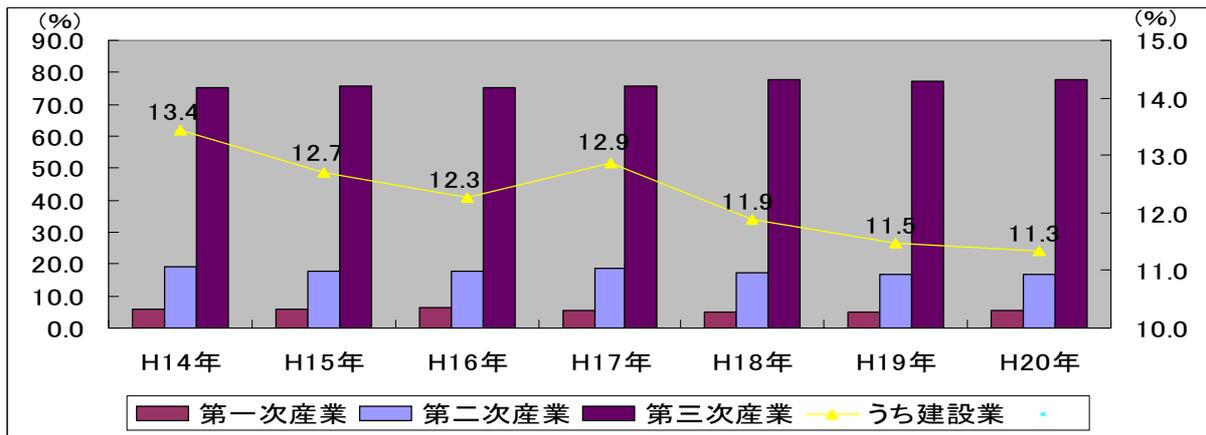
	平成16年度		平成17年度		平成18年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
県内総生産(百万円)	3,614,352	100	3,685,690	100	3,687,620	100
うち第2次産業 (建設業)	449,411 272,361	12.4 7.5	446,022 285,148	12.1 7.7	435,211 277,233	11.8 7.5
国内総生産(億円)	4,983,284	100	5,017,344	100	5,073,648	100
うち第2次産業 (建設業)	1,388,451 329,538	27.9 6.6	1,402,261 318,614	27.9 6.4	1,400,496 318,492	27.6 6.3

資料：沖縄県企画部「県民経済計算」、内閣府「国民経済計算年報」

(注)国内総生産は暦年である。

図表3-1-5-10 建設業就業者数等の推移

(単位：%)



資料：沖縄県企画部「労働力調査」

図表3-1-5-11 建設業の事業所数及び従業者数の推移

	平成13年		平成18年			
	事業所	従業者数	事業所	前回比	従業者数	前回比
沖縄県	5,366	51,008	4,877	△ 9.1	43,980	△ 13.8
全国	606,943	4,943,611	548,861	△ 9.6	4,144,037	△ 16.2

資料：沖縄県企画部、総務省統計局「事業所・企業統計調査」

公共工事等が抑制基調にあることから、建設工事の完成工事高は平成14年以降減少し続け、平成19年には3,892億円となり、市場構造が大きく変化している。[図表3-1-5-12]

また、鋼材や原油等の急激な変動及び価格競争激化など、最近の建設業をとりまく環境は非常に厳しい。

図表3-1-5-12 発注別完成工事高の推移

(単位：百万円、%)

	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	全国 (平成19年)
公共発注工事高	300,795	311,880	294,092	239,033	196,192	181,470	13,764,547
割合	54.5	58.6	55	48.7	48.5	46.6	26.4
民間発注工事高	250,698	220,311	240,179	251,963	208,521	207,826	38,411,742
割合	45.5	41.4	45	51.3	51.5	53.4	73.6
工事高合計	551,493	532,191	534,271	490,996	404,713	389,296	52,176,289
割合合計	100	100	100	100	100	100	100

資料：沖縄県土木建築部

このため、本県による発注工事において電子納品を可能とするとともに、情報共有・保管管理システムの運用による、電子化と経営の効率化を図っている。

また、官公需については、県内中小企業の優先受注に向けた取り組みとして分離分割発注を推進している。

さらに、建設業の活性化を図るため、平成19年7月に沖縄県産業振興公社内に相談窓口を設置し、経営改善や新分野進出等に向けた取り組みを促進するとともに、経営革新計画の承認を受けた建設業者による新商品等開発を支援し、農業分野や健康食品、環境・エコ分野などへの新分野進出等を推進している。

## ウ 鉱業

本県の鉱物資源は、民間・公共工事で基礎資材として利用され、産業基盤の整備に寄与している。

道路用、建設用資材として利用される砂利については、平成20年1月末の登録業者数は230業者だが、実際の採取を行っている事業者は1砂利組合と3事業者となっている。

また、全ての事業所の従業員規模は50人未満であり、企業規模が小さく零細性が強い。砂利採取量は、平成11年度の豊見城地先埋め立て等の需要増による488.9万<sup>3</sup>mをピークに、平成12年度以降は減少傾向で推移している。これは、建設完成工事高の減少などによる骨材需要の減少等によるもので、平成16年度から平成20年度までの採取量は140万<sup>3</sup>m前後で推移している。[図表3-1-5-13]

図表3-1-5-13 砂利採取量の推移 (単位：万<sup>3</sup>m、場)

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
陸砂利	2 (3)	2 (4)	1 (4)	0.7 (2)	2 (3)	3 (2)	0 (0)
海砂利	186 (26)	193 (21)	147 (24)	141 (22)	137 (11)	121 (15)	144 (16)
計	188 (29)	195 (25)	148 (28)	141 (24)	139 (14)	124 (17)	144 (16)

資料：沖縄県観光商工部

(注) 上段は採取量、下段は採取場数である。

石灰石については、セメント原料や生コン骨材として利用される「古生代石灰岩」が、本島北部地域と石垣島から、道路用路盤材や港湾埋立石等に活用される「琉球石灰岩」が本島中南部と宮古島において採掘されている。

鉱物出願件数については、平成21年3月現在で4万5,373件となっており、このうち、海洋にかかる出願は全体の98%を占めている。

また、鉱業権設定済の稼動鉱山は91鉱山(うちけい石は1鉱山)となっている。

平成20年度の石灰石の出鉱量は約737万トンとなっており、公共工事の抑制基調から減少傾向にある。

なお、輸送トラックの往来等による粉塵の発生抑制については、鉱業実施の際の事業計画書(施業案)に基づく、散水・清掃による粉塵対策が促進されており、自然環境や地域住民の生活環境への配慮が行われている。

東シナ海大陸棚の可燃性天然ガス開発は、近隣諸国との外交・政治上の動向を踏まえながら、国との協議・協力のもとに共同開発の実現可能性を検討している状況にある。

また、伊平屋島沖に発見された海底熱水鉱床については、今後のレアメタル等の開発が期待される場所である。

## エ 商業

大規模集客施設等の郊外への立地や終日営業のコンビニエンスストアの増加、商店街の魅力の低下などによる空き店舗の増加等、本県の中心市街地をとりまく環境は厳しくなっている。

平成19年における本県の小売業は、店舗数が1万4,970店、従業者数が8万53人、年間

販売額が1兆1,078億円となっているが、昭和49年からの推移をみると、店舗数は昭和57年をピークに減少傾向にある。従業者数及び年間販売額については、平成9年調査で減少に転じた後、平成14年以降は再び増加傾向に転じている。[図表3-1-5-14]

従業者規模別について、平成19年と平成16年を比較すると、店舗数及び従業者数において減少率が最も高いのは従業員2人以下の事業所で、最も増加率が高いのは従業員50～99人の店舗である。また、経営組織別にみると、法人経営が事業所数及び年間販売額において増加していることに対し、個人経営では減少している。

販売効率については、1店舗あたり年間販売額および従業員1人あたりの年間販売額は、昭和49年以降堅調に増加し、全国との差は縮小してきているが、1店舗あたりは全国比62.5%、従業員1人あたりは同77.9%と、未だ販売効率は低い。

また、店舗面積が1千平方メートルを超える大規模小売店舗の全体に占める割合をみると、店舗数は0.8%(126店)と少ないが、年間販売額は全体の28.4%(3,150億円)を占めることから、県内小売業に与えている影響は大きい。

卸売業については、店舗数が2,956店、従業者数が2万7,570人、年間販売額1兆4,974億円となっている。これらの推移をみると、店舗数は平成3年、従業者数および年間販売額は平成11年をピークとして減少傾向にあるなか、年間販売額は平成16年から増加に転じている。

販売効率については、1店舗あたり年間販売額および従業員1人あたりの年間販売額は、昭和49年以降増加傾向にあるが、全国との比較では1店舗あたりは全国比41.0%、従業員1人あたりは同46.3%にとどまっている。

図表3-1-5-14 卸・小売業の商店数等の推移

(単位：人、百万円、㎡)

区分	S49年	S57年	S60年	S63年	H3年	H6年	H9年	H14年	H19年
商店数									
卸売業	1,966	3,076	3,165	3,510	3,815	3,214	3,302	3,289	2,956
小売業	21,129	23,696	21,843	21,983	21,492	20,095	17,904	16,834	14,970
従業者数									
卸売業	15,621	23,165	24,889	27,377	30,696	28,010	27,561	29,702	27,570
小売業	44,712	62,783	64,246	69,161	70,938	75,969	69,959	78,784	80,053
年間販売額									
卸売業	352,098	1,088,135	1,172,900	1,261,283	1,627,619	1,473,968	1,545,852	1,463,829	1,497,408
小売業	231,065	587,606	702,782	733,673	898,976	987,986	963,453	1,028,227	1,107,843
売場面積									
小売業	585,687	958,409	984,893	1,060,025	1,200,796	1,291,049	1,251,713	1,394,725	1,577,633
年間販売額/商店数(千円)									
卸売業	179,094	353,750	370,585	359,340	426,637	458,609	468,156	445,068	506,566
小売業	10,936	24,798	32,174	33,375	41,828	49,166	53,812	61,080	74,004
年間販売額/従業者(千円)									
卸売業	22,540	46,973	47,125	46,071	53,024	52,623	56,088	49,284	54,313
小売業	5,168	9,359	10,939	10,608	12,673	13,005	13,772	13,051	13,839
(増減率)		S47/S57	S57/S60	S63/S60	H3/S63	H6/H3	H9/H6	H14/H9	H19/H14
商店数									
卸売業	-	56.5	2.9	10.9	8.7	△ 15.8	2.7	△ 0.4	△ 10.1
小売業	-	12.1	△ 7.8	0.6	△ 2.2	△ 6.5	△ 10.9	△ 6.0	△ 11.1
従業者数									
卸売業	-	48.3	7.4	10.0	12.1	△ 8.8	△ 1.6	7.8	△ 7.2
小売業	-	40.4	2.3	7.7	2.6	7.1	△ 7.9	12.6	1.6
年間販売額									
卸売業	-	209.0	7.8	7.5	29.0	△ 9.4	4.9	△ 5.3	2.3
小売業	-	154.3	19.6	4.4	22.5	9.9	△ 2.5	6.7	7.7
売場面積									
小売業	-	63.6	2.8	7.6	13.3	7.5	△ 3.0	11.4	13.1
年間販売額/商店									
卸売業		97.5	4.8	-3.0	18.7	7.5	2.1	-4.9	13.8
小売業		126.8	29.7	3.7	25.3	17.5	9.5	13.5	21.2
年間販売額/従業者									
卸売業		108.4	0.3	-2.2	15.1	-0.8	6.6	-12.1	10.2
小売業		81.1	16.9	-3.0	19.5	2.6	5.9	-5.2	6.0
(全国)年間販売額/商店(千円)									
卸売業	592,539	929,296	1,035,676	1,023,058	1,204,171	1,198,030	1,225,345	1,089,066	1,235,162
小売業	26,030	54,588	62,456	70,900	88,384	95,553	104,067	103,925	118,385
(全国)年間販売額/従業者(千円)									
卸売業	52,623	97,420	106,980	103,073	120,092	112,263	115,210	103,288	117,270
小売業	7,599	14,753	16,073	16,762	20,275	19,410	20,099	16,946	17,773
(沖縄県/全国)年間販売額/商店									
卸売業	30.2	38.1	35.8	35.1	35.4	38.3	38.2	40.9	41.0
小売業	42.0	45.4	51.5	47.1	47.3	51.5	51.7	58.8	62.5
(沖縄県/全国)年間販売額/従業者									
卸売業	42.8	48.2	44.1	44.7	44.2	46.9	48.7	47.7	46.3
小売業	68.0	63.4	68.1	63.3	62.5	67.0	68.5	77.0	77.9

資料：経済産業省「商業統計表」

中心市街地の活性化については、市町村による中心市街地活性化法に基づく基本計画の作成、商店街振興組合指導事業によるセミナーの開催や派遣研修等による商店街の組織強化や後継者の育成等を促進している。

また、新たな販売手法の導入として、商店街振興組合によるエコマネーの導入や商工会議所による商店街・個店ホームページの作成の支援に取り組んでいる。

さらに、空き店舗を有効活用した若年求職者を対象とする創業支援や、人材育成講座の開催が、商工会議所等により促進されている。

商業基盤の整備については、国際通りにおけるカラー舗装や日よけの設置等を促進している。

また、平成16年度を初年度とする「無電柱化計画(電線の地中化)」に基づき事業を進め、国際通りや、うるま市の区画整理事業や嘉手納町の再開発事業と併せて電線類の地中化を実施し、再開発の促進を推進している。

## オ 運輸交通業

運輸交通業の安定的な確保のため、海上交通については国や市町村と協調して離島航路事業社の欠損額を補助し離島航路の維持確保を図っている。空路については運航路線が短く、需要が少ないため、採算性等構造的に不採算要因を抱えているため、県においては路線の維持・確保のため、運航費補助を行っているところであるが、一部離島路線から航空会社が撤退する等の事例もみられる。

陸上公共交通については、地域住民の日常の交通手段確保のため、欠損額の生じたバス路線に補助を行っている。

なお、路線バスの乗客数については、平成16年度に2,765万人まで減少したが、平成17～19年度にかけては約2,900万人で推移しており、横ばい状態である。

また、モノレールについては首里駅から沖縄自動車道までの延長に向けた調整を行っている。

バス路線網の再編に向けた取り組みとして、沖縄県公共交通活性化推進協議会において、国道58号線沿線を中心に基幹バスの導入を主体とした、「那覇市・浦添市・宜野湾市・沖縄市地域公共交通総合連携計画」を策定している。また、沖縄都市モノレールの需要喚起策については、開業後の利用実態や特性・ニーズ及びこれまで実施してきた利用促進策の実施効果等を分析した上で、平成18年3月にモノレール需要喚起アクションプログラムを策定し、パークアンドライドシステムを構築するとともに、フリー乗車券や沿線観光施設等とのタイアップ企画などに取り組んでいるところである。

## 【課題及び対策】

### ア 製造業

ものづくりに関する技術の底上げを図り、提案から納品・設置まで発注者の用途に応じた製品開発などを可能とすることで、県内製造業における製品競争力を高める必要がある。

また、中核的企業となる製造業についても、引き続きその立地を推進し、立地に伴う周辺企業の高度化と地域活性化を図る必要がある。

さらに、製造業の振興のために進めてきた産業基盤の適切な更新及び維持も取り組んでいかなければならない。

健康食品については、商品の効果・機能性に関する科学的評価に基づくアピール力のある商品の創出を図り、安全・安心で高品質な製品を製造することができる企業を育成し、県外及び海外への販路拡大を図る必要がある。

また、泡盛やかかりゆしウェアについては、伸び悩みの原因分析とともに県外マーケットを再調査し、再度県外への販路拡大を図らなければならない。

飲料・食料品については、海外への販売展開を強化する必要がある。このため、デザインによる県産品の差別化、競争力強化のために必要な商品開発や、デザイン開発の相談・マッチング、デザインの活用を促進するための研修などを展開する必要がある。

また、大消費地への販路展開にあたっては、技術力強化による生産性の向上に加え、農業の量産体制や技術支援機関の活用等による原材料の供給体制を確立して、大量生産

を可能とする体制を整えることが求められる。

さらに、農産物を製造業者(中小企業)が加工し、商業(中小企業)とも有機的に結びつけて販売を行う「農商工連携」に対し、専門家によるアドバイスや補助金、沖縄振興開発金融公庫の低利融資、信用保証などの支援が平成20年より開始されている。消費者に近い商業による市場ニーズの把握が商品製造へ反映され、「売れる商品作り」が期待されることや、多くの地元農商工業者の協力による地域の活性化が見込まれることから、連携への取り組みを一層強化していく必要がある。

泡盛産業については、新酒の品質向上や貯蔵設備能力の違いなどから、古酒化への取り組みは業界での共通認識とはなっていない。歴史・文化というストーリーを持つ古酒は、土産品として本県観光に彩りを添えるものであり、本土市場への移出における商品差別化として有効な商品である。県外市場に活路を求めるため、事業者の共同による本土でのマーケティングや共同販売、長期共同貯蔵施設の建設等を促進することが、今後は必要である。

また、消費者ニーズは多様化していることから、各酒造所の規模や風味、ターゲット層などの強みを生かした、泡盛以外の一般酒・リキュール等を戦略品目とすることを検討していくことも必要となる。

工芸産業については、新たな販路・市場の拡大への取組や需要の開拓を可能とする魅力ある製品開発を促進するとともに、高付加価値の製品製造に必要な技術を有する人材の育成を図る必要がある。

## イ 建設業

建設業者数は平成12年度をピークに減少傾向にあるが、依然として高水準で推移しており、供給過剰構造の改善を図る必要がある。

建設業の活性化にあたっては、企業間連携や経営統合などによる経営基盤の強化、建設分野における技術・ノウハウを活用した経営の多角化や、業種転換、新分野への進出を一層促進するとともに、次世代を支える人材を育成する機関やシステムの構築が求められる。

また、建設投資が大幅に減少する中であって、国直轄を含む公共投資について地元中小建設業者の受注機会の確保に努める必要がある。

さらに、復帰後、約8兆円が投資されているが、その一部が本土企業に還流していると考えられるため、現状を是正し、地元中小建設業者の受注率を高めるための方策を検討する必要がある。

## ウ 鉱業

現在稼行している鉱山のうち、特に北部地域の鉱山は、複数鉱山が隣接しながら同一鉱床の開発を行っていることから、隣接する鉱山は、双方協調のもと採掘を行うことが望まれる。

また、環境への負荷を軽減するため、琉球石灰岩については、代替を可能とする廃材の利用を促進する必要がある。

水溶性天然ガスについては、石油の代替エネルギーとして二酸化炭素の排出量が少ない等の特性を持つが、採掘に係る費用負担が大きいことから、事業化を促進するためには様々な角度から十分に検討する必要がある。

## エ 商業

小売業においては、他産業との連携による商業の振興を図ることが一層重要となる。コンビニエンスストアにおける駐車場敷地内での農産物直販や、地元食材を使用したオリジナル弁当の開発などへの取り組みが開始されたところであるが、直販による粗利の増加や地元食材の宣伝効果など、農林水産事業への利点も大きく、今後は地域を支える産業同士の連携を強固なものにすることが必要である。

主として商店街等に立地する中小商業者が、地域のコミュニティの拠点や、地域経済、文化の担い手として果たす役割はいまもなお大きい。

また、少子高齢化の時代を迎え、その役割は一層大きくなっていくと予想されることから、引き続き商店街の活性化を促進する必要がある。名護市、沖縄市における空き店舗率は、県内10市平均より大幅に高く、国や県、市町村や商工会等による専門的アドバイザーの派遣、調査事業、中心市街地活性化基本計画策定に関する支援等が実施されてきたが、商店街の空洞化は未だ課題として残っている。

今後は、商店街と地域住民が密接に連携した主体的な取り組みを促進するとともに、商店街の活性化に不可欠な地元住民の購買意欲を喚起するため、高齢者の住居等への商店街一丸となった総合的な生活支援サービス(御用聞き等)に取り組むなど、ソフト面における大型店舗との差別化を一層強化することが必要である。

## オ 運輸交通業

海上交通については、近年の原油価格の高騰や輸送量の減少等により、離島航路事業者を取り巻く経営環境が悪化している。

また、空路については運航費補助制度の対象経費が物件費に限定されていることから、燃料費を加える等の制度拡充が必要である。

さらに、島嶼県である本県は人又は物の移動に際し、空路は欠かすことができない重要な手段の一つであるが、利用コスト面等の課題も多い。今後は、価格面も含めて地域住民が利用しやすい環境を整備していくことが重要である。

陸上公共交通の中心であるバスについては、今後、基幹バスの導入に向けて、法定協議会である「沖縄県公共交通活性化推進協議会」の中で、バス路線網の再編に向け取り組んでいく必要がある。

また、モノレールの需要喚起については、モノレール需要喚起アクションプログラムに掲げた施策の実施に引き続き取り組んでいくとともに、新たな施策の検討を行いモノレールの利用拡大を図る必要がある。

(制度について)

### 【主要な関連制度】

#### [復帰特別措置に関する酒税軽減措置]

- ①指定(供用開始)年月日：昭和47年5月(同年月)
- ②根拠法令：沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第80条
- ③対象地域(制度概要)：  
沖縄県の区域内にある酒類の製造業から移出されるものに係る酒税の税額を軽減。  
※酒税法等の規定により計算した金額に対し、80%(泡盛は65%)の税額を適用。
- ④現在の適用事業所数：

50事業所（泡盛47、ビール1、清酒1、ウイスキー1）に適用

⑤適用条件：

本土復帰前から沖縄県内で酒類製造を行っている酒造場において製造された酒類で、県内に移出されるもの

⑥対象業種等：

飲料・たばこ・飼料製造業（酒類製造業）

⑦税制上の優遇措置：

酒税の本則の税額より一定額を軽減

⑧これまでの実績等（昭和47年度から平成20年度まで）：

泡盛 280億円、ビール 604億円、ウイスキー 87億円、その他酒類 52億円、  
合計 1,023億円

- ・県内酒造メーカーは低価格の酒類を提供することにより、県内市場で一定シェアが可能となり、経営の安定に繋がっている。

【課題及び今後の方向性】

（課題）

- ・昭和47年5月から始まった酒税軽減措置は、これまで7回延長が認められてきたが、復帰に伴う激変緩和措置策としての制度趣旨に鑑みると、8回目の単純延長は困難が予想される。
- ・前回（平成19年5月）の延長にあたって、泡盛業界は古酒の戦略商品化を、ビール事業者は県外への販路拡大強化を、それぞれ経営基盤強化策としてまとめ、現在、その取り組みを推進している。しかし、最近の景気低迷や若者のアルコール離れなどの影響等から、本県酒類の出荷量の伸びは低迷しており、当該業界はさらなる延長の必要性を提起している。

（今後の方向性）

- ・復帰特別措置としての制度趣旨から、これまでのような単純延長を国に求めることは困難が予想される。
- ・他方、酒類製造業を取り巻く環境は厳しさを増しており、酒税軽減措置が廃止となった場合の県経済に与える影響等に関して関係機関と協議し、復帰特別措置の代替支援策も含めて検討していく。

## (6) 販路拡大と物流対策

(施策について)

### 【現状】

平成20年における本県の貿易の状況は、輸出額が昭和47年の11.2倍、輸入額においては4.8倍となっており、輸出額は大きく伸びたが輸入額の約3割と、依然として輸入超過の状況にある。本県では、貿易構造の改善と貿易促進等を図るため、特別自由貿易地域等への加工交易型産業の誘致・集積のほか、県産品の県外市場への販路拡大に努めてきた。[図表3-1-6-1, 2]

図表3-1-6-1 貿易実績の推移

(単位：百万円、%)

区分	S47年	S57年	H4年	H14年	H20年	H20-S47
輸出額 A	6,636	2,385	99,551	37,994	81,011	74,375
輸入額 B	48,298	574,070	201,844	177,347	263,659	215,361
B-A	41,662	571,686	102,293	139,353	182,648	140,986
A/B(%)	13.7	0.4	49.3	21.4	30.7	—
(増加率)		S57/S47	H4/S57	H14/H4	H20/H14	H20/S47
輸出額 A	—	△64.1	4074.0	△61.8	113.2	1120.8
輸入額 B	—	1088.6	△64.8	△12.1	48.7	445.9

資料：沖縄地区税関「外国貿易年表」

図表3-1-6-2 販路開拓に係る主な指標(石油、石炭を除く)

	平成13年度	平成18年度	平成19年度 (実績)	平成19年度 (目標)	平成23年度 (目標)
製造品出荷額[再掲]	4,185億円	3,663億円	3,773億円	4,604億円	5,582億円
製造品移輸出額	758億円	663億円	682億円	833億円	1,010億円

資料：沖縄県観光商工部

国内外の市場における県産品の販路拡大を図るためには、県外及び市場への継続的なプロモーション活動(消費者に製品やサービスを認識させ、購買へと誘導するための活動)と併せて、顧客ニーズを踏まえた商品開発や品質向上対策など、総合的な取り組みが重要となる。

このため、国内市場では、県外主要都市にアンテナショップを展開している沖縄県物産公社等の販売網を活用するほか、年間で全国11ヵ所における「沖縄の物産と観光展」や東京・大阪での「商談会」を開催し、県産品の宣伝を推進している。

また、オキナワ型産業として重点的な支援を行っている健康食品等の商品開発や品質表示の適正化を促進している。

さらに、県外マーケティング専門家への宣伝委託及び商談(マッチング)への同行等を通じた、中小製造業者の県外販路拡大を支援している。

海外市場への販路開拓については、海外4ヵ国における物産展の開催や、香港の小売店・卸問屋等でのプロモーション活動を推進している。

また、泡盛メーカーなどを対象とした、現地卸売業者との同行営業や小売店での販売活動を通じた人材の育成にも取り組んでいる。

なお、(財)沖縄県産業振興公社等が設置する海外事務所においては、沖縄県と連携し

ながら、貿易・経済情報の収集活動のほか、県内企業の現地における活動や海外企業とのマッチングなどを支援している。[図表3-1-6-3]

図表3-1-6-3 沖縄県関係の海外事務所等の概要

(1) 海外事務所

設置国	設置年月日	設置主体及び事務所名	事務所の状況等	県所管課
台湾 (台北市)	(H2) 90. 5. 21	(財) 沖縄県産業振興公社 台北事務所	OCVB台北事務所との合同事務所(旅行社が多く集積する松江路に面した盛香堂大楼ビル4階)	産業政策課(99. 3. 31までは(株) 沖縄県物産公社の事務所)
	(H7) 95. 12. 19	(財) 沖縄観光コンベンションビューロー 台北事務所	(財) 沖縄県産業振興公社台北事務所との合同事務所(旅行社が多く集積する松江路に面した盛香堂大楼ビル4階)	観光企画課
香港	(H7) 95. 1. 11	(財) 沖縄県産業振興公社 香港事務所	香港島鰂魚涌のタイクフ・レイストリートセットハウスの37階。国際観光振興機構(JNTO)香港事務所内にある単独事務所。	産業政策課
大韓民国	(H7) 95. 1. 27	(財) 沖縄観光コンベンションビューロー 韓国事務所	韓国観光公社10階に入居している。清溪川ぞいのオフィス街に位置した一等地で回りには旅行会社などの業界関係先も密集している。	観光企画課
中国	(H10) 98. 10. 1	(財) 沖縄県産業振興公社 福州事務所	福建省政府斜め向かい、官庁街に位置する福建・沖縄友好会館内に県内の入居企業とともに、単独事務所を構える。	産業政策課
	(H17) 05. 2. 24	(財) 沖縄県産業振興公社 上海事務所	上海の観光スポットともなっている繁華街「南京東路」の近く、華盛大厦16階にある単独事務所。	産業政策課

(2) 委託駐在員

駐在国	設置年月日	設置主体	県所管課
米国 (ロサンゼルス)	(H12) 00. 6. 30	(財) 沖縄県産業振興公社	産業政策課(00. 6. 30~09. 3. 31までは県の直接委託駐在員)
米国 (サンフランシスコ)	(H21) 09. 04. 01	(財) 沖縄県産業振興公社	産業政策課

資料：沖縄県観光商工部

物流コストの低減化については、平成17年施行の「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」に基づく各種支援制度等の普及・啓発に努めている。

また、効率的な物流システム構築に向け、海外市場向け貨物の混載による費用低減など物流効率化に関する調査事業を実施している。

さらに、那覇空港を拠点とする国際貨物ハブ事業の開始を受けて、輸出コストを軽減するとともに海外マーケティングを支援することにより県産品の販路拡大を図るため、県が航空貨物コンテナを借り上げる実証事業を実施している。

#### 【課題及び対策】

国内市場については、県産品の販路開拓が後れている地域での宣伝・紹介が不十分である。継続的に県外のテレビや新聞、雑誌などのメディアがニュースや記事として取り上げるための取り組みを強化するほか、インターネットを活用した販路拡大を一層促進する必要がある。

海外における県産品の認知度は依然として低く、物産展等では一時的には売上げが上がるものの、定番化に至る商品は少ない。引き続き、海外事務所や沖縄県物産公社等を活用した営業活動に取り組むとともに、外国で受け入れられる味の嗜好や価格帯、パッケージデザインなどを反映させた商品開発が必要である。

また、コンビニエンスストア事業者との間で相互の包括的な連携に関する協定を締結していることから、県産食材を使用した商品等について、本土市場や、台湾・韓国などの海外にも多数展開する店舗ネットワークを活用した販路開拓に取り組むことを検討する必要がある。

物流コスト低減については、これまでの物流効率化に関する調査の結果を検証しながら、民間主導による具体的な取り組みを促進する必要がある。

また、産業振興の必要条件の一つである物流基盤の整備については、物流企業の集積・育成を支援する制度が必要である。那覇空港を拠点とする国際貨物ハブ事業の安定・拡充が図られることにより、県産品の販路拡大、国際物流関連産業の集積等の波及効果が期待されるようになった。

今後とも、国・県一体となった国際物流拠点の形成による国際物流関連産業の振興に向け、制度の創設等の支援策により競争力の向上を図る必要がある。

## (7) 中小企業の成長発展

(施策について)

### 【現状】

本県における中小企業の占める割合は全事業所の99%で、全国平均並みとなっているが、従業者数20人以下(商業・サービス業は5人以下)の小規模事業者については、全体の79%を占めており、全国(71%)と比べて零細性が強く経営基盤は弱い。[図表3-1-7-1]

しかし、経済活動の大部分を占め、新産業と雇用創出の担い手である中小企業が、自主的な努力により活力ある成長・発展を遂げることは、本県の経済の自立的発展を図るためにきわめて重要である。このため、平成19年度に「沖縄県中小企業の振興に関する条例」を制定するなど、中小企業の振興施策の充実、総合的な推進に取り組んでいる。

図表3-1-7-1 全事業所に占める中小企業事業所の割合

区分	全事業所	構成比	小規模事業所	構成比	中小事業所	構成比	大企業所	構成比
沖縄	69,810	100.0	54,897	78.6	69,264	99.2	488	0.7
全国	5,702,781	100.0	4,022,063	70.5	5,643,123	99.0	53,954	0.9

資料：総務省統計局「事業所・企業統計調査」

(注1) 中小事業所は、従業者数300人以下の事業所。ただし、卸売業の場合は100人以下、小売業又は、サービス業の場合は50人以下とした。

(注2) 小規模事業所は、従業者数20人以下の事業所。ただし、商業又はサービス業については、従業者数5人以下とした。

(注3) 中小事業所には小規模事業所を含む。

(注4) 事業所数の合計には「派遣・下請けのみの事業所」(沖縄：58事業所、全国：5,704事業所)が含まれているため、中小企業と大企業を合算しても合計とは一致しない。

経営革新を行う中小企業者等への支援については、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」および「沖縄振興特別措置法」に基づき、事業者が作成する経営革新計画を県が承認することにより、設備投資に係る税制優遇措置や政府系金融機関による低利融資等、さまざまな支援策の利用を可能とすることで、計画の実現を促進している。

[図表3-1-7-2]

また、経営革新計画に基づき実施される販路開拓や人材育成に要する経費に対する補助のほか、厳しい経営環境にある建設業者の新分野進出を支援するため、新商品開発等に要する経費への補助事業を新設し、支援施策の充実強化に取り組んでいる。

図表3-1-7-2 中小企業支援に係る指標

	平成13年度	平成18年度	平成19年度 (実績)	平成19年度 (目標)	平成23年度 (目標)
経営革新計画承認件数(累計)	18件	132件	162件	158件	290件
ベンチャー企業投資件数(累計)	3社	43社	48社	62社	97社
創業者支援資金融資件数	103件	131件	175件	155件	189件
再生支援企業数	0件	10件	4件	12件	14件

資料：沖縄県観光商工部

中小企業の規模の過小性を改善し、合理化および近代化を図るため、沖縄県中小企業団体中央会による組織化指導事業を促進している。中小企業の組合数は、平成18年度ま

で増加傾向にあったが、現在は伸び悩んでいる。平成20年度における新規設立組合数は、全国平均および九州地区平均を上回っているが、組合の総数は全国や九州地区に比べて未だ少ない。

情報化については、経営や業務にITを効果的かつ積極的に活用する環境作りを目的に、ITを活用したビジネスモデルを開発する事業者への支援が行われている。

また、IT活用に関する窓口相談や専門家派遣事業のほか、ネット販売に係る人材育成やスキル向上、売上増加を図るセミナーにより情報化が促進されてきたが、未だITを活用した支援情報の収集や経営の合理化は十分ではない。

商工会議所・商工会においては、小規模事業者への経営改善普及事業(金融、税務、労働、経理等の相談・指導)が促進されており、事業者の経営安定化と競争力強化に寄与している。

また、経営革新計画等の計画書策定に関する支援業務や各種の中小企業施策の周知など、地域の商工業者への支援に取り組んでいる。[図表3-1-7-3]

図表3-1-7-3 経営改善普及事業の推移

	平成14年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
相談・指導件数	72,761件	66,703件	67,532件	68,417件	69,051

資料：沖縄県観光商工部

中小企業の市場競争力の強化、生産性の向上等に必要な取り組みを促すため、経営革新等による新商品・新技術開発等の促進のほか、県外マーケティング専門家への宣伝委託及び商談(マッチング)への同行等を通じた、中小製造業者の県外販路拡大が推進されている。

中小企業の資金調達の円滑化を図るため、沖縄県、民間金融機関および県信用保証協会が一体となった県融資制度が実施されており、中小企業の近代化や新規開業支援に寄与してきた。この間、経営環境の変化等に対し、中小企業の事業再生支援や新事業分野進出、原油・原材料高騰等に対応する制度を創設している。特に、平成19～20年にかけての原油・原材料価格の上昇、平成20年秋における世界的な金融危機に対応して、県融資制度の実績は伸張している。

また、融資における第三者保証人の条件面については、平成19年度から要件を緩和している。[図表3-1-7-4]

図表3-1-7-4 県単融資制度貸付実績

(単位：件、百万円)

年度 区分	昭47	昭57	平4	平14	平15	平16	平17	平18	平19	平20	合計
件数	239	1,213	1,141	1,006	1,035	728	567	642	814	1,200	41,385
金額	395	6,036	8,187	7,224	7,213	4,792	4,282	4,801	6,240	10,694	228,858

資料：沖縄県観光商工部

中小企業経営者等への研修事業・セミナーについては、中小企業基盤整備機構による経営管理者等への長期養成型研修や、経営革新、生産・技術等に関する各種研修等が促進されている。

(参考) 図表3-1-7-5 中小企業等資金融資実績(沖縄振興開発金融公庫) (単位: 件、百万円)

年度 区分											累 計 昭47~平20	21年3月末 貸付残高
	昭47	昭57	平 4	平14	平15	平16	平17	平18	平19	平20		
中小企業等資金	4,097	25,403	53,500	50,627	51,204	55,263	49,491	35,923	35,448	42,344	1,592,608	229,482
中小企業資金	1,573	13,526	29,052	21,294	19,367	21,862	18,274	11,000	10,431	13,564	733,888	90,831
生業資金	2,524	11,877	24,449	29,333	31,837	33,401	31,217	24,923	25,017	28,780	858,720	138,651

資料: 沖縄振興開発金融公庫

## 【課題及び対策】

本県の島しょ性による物流コスト高に加え、平成19年からの原油・原材料価格の上昇や、平成20年秋の世界的な金融危機の影響が時間差を伴って県内景気悪化をもたらしているなど、中小企業を取り巻く環境は、当面の間は厳しい状況が続くことが予想される。

このため、中小企業の自助努力を促しつつ、中小企業の経営の合理化、近代化に資する組織化・協業化等を一層促進する必要がある。

経営革新計画に取り組む事業者等に対しては、計画承認後についても、計画実現に向けた支援体制を強化することが必要である。

また、小規模事業者の経営基盤の強化を図るため、情報通信技術(I T)の活用による経営の合理化・省力化や、中小企業支援等に関する情報収集力の強化を引き続き促進する必要がある。

さらに、中小企業の振興施策の策定にあたっては、中小企業者や中小企業支援機関等に加え、地元の民間金融機関等の意見も考慮する必要がある。

商工会議所・商工会等においては、経営指導等に関する専門的な知識や経験を引き続き蓄積して、地域活性化に一層資することが求められる。

県融資制度については、融資枠全体の執行率が平成20年度で61%と改善されているものの、未だ低い水準にある。制度の周知を引き続き図りながら、時代の変化等に対応した制度の見直しを行い、制度の活用を促進する必要がある。

(制度について)

## 【主要な関連制度】

① 沖縄振興特別措置法第66条:

「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」の特例(沖縄特例業種に係る投資税額控除、特別償却、資金の確保等)

② 沖縄振興特別措置法第67~72条: 経営基盤強化の支援(割増償却、資金の確保等)

## 【課題及び今後の方向性】

割増償却の対象設備について、近代化設備導入の際に一体として利用される「構築物」が対象となっていないため、要件の緩和を検討する。

## (8) 産業振興を支援する金融機能の充実

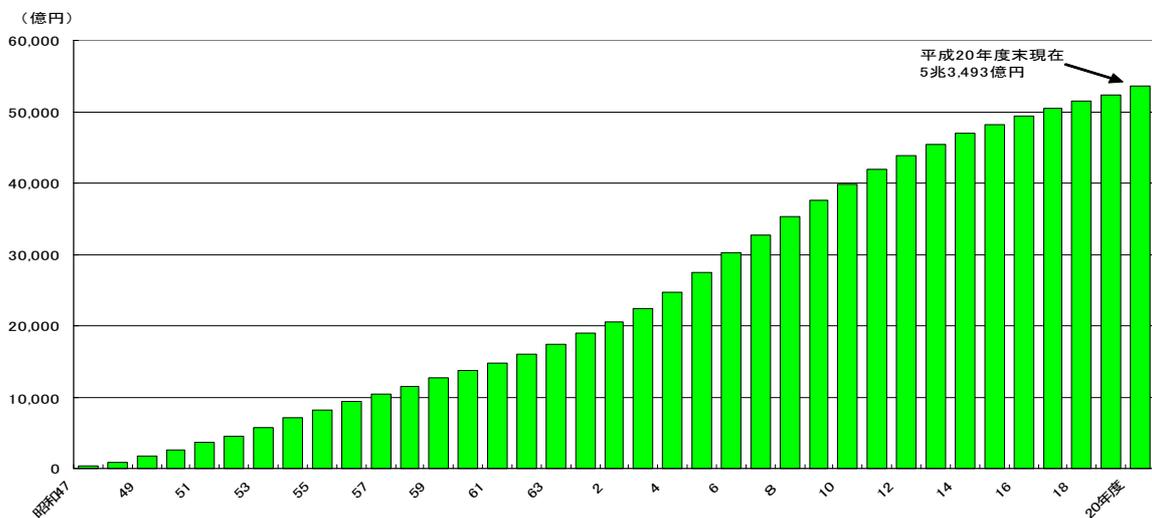
(施策について)

【現状】

沖縄振興開発金融公庫(以下「沖縄公庫」という。)においては、民間主導の産業振興を図るため、民間金融を補完し、長期、固定、低利の資金の円滑な供給に努めるとともに、地域指定制度などの各種振興策に対応し、沖縄における政策金融を一元的・総合的に行い、企業などに積極的に活用されている。

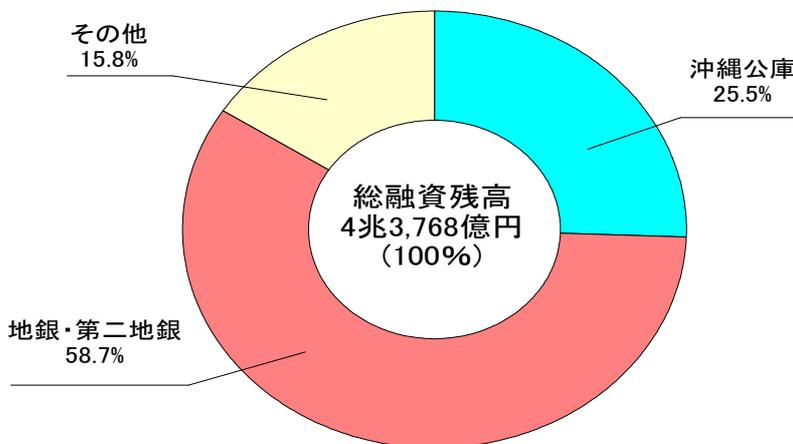
平成20年度末における出融資額の累計は、5兆3,493億円、融資残高は1兆1,156億円となった。また、県内金融機関の総融資残高に占める融資比率(シェア)は、25.5%(全国は約10%)となっている。[図表3-1-8-1,2]

図表3-1-8-1 出融資額の累計



資料：沖縄振興開発金融公庫

図表3-1-8-2 沖縄県内融資残高構成比(平成21年3月末)



資料：沖縄振興開発金融公庫

(注)その他：農業協同組合、コザ信用金庫及び沖縄県労働金庫等

沖縄公庫における産業振興を支える主な企業向け融資制度としては、大規模事業向け融資である産業開発資金と中小企業向け融資の中小企業等資金(中小企業資金、生業資金)がある。

産業開発資金は、本土の政策金融機関にはない独自制度であり、地域開発金融と産業金融の役割を担い、事業可能性の検証を踏まえて資金供給を行うことで民間金融を補完し、投資の採算を改善することで重点振興施策分野への民間資本の導入を促進している。

地域開発金融は、地域の新たな発展のために重要な都市基盤整備、交通基盤整備、情報通信網整備等を促進し、産業金融は、エネルギー、観光、流通、製造業等の主要産業に対して設備資金を中心とする安定的な資金供給を行っている。

中小企業等資金は、中小企業の成長発展と経営基盤の強化及び小規模事業者の経営の安定のため、本土並び制度に加え、沖縄独自制度による支援を行っている。

また、事業実績が乏しいため、資金調達に困難が伴う新規事業や企業の経営多角化を支援することで雇用機会の創出を図っているほか、中小企業の円滑な資金調達を支援するため担保・保証に依存しない制度の活用を推進している。

さらに、金融・経済活動のグローバル化・市場化の進展は、その変動が国、地域を超え、地方経済の担い手である中小企業をも直撃しており、政策金融によるセーフティネットの役割の重要性が増している。[図表3-1-8-3, 4]

創業時の金融支援については融資制度のほか、出資が有効に活用されており、ベンチャー企業の創出に寄与している。さらに、出・融資後のフォローとして、財務面やマーケティング面などへの助言・指導を行い、企業経営の安定と成長を支援している。

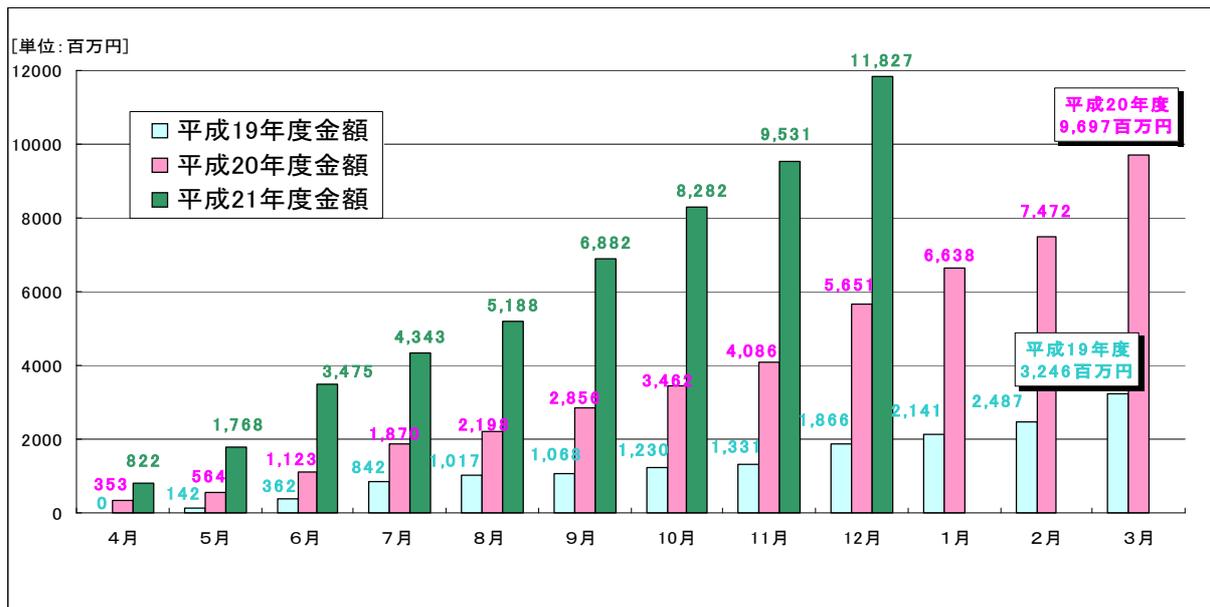
図表3-1-8-3 主な出・融資制度の実績推移

(単位：百万円)

融資制度名	14		15		16		17		18		19		20	
	件数	金額												
産業開発資金	23	41,942	38	36,159	23	30,826	27	27,912	31	61,015	27	40,860	30	54,930
電	2	18,000	3	16,000	2	12,000	1	12,000	4	22,247	3	22,350	2	20,000
沖繩観光・国際交流拠点整備	3	6,060	3	1,460	-	-	5	5,463	4	19,398	4	7,380	4	7,257
沖繩情報通信産業支援	1	56	-	-	1	89	2	1,060	2	192	2	590	2	255
中小企業等資金	4,288	50,630	4,523	51,206	4,938	55,263	4,531	49,491	4,212	35,923	4,679	35,450	4,630	42,344
沖繩創業者等支援貸付	382	6,648	397	7,525	550	8,765	452	6,528	403	4,327	407	3,758	407	5,191
沖繩特産品振興貸付	28	1,105	30	1,806	43	2,311	30	1,271	22	580	15	592	16	434
沖繩離島振興貸付	5	111	19	454	15	484	80	3,495	78	2,774	163	2,842	107	3,315
新創業融資制度(無担保・無保証)	12	42	14	36	37	127	86	238	99	334	219	623	335	1,031
第三者保証人不要融資制度	2	12	26	183	48	359	71	707	73	612	263	2,586	476	4,662
セーフティネット貸付	114	8,541	123	4,934	198	8,230	129	5,754	32	1,511	96	3,246	271	9,697
小規模事業者経営改善資金貸付	985	4,149	1,052	4,407	982	4,014	1,032	4,308	1,110	4,711	1,166	4,895	1,244	7,075
新事業創出促進出資	4	90	9	195	9	160	5	132	4	105	3	70	3	150
赤土等流出防止低利(ちゅら海低利)	-	-	15	9,266	13	9,242	11	7,775	24	30,935	22	11,975	29	20,000

資料：沖縄振興開発金融公庫

図表3-1-8-4 セーフティネット貸付実績(累計)



資料：沖縄振興開発金融公庫

【課題及び対策】

民間主導の自立型経済の構築に向けた産業の振興を図るためには、各種振興策に対する財政支援はもとより、民間資本の活用が求められる。

沖縄公庫は、政策金融による長期、固定、低利の資金供給を通じて事業の採算性を改善することで、民間金融を補完し、重点振興分野への民間資本の導入を促している。

今後の空港をはじめとする交通基盤整備事業等の社会資本整備や、CO2削減に向けたエネルギー分野への投資、駐留軍用地の跡地利用など、大規模で回収に長期を要する資本投資が想定されるが、沖縄公庫には、沖縄振興における政策的な課題に対応した制度の創設・拡充と、きめ細かい制度の充実・改善がより一層望まれる。

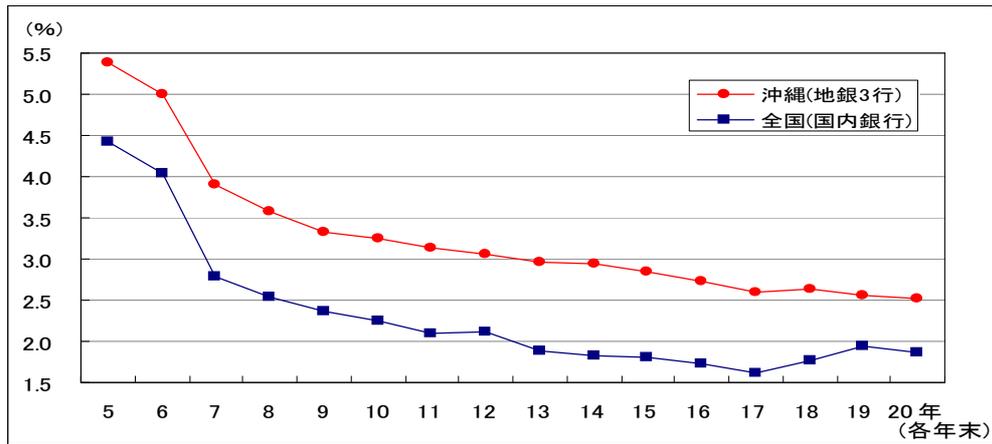
中小企業向け融資分野では、今後とも県内企業の高度化、基盤強化に資する資金の安定供給に加えて、社会経済環境の急激な変化に対応するセーフティネット機能の継続的な発揮が不可欠である。

また、小規模事業者の経営の維持安定のためには、商工会議所や商工会等の関係機関と連携した迅速・適切な融資対応のほか、中小企業者の経営の実際に即して、引き続き担保や個人保証に依存しない融資制度の積極的な活用が必要である。

さらに、創業支援、出・融資機能を活用したベンチャー企業の育成支援及びコンサルティング機能を発揮した事業再生等に一層務めることが求められる。

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年6月2日法律第47号)」では、「沖縄振興開発金融公庫は、沖縄振興特別措置法(平成14法律第14号)第4条第1項に規定する沖縄振興計画に係る同条第3項に規定する平成14年度を初年度とする十箇年の期間が経過した後において、新政策金融機関に統合するものとする。」と定められているが、本県の事情(民間の資金量不足、本土との金利格差、社会資本整備の必要性等)を踏まえると、平成24年度以降も現行の組織形態・機能を維持しつつ、政策金融の役割を十分に発揮することが望まれる。[図表3-1-8-5, 6]

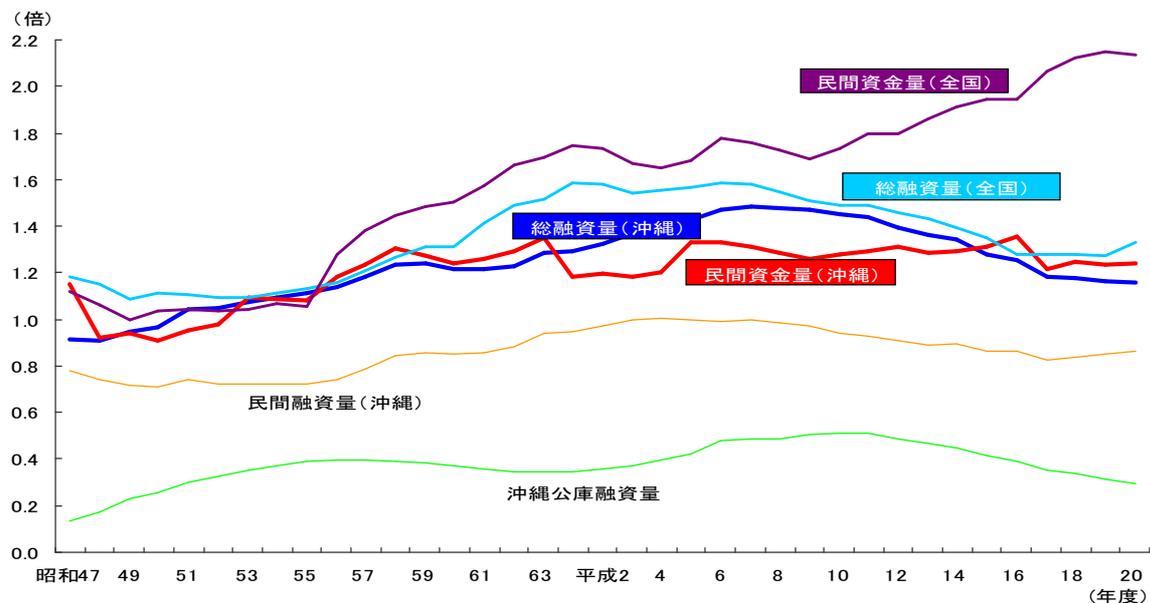
図表3-1-8-5 貸出金利の推移(沖縄・全国)



資料：沖縄振興開発金融公庫

(注)貸出約定平均金利(ストック/総合)、沖縄(地銀・地銀Ⅱ3行)、全国(国内銀行)

図表3-1-8-6 金融機関資金量・融資量の名目GDP比率



資料：沖縄振興開発金融公庫

(制度について)

【主要な関連制度】

- ①観光振興地域制度、情報通信産業特別地区制度、情報通信産業振興地域制度、自由貿易地域制度、特別自由貿易地域制度、産業高度化地域制度に係る資金等の確保
- ②経営革新支援制度、経営基盤強化制度に係る資金等の確保
- ③新事業創出促進業務（ベンチャー出資）

【課題及び今後の方向性】

民間主導の自立型経済の構築に向けた産業の振興を図るためには、各種振興策に対する政策金融による資金供給が必要である。そのためには、駐留軍用地の跡地利用、環境共生型社会の形成等、沖縄振興における政策的な課題に対応した制度の創設・拡充と沖縄の特殊事情に配慮した、きめ細かい制度の充実・改善がより一層望まれる。

## 2 雇用の安定と職業能力の開発

### (雇用情勢全般の状況)

昭和47年の本土復帰後、沖縄県における就業者数は着実に増加しており、昭和47年と平成20年を比較した場合、全国が24%増加しているのに対して、沖縄県は65%の増加を示した。企業や関係者の努力により他県を大幅に上回る就業機会の拡大が図られてきたといえる。他方、労働力人口の伸び率も大きく、昭和47年と平成20年とを比較すると、全国27%増に対し、沖縄県は73%増となっている。就業機会の拡大が相当図られてきたものの、労働力人口の伸びがそれ以上に大きかったため、全国に比べ高い完全失業率が改善されない状況となっている。

雇用形態について、正規雇用と非正規雇用の状況を見ると、全国の雇用者に占める非正規雇用の割合は、平成9年の24.6%から平成19年は35.6%と11.0%増加している。同様に、県内の雇用者に占める非正規雇用の割合は、平成9年の28.1%から平成19年は40.8%と12.7%増加している。

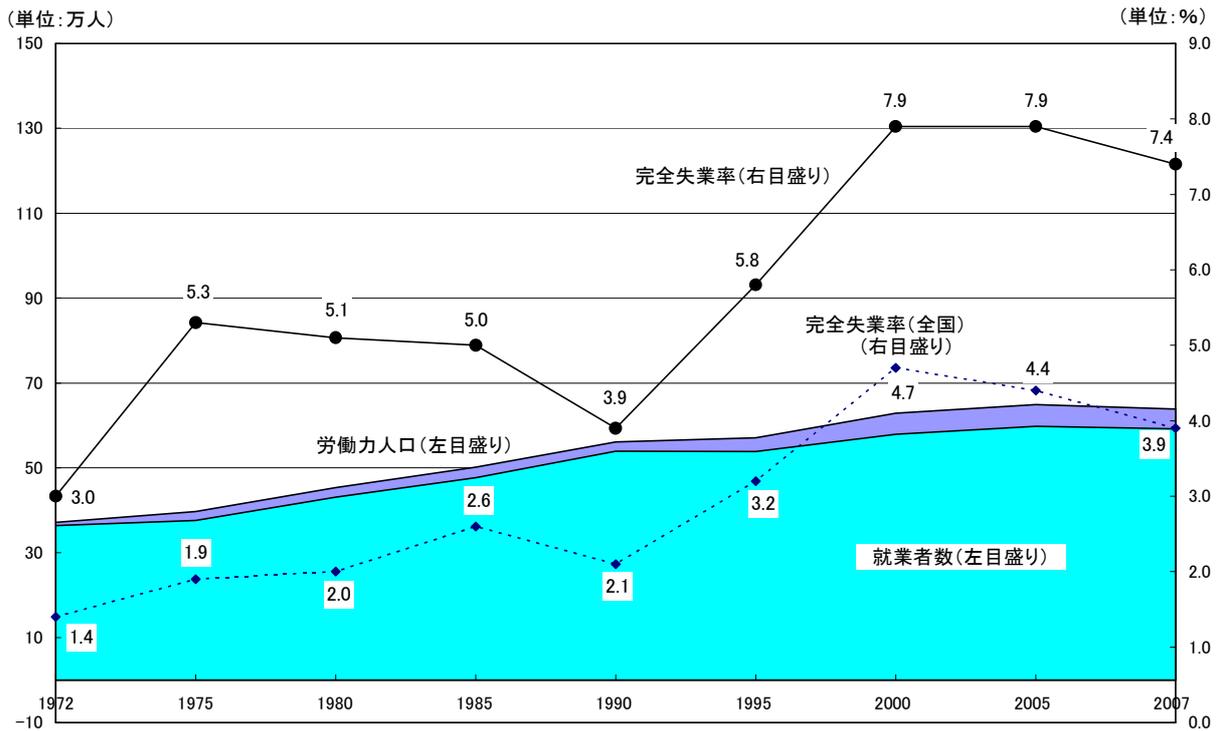
また、平成19年の賃金の状況（年間）を雇用形態別にみると、全国では正規雇用者において最も多い階層は200万円以上400万円未満で割合は40.1%、次に多いのは400万円以上600万円未満の25.2%となっており、非正規雇用者において最も多い階層は200万円未満で79.7%となっている。県内では正規雇用者において最も多い階層は200万円以上400万円未満で45.0%、次に多いのは200万円未満の26.0%となっており、非正規雇用者において最も多い階層は200万円未満で89.2%となっている。

完全失業率の推移をみると、昭和47年の完全失業率は、全国（1.4%）の2倍以上に当たる3.0%であった。その後、駐留軍従業員の大量解雇や、海洋博後の不況等の影響もあって、昭和50年代には、全国の3倍近い数字を記録する時期があった。昭和60年代から平成5年頃までの間は、全国が2%台半ばで安定する中、沖縄県にあってはその約2倍に当たる4%台半ばから5%程度の水準で推移した。しかし、バブル後の不況下にあつて全国の完全失業率が3%台から5%台を示すようになると、沖縄県の完全失業率も急激な上昇カーブを描き、平成13年9月と平成14年9月には9.4%という高い数字を記録するなど、極めて厳しい局面に立ち至った。その後は一定の改善がみられ、7%から8%台の数値で推移し、平成21年の完全失業率は7.5%となっており、全国平均（5.1%）を大きく上回る状況となっている。

沖縄県の完全失業者数を年齢階級別にみると、平成20年の完全失業者4万8,000人のうち、15～29歳の若年者層が1万8千人となっており、完全失業者の37.5%を30歳未満の若年者が占め、その比率は徐々に低下してきているものの、全国平均の30.9%に比べ依然として高い構成比となっている。

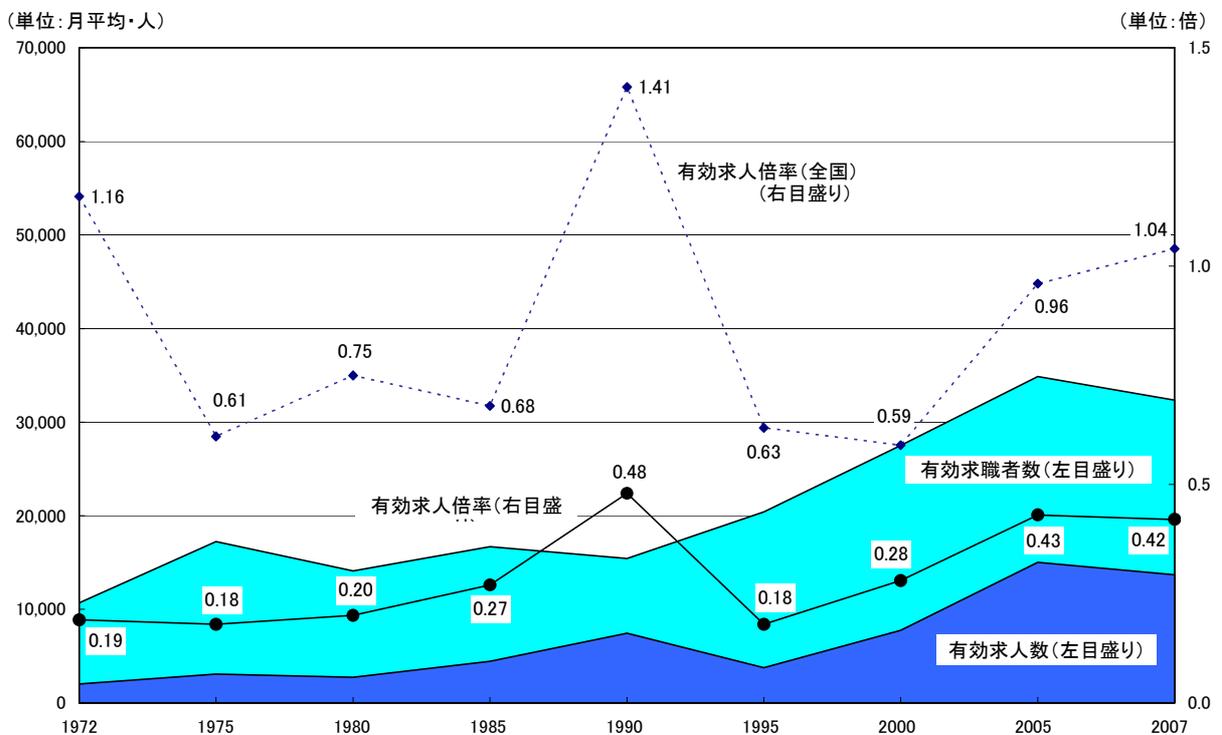
有効求人倍率についてみると、復帰直後の昭和47年には全国1.16倍に対して、沖縄県は0.19倍となっていたものの、全国が低下する中でも沖縄県は上昇し、平成元年には0.53倍となった。しかし、完全失業率と同様にバブル後の不況局面の下で、大きな変化が生じている。全国倍率の悪化と平行して沖縄県の倍率も悪化し、平成20年には全国0.88倍に対し、沖縄県は0.38倍と低下してきており、雇用機会の不足が続いている。

図表3-2-0-1 労働力人口、就業者数、完全失業率の推移



資料：県企画調整課

図表3-2-0-2 有効求人数、有効求職者数、有効求人倍率の推移



資料：県企画調整課

全国に比べ高い完全失業率が改善しない理由については、様々な要因が考えられるが、福岡県を除く九州6県との就業者数等の比較を見ると、昭和50年から平成17年までの労働力人口の増加が、九州6県の107%に対して、沖縄県は154%、特に女性の就業者数の伸びが、九州6県の111%に対して、沖縄県は183%と大きく、女性の労働市場への参加が進んだことが、求職者数に比して労働力人口の伸びを大きくし結果として完全失業率が高止まりしている可能性も考えられる。

図表3-2-0-3 就業者数についての沖縄県と九州6県（福岡県除く）との比較

	沖縄県(単位:千人)									九州6県平均(単位:千人)										
	労働力人口		完全失業者 (率)		就業者数					労働力人口		完全失業者 (率)		就業者数						
					全数	男	女	全数	男					女						
S50	413	100.0%	33	8.0%	380	100.0%	248	100.0%	132	100.0%	644	100.0%	19	3.0%	625	100.0%	361	100.0%	264	100.0%
S55	464	112.3%	36	7.8%	429	112.9%	275	110.8%	154	116.8%	679	105.4%	20	2.9%	659	105.4%	382	105.6%	277	105.1%
S60	518	125.4%	40	7.7%	479	126.1%	301	121.4%	177	134.7%	688	106.8%	28	4.1%	660	105.6%	380	105.1%	280	106.3%
H2	553	133.9%	43	7.8%	510	134.2%	311	125.3%	199	151.2%	684	106.2%	22	3.2%	662	105.9%	375	103.9%	286	108.5%
H7	604	146.2%	62	10.3%	542	142.6%	327	131.6%	215	163.3%	711	110.4%	29	4.1%	682	109.1%	387	107.0%	296	112.2%
H12	613	148.4%	57	9.3%	556	146.3%	327	131.6%	229	174.2%	699	108.5%	33	4.7%	667	106.7%	373	103.1%	294	111.5%
H17	636	154.0%	75	11.8%	560	147.4%	320	129.0%	240	182.6%	695	107.9%	43	6.2%	652	104.3%	359	99.3%	293	111.0%

資料：国勢調査 注：国勢調査は労働力調査と比較して失業率が高くなる傾向がある。

また、理論上は、労働力の地域間流動性が完全に確保されれば、本来完全失業率や有効求人倍率の地域間格差の問題は生じないはずである。しかし、現実には、生まれ育った土地で生活したいという人々の「ふるさと志向」という要素が加わる中で完全失業率の地域間格差が生じている。

沖縄県のふるさと志向の高さは、次のような指標からも推察できる。5年に一度行われる国勢調査において、平成7年調査時点（時点1）での15～19歳人口が、平成12年調査時点（時点2）（20～24歳人口）で各都道府県にどのように分布し、さらに平成17年調査時点（時点3）（25～29歳人口）ではどう推移しているかを集計する。こうした調査分析を通じて、都市部を除いた地方県の平均的ケースとして、時点1では県内に住んでいた若者の12.5%程度が、県外の大学への進学等を機に、時点2では県外に流出する。就職段階を迎える時点3でみると、これらの県外流出者の0.9%程度が県内にUターンし、99.1%が県外に出たままになるという平均的な姿が明らかになっている。沖縄県についてみると、この時点1から時点2にかけて減少（県外に流出）した人口に対する、時点2から時点3の間にかけて増加（県外から流入）した人口の割合（U・J・Iターン率）が都市部を除いた地方県の平均の0.9%を大きく上回って49.0%となっている。

首都圏、中部圏等の都市部を除いて、多くの県では若者の県外流出が著しく、地方の活力低下が危惧されている。しかし、沖縄県にあっては、若者が生まれ育った土地に強い愛着を持ち、県内にとどまるか、あるいは一度就学・就業等で地域を離れても再び戻ってくる者が多いという状況にある。こうした若者のふるさと志向は、我が国が急激な人口減少、少子高齢化へ向かうなか、地域振興の観点からみると、大きな資源である。

図表3-2-0-4

全国UJIターン率

	H7国調15～19	H12国調20～24	H17国調25～29	H7－H12	H17－H12	UJIターン率
北海道	394,609	358,051	343,983	36,558	-14,068	-38.5
青森県	101,529	83,011	79,639	18,518	-3,372	-18.2
岩手県	92,977	76,343	76,206	16,634	-137	-0.8
宮城県	177,343	175,751	158,573	1,592	-17,178	-1079.0
秋田県	76,324	58,832	59,269	17,492	437	2.5
山形県	79,743	65,859	67,347	13,884	1,488	10.7
福島県	143,803	119,831	122,111	23,972	2,280	9.5
茨城県	210,634	190,221	189,034	20,413	-1,187	-5.8
栃木県	137,387	123,115	130,702	14,272	7,587	53.2
群馬県	135,412	119,418	126,116	15,994	6,698	41.9
埼玉県	489,274	503,591	480,344			
千葉県	414,124	420,352	410,555			
東京都	731,600	991,457	981,230			
神奈川県	552,893	629,994	631,512			
新潟県	165,490	138,701	139,875	26,789	1,174	4.4
富山県	72,069	62,474	65,935	9,595	3,461	36.1
石川県	83,149	77,759	72,674	5,390	-5,085	-94.3
福井県	53,405	46,436	48,789	6,969	2,353	33.8
山梨県	58,100	53,198	51,221	4,902	-1,977	-40.3
長野県	137,822	119,340	131,127	18,482	11,787	63.8
岐阜県	147,238	130,042	129,352	17,196	-690	-4.0
静岡県	243,552	213,774	236,947	29,778	23,173	77.8
愛知県	479,885	493,538	511,016			
三重県	121,766	106,832	112,958	14,934	6,126	41.0
滋賀県	93,178	95,637	93,516			
京都府	190,872	213,800	175,907			
大阪府	597,675	639,816	590,338			
兵庫県	368,045	359,161	346,890	8,884	-12,271	-138.1
奈良県	105,435	97,859	85,210	7,576	-12,649	-167.0
和歌山県	67,325	55,488	54,445	11,837	-1,043	-8.8
鳥取県	40,446	33,251	35,464	7,195	2,213	30.8
島根県	48,567	36,684	39,132	11,883	2,448	20.6
岡山県	133,721	121,924	117,947	11,797	-3,977	-33.7
広島県	196,703	180,130	177,558	16,573	-2,572	-15.5
山口県	102,240	83,410	80,982	18,830	-2,428	-12.9
徳島県	53,401	46,482	45,707	6,919	-775	-11.2
香川県	68,635	57,760	60,496	10,875	2,736	25.2
愛媛県	97,255	80,144	83,389	17,111	3,245	19.0
高知県	51,159	43,265	43,869	7,894	604	7.7
福岡県	363,368	368,342	335,361			
佐賀県	62,511	50,823	50,570	11,688	-253	-2.2
長崎県	105,814	77,431	78,747	28,383	1,316	4.6
熊本県	126,559	109,041	105,059	17,518	-3,982	-22.7
大分県	83,244	67,264	69,280	15,980	2,016	12.6
宮崎県	81,103	62,019	64,279	19,084	2,260	11.8
鹿児島県	120,962	97,342	96,483	23,620	-859	-3.6
沖縄県	99,612	86,467	92,905	13,145	6,438	49.0
合計	8,557,958	8,421,460	8,280,049			
※9都道府県を除く合計	4,645,089	4,064,933	4,070,270	580,156	5,337	0.9

資料：県企画調整課

### (産業別にみた就業構造の変動)

平成17年の国勢調査から、沖縄県の産業別の就業者数をみると、農業が5.3%、製造業が4.9%となり、農業と製造業を合計すると10.2%となっている。一方、九州6県は、農業が9.5%、製造業が12.4%となり、合計で21.9%となっており、沖縄県より11.7ポイント高くなっている。本県における物的生産力の小ささを反映している。

公共事業等により、県経済を支えてきた建設業については、沖縄県が11.3%、九州6県が9.8%で沖縄県が1.5ポイント程度高いが概ね同様な比重である。第3次産業については、沖縄県が76.3%、九州6県が66.1%となっており、沖縄県が10.2ポイント高く雇用吸収力の高さを反映している。

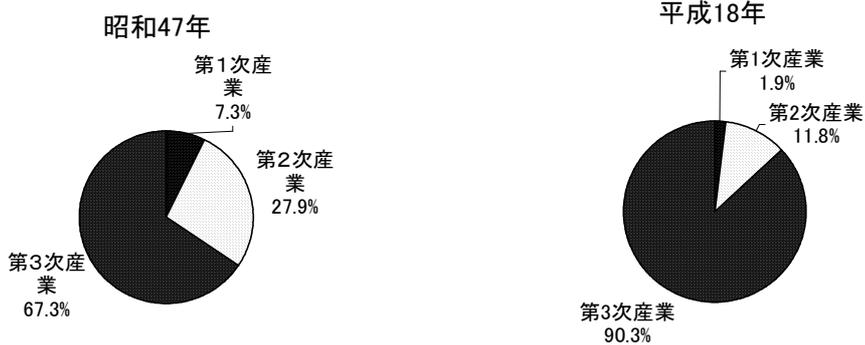
労働力調査から、過去10年の沖縄県の就業者数の推移ををみると観光・リゾート産業や情報通信産業の順調な伸びや高齢化の進行を背景とした医療、介護分野に支えられ全体で、3万9千人増加している。

産業別の就業者数では、農林業で7千人減、建設業で1万人減、製造業で1千人減と合計1万8千人減少している。この分野の減少を勘案すると、実に5万7千人（年平均では5千7百人）もの就業者の増加を、観光・リゾート産業をはじめとする好調な民間の産業分野の伸びにより吸収してきたということが出来る。

図表3-2-0-5 県内産業の総生産（構成比）の推移

単位：%												
	昭47	昭48	昭49	昭50	昭51	昭52	昭53	昭54	昭55	昭56	昭57	昭58
第1次産業構成比	7.3	6.6	6.7	6.3	7.1	7.0	6.7	5.9	5.2	5.3	5.0	4.6
第2次産業構成比	27.9	31.6	25.8	23.3	21.4	20.1	21.4	22.3	21.6	21.1	22.0	21.9
第3次産業構成比	67.3	63.8	69.8	72.2	73.6	74.8	73.8	73.6	74.9	75.3	75.2	75.8
	昭59	昭60	昭61	昭62	昭63	平元	平2	平3	平4	平5	平6	平7
第1次産業構成比	4.5	4.4	3.8	3.8	3.3	3.6	3.0	2.6	2.5	2.4	2.3	2.2
第2次産業構成比	21.9	22.8	22.6	22.0	21.1	21.4	19.6	19.1	19.1	18.9	17.9	17.4
第3次産業構成比	75.8	75.0	76.0	76.8	78.1	77.8	80.3	81.2	81.7	82.2	83.7	84.4
	平8	平9	平10	平11	平12	平13	平14	平15	平16	平17	平18	
第1次産業構成比	2.3	2.4	2.1	2.3	2.0	2.0	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	
第2次産業構成比	17.4	16.1	16.0	16.1	16.0	15.7	14.3	14.3	12.4	12.1	11.8	
第3次産業構成比	84.6	85.8	85.9	85.5	85.8	86.4	88.2	88.0	89.8	90.0	90.3	

※帰属利子等の関係で第1次から第3次産業の計は100%とならない。

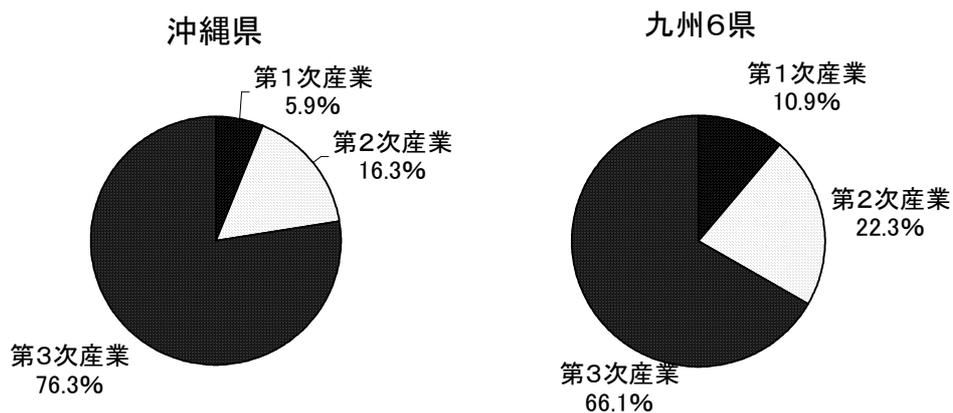


資料：県企画調整課

図表3-2-0-6 産業別就業構造（平成17年国勢調査）

(単位：%)

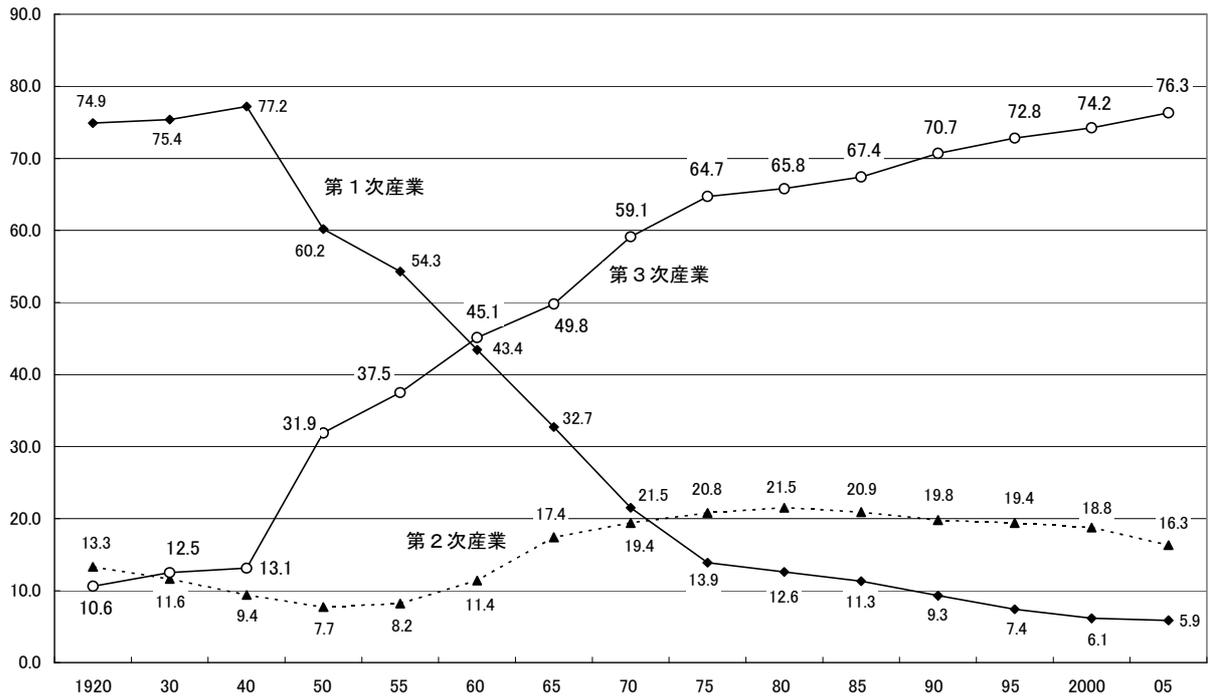
	第1次産業		第2次産業			第3次産業
	農業		建設業	製造業		
沖縄県	5.9	5.3	16.3	11.3	4.9	76.3
九州6県	10.9	9.5	22.3	9.8	12.4	66.1



資料：県企画調整課

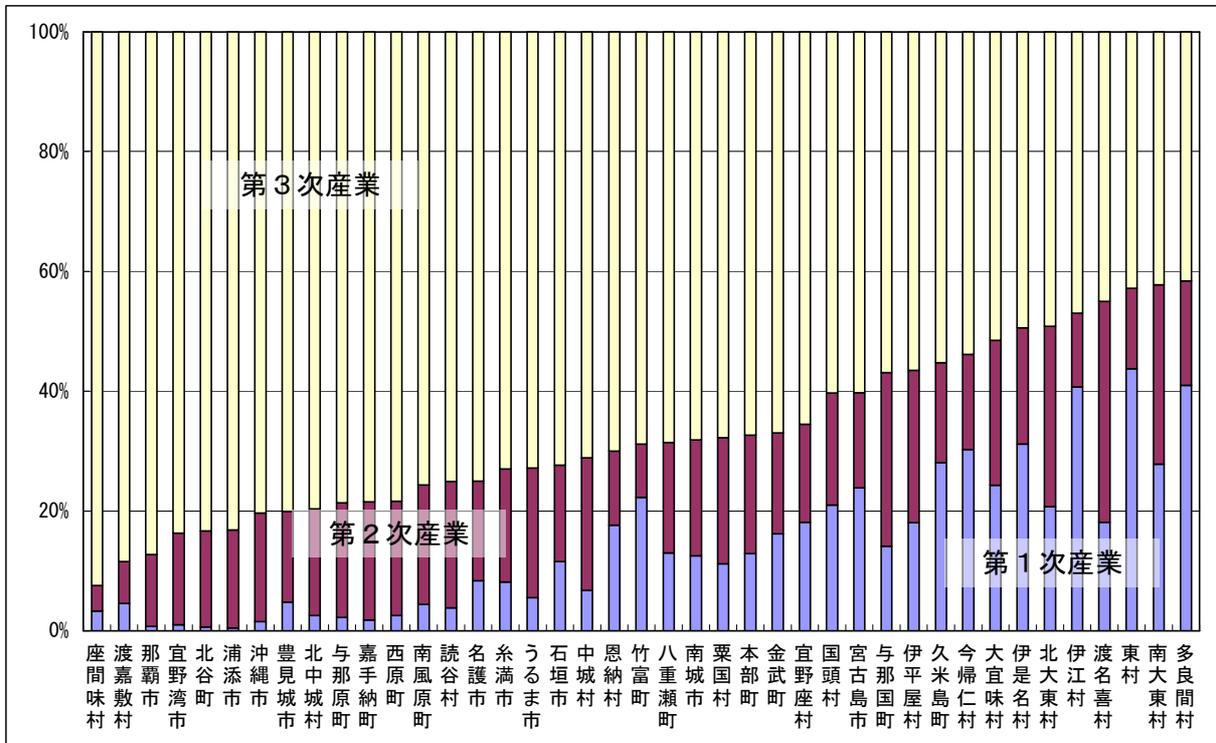
図表3-2-0-7 産業（3部門），男女別15歳以上就業者数（大正9年～平成17年）

（単位：％）



資料：県企画調整課

図表3-2-0-8 市町村別 産業（3部門），男女別15歳以上就業者数（平成17年）



資料：県企画調整課

## (1) 雇用機会の創出・拡大と求職者支援

(施策について)

### 【現状】

社会的な課題となっている本県の高い失業率は、年平均の完全失業率が平成13年の8.4%から、若干の改善はみられたものの依然7.4%（平成20年平均）と高い水準で推移している。本県の雇用失業問題は構造的な要因が大きく、1. 雇用の場の不足、2. 求人と求職のミスマッチ、3. 若年者等の就業意識の低さが主な要因として考えられる。これらの解消が進まなければ、県内の雇用失業情勢を大幅に改善することは困難である。また、サブプライムローン問題に端を発する2008年秋からの世界金融危機の影響により、個人消費の冷え込みや、観光客の減少、特に輸出に依存する製造業において、大量の派遣労働者の解雇（いわゆる派遣切り）が行われ、全国的な失業率の悪化、有効求人倍率の低下していることの影響が数ヶ月の時間差で沖縄にも影響を与え始めている。今後、中長期的には中国等新興国の旺盛な内需の進展により、世界経済も回復の方向へ向かうことが期待されているが、当面の間は現下の厳しい経済状況が、続くものと考えられ、本県の雇用状況についても改善に向かうにはある程度の時間がかかると予測される。

これまでの取り組みとしては、地域の特性に応じた雇用機会の創出のため、コールセンターを始めとする情報通信関連産業の誘致や、地域雇用開発助成金等の各種助成金の活用、各職業訓練施設による人材育成、沖縄県キャリアセンター等による就職支援や、職業紹介機能の充実などに取り組んできた結果、就業者数は平成13年平均の57万7千人から、平成20年平均の60万人と約2万3千人増加している。

しかし、沖縄固有の雇用問題である若年者（30歳未満）の失業率の高さは、平成20年平均で12.9%と全国平均の6.6%と比べると2倍近い比率を示しており、これらの状況を改善するためには、雇用の場の確保、創出、求人と求職のミスマッチの解消、若年労働者等の雇用意識の改善などについて抜本的な取り組みが必要である。

このため、雇用の場の創出・拡大、雇用の安定・維持、求職者支援、キャリア教育の推進等を総合的かつ効果的に推進していく必要がある。沖縄県では、平成19年度から平成22年度までに約4万人の雇用を拡大し、完全失業率を全国並みにすることを目指して、企業、学校、家庭・地域社会、マスメディア、行政機関など県民が一丸となって取り組む沖縄県産業・雇用拡大県民運動「みんなでグッジョブ運動」を展開している。

雇用の場の創出・拡大については、情報通信関連産業を始めとする企業誘致や産業振興等により新たな雇用創出を図るとともに、地域雇用開発助成金等の各種助成金の活用等によって既存企業の雇用拡大を促進している。

また、地域の特性に応じた雇用創出を推進するため、那覇市、沖縄市、名護市、うるま市、宜野湾市、浦添市、豊見城市、石垣市、宮古島市、伊江村等の各地域において地域主導により地域雇用創造推進事業等を実施している。

雇用の安定・維持については、事業主に対する雇用関係助成金制度の周知や、企業へのコンサルタント派遣、各種助成金等を活用した労働者のキャリア形成に対する取り組みの促進等を行っている。

求職者支援については、公共職業安定所における職業紹介や職業相談・指導を充実さ

せるとともに、総合的雇用情報システムによる迅速な情報提供やしごと情報ネットによる求人情報の提供及び求人情報自己検索システムの活用により、労働力需給のミスマッチの解消に努めている。

また、地域巡回密着型の合同企業説明会・面接会や40～44歳（核世代）の常用雇用を支援する合同就職説明会等を開催し、求人の掘り起こし及び求職者向けのきめ細かな支援を行っている。

さらに、（財）雇用開発推進機構を中心に産業振興施策と連携し、企業内人材のレベルアップのための従業員の研修派遣支援や、特に県内立地・拡大の続いているコールセンター・BPO企業等への求職者の就業を促進するための研修等を実施している。またその一方で、本県の重点産業である観光・リゾート産業や情報通信関連産業におけるミスマッチ解消のため、企業の魅力ある職場づくりと求職者の業界に対する理解を促進するフォーラム等を開催している。

高齢者の雇用については、65歳まで定年年齢を引き上げる等の高年齢者雇用確保措置の取り組みを推進している。また、平成21年4月1日現在、11市3町1村に計15のシルバー人材センター及び全県的な展開を行うための（社）沖縄県シルバー人材センター連合が設置されており、高齢者に対する就業機会の提供等に取り組んでいる。

障害者の雇用については、県内の民間企業の平均実雇用率が平成21年6月1日現在で1.82%となり、全国平均1.63%を連続14年上回り、法定雇用率（1.8%）を初めて達成した。しかしながら、法定雇用率を達成した企業の割合は54.5%にとどまっている。そのため、民間企業等に対する法定雇用率達成指導のほか、助成金等の各種雇用支援制度の活用促進、障害者就業・生活支援センターによる地域関係者の連携した就業と生活の一体的な支援等を行っている。

母子家庭の母等女性については、その就業機会の拡大を図るため、職業相談や職業訓練等を実施している。また、子育てをしながら就職を希望する女性等に対し、公共職業安定所のマザーズサロンにおける就職支援等を実施している。

キャリア教育の推進については、小中学校や高校、大学、専修学校等の教育機関及び関係機関と連携し、インターンシップやジョブシャドウイング等を実施している。

・雇用のミスマッチの要因

1. 求人が多い業種と求職が多い業種の不一致
2. 企業が求める技術、技能と求職者の技術、技能の不一致
3. 労働条件、雇用形態の不一致

図表3-2-1-1 職業別新規求人・新規求職のバランスシート（抜粋・H20年計・沖縄労働局）

（職業別・常用・新規学卒を除き、常用パートを含む）

	求人数	求職者数	求人倍率	ミスマッチ
25 一般事務の職業	5,046	22,712	0.22	▲
12 社会福祉専門の職業	3,905	4,177	0.93	
35 商品販売の職業	3,851	10,564	0.36	▲
28 営業、販売関連の職業	3,783	1,885	2.01	○
09 保健士、助産婦、看護師	2,975	2,093	1.42	○
36 飲食物調理の職業	2,803	3,641	0.77	
37 接客・給仕の職業	2,647	2,597	1.02	
80 その他の労務の職業	2,636	3,969	0.66	
47 自動車運転の職業	2,114	2,158	0.98	
06 情報処理技術者	1,763	1,274	1.38	○
11 その他の保健医療の職業	1,556	2,710	0.57	
05 建設・土木・測量技術者	1,543	1,978	0.78	
26 会計事務の職業	1,159	1,995	0.58	
01.02.13~17.19.20 その他の専門的職業	1,149	1,728	0.66	
79 運搬労務の職業	1,135	3,234	0.35	▲
62 食料品製造の職業	902	1,647	0.55	
F 保安の職業	732	667	1.10	
10 医療技術者	693	435	1.59	○
76 建設躯体工事の職業	607	311	1.95	○
35 生活衛生サービスの職業	597	1,181	0.51	
33 販売類似の職業	573	480	1.19	
77 建設の職業 (建設躯体工事の職業を除く)	549	1,093	0.50	▲

資料：県雇用労政課

## 【課題及び対策】

本県の高い失業率は、年平均の完全失業率が平成13年の8.4%から、若干の改善はみられたものの依然7.4%（平成20年平均）と高い水準で推移している。

本県の雇用情勢は、依然として厳しい状況にあることから、1. 雇用の場の不足、2. 求人と求職のミスマッチ、3. 若年者等の就業意識の低さといった、本県の雇用失業問題の構造的な要因に対し、抜本的な解決を図る必要がある、引き続き県民が一丸となって沖縄県産業・雇用拡大県民運動「みんなでグッジョブ運動」を展開し、企業、学校・教育機関、家庭・地域、県民、行政等の各主体がそれぞれの基本的な役割を認識し、連携を図りつつ主体的に取り組むことが重要である。

政府による経済対策、雇用対策は、製造業を中心とする第2次産業を主な対象としているため、第3次産業の比率が全国と比べて高い沖縄県においては政策効果が発揮されない傾向がある。さらに、雇用情勢を改善させていくためには、政府に対してもよりいっそうの経済回復に向けての対策、沖縄の社会経済の状況に則した雇用対策、観光客誘致対策等を進めるよう強く働き掛け実施していくことが重要である。

雇用の場の創出・拡大については、庁内各部との連携を強化し、県民をあげて企業誘致及び産業振興施策の推進や地域雇用開発助成金の活用等によって新たな企業立地及び既存企業の拡大を促進する必要がある。

例えば、国際物流や環境関連産業等の新たな成長可能性の高い産業の育成。農業や、医療・介護・福祉、ソーシャルビジネス等の分野における人材確保や雇用吸収力を高める施策を、雇用の場の確保という観点から労働政策として総合的に取り組むなどの検討が必要。特に、労働力の約8割が第3次産業に従事するという就業構造について、例えば、観光産業と農林水産業との連携によるグリーンツーリズムの促進や、農商工連携による新たなビジネスモデルを構築することで、農業の活性化を図り、農林水産業の従事者を増加させるなど、時代に即した柔軟で安定的な就業構造の構築を図る必要がある。

さらに、県内外での正規雇用の定着化、経済成長の著しい東アジア諸国への企業進出等による新たな雇用の場の創出により、失業率の抜本的な改善を目指す新たな取り組みへの検討が必要。

また、地域の特性に応じ効果的に雇用創出を図る必要がある、地域主導により地域の資源を活かした取り組みを推進する。特に離島の定住人口維持のための雇用創出の取り組みや、県内各圏域の地域内での雇用創出の取り組み、公共職業安定所と関係機関の連携を強化し、職業紹介や職業相談・指導を充実させるとともに、県内各圏域におけるマッチング機会の提供を促進し、求人側・求職者側双方にきめ細かな支援を行う必要がある。

雇用の安定・維持については、経営者による非正規雇用者を含めた従業員の育成が求められることから、各種助成金等を活用した労働者のキャリア形成の取り組みを促進する必要がある。

求職者支援については、公共職業安定所と関係機関の連携し、職業紹介や職業相談・指導を充実させるとともに、ワンストップサービス型の窓口の設置や、県内各圏域におけるマッチング機会の提供を促進し、求人側・求職者側双方にきめ細かな支援を行う必要がある。

また、産業振興施策と連携した効果的な人材育成を促進するため、求人の拡大が続いている分野等への就職講座や従業員の研修派遣支援、ミスマッチ解消を促進するプログラム等を実施する必要がある。

特に、世界的な不況による製造業の不振や、今後とも予測される公共事業の大幅削減に対応して、派遣労働者や、建設関係労働者等が、今後の沖縄県の成長産業分野へ職種変換をし、沖縄県の発展に寄与できるような職業能力の開発に計画的に取り組んでいく必要がある。

高齢者については、高齢化の進行に伴い、65歳までの継続雇用と再就職の促進及び定年退職後の就業の場を確保することは重要であり、高年齢者雇用安定法に基づく高年齢者雇用確保措置導入の普及啓発・指導を強化するとともに、各種雇用支援制度の活用等を促進する必要がある。また、引き続きシルバー人材センター未設置町村の設置を促進し、就業機会の拡大を図る必要がある。

障害者については、障害者雇用に対する事業主等の理解がまだ十分ではないため、関係機関が連携して障害者の職業的自立と職業訓練等を促しつつ、企業や県民等に対する普及啓発等の充実を図る必要がある。また、障害者雇用促進法の改正に伴い法定雇用率達成指導を強化するとともに、障害者雇用納付金制度に基づく各種雇用支援制度の積極的活用による就業機会の拡大と、就職から定着までの就業面と生活面の一体的な支援を促進する必要がある。

母子家庭の母や子育て中の女性等については、本県の母子家庭率の高さや景気低迷等による就業希望者の増加等による就職に対する潜在的なニーズが高い反面、就業やスキルアップの機会が得られにくいことなどを考慮する必要がある。求職者のニーズに合った職業相談や職業訓練等を実施し、就業機会の拡大を図る必要がある。

キャリア教育の推進については、教育庁、市町村、産業振興・労働担当、私学担当が連携し、小中学校や高校、大学、専修学校等の教育機関及び関係機関の連携を強化し、インターンシップやジョブシャドウイング等を効果的に実施することにより、若年者の就業意識の改革に取り組んでいく必要がある。

#### ・みんなでグッジョブ（県民）運動について

平成22年度までに約4万人の雇用を拡大し、完全失業率の全国並みを目指して、企業、学校、家庭・地域社会、マスメディア、行政機関など県内のあらゆる人々が一緒に考え、一丸となって取り組む沖縄県産業・雇用拡大県民運動。

##### \* 基本目標

概ね4万人の雇用を拡大し、完全失業率を4%台に改善する。

##### \* 4万人雇用拡大のイメージ

(1) 産業振興による就業者数	25,000人
(①新事業創出及び既存産業の振興等	8,000)
(②企業誘致（製造業、情報関連企業等）	17,000)
(2) 求人と求職のミスマッチ解消による就業者数	15,000人
(うち新規学卒者の就職率アップによる就業者数	1,200)
合計	40,000人

\* 主な取り組み

1. 沖縄県産業・雇用拡大県民運動推進本部による推進体制
2. みんなでグッジョブ運動推進月間（7月）  
みんなでグッジョブ推進大会、グッジョブ表彰、グッジョブEXPO
3. ミスマッチフォーラム、県民意識改善シンポジウム
4. ジョブシャドウイング事業
5. マッチング促進事業
6. おでかけお笑いマッチゲー、まんがで防ぐミスマッチ
7. 番組タイアップ型みんなでグッジョブ運動情報発信事業
8. グッジョブ運動専用ホームページの開設
9. 地域推進リーダーの活動、地域推進リーダー会議
10. 沖縄県インターンシップ推進協議会の設立

・新たな雇用創出に向けた取り組み

1. 地域雇用創造推進事業（パッケージ事業）  
地域の提案により雇用創造効果が高い事業をコンテスト方式で選抜し、当該地域にその事業を委託する。
2. ワンストップ型雇用相談窓口設置事業  
求人誌等民間企業を活用し、国や国の外郭団体、県、市町村等の各関係機関の様々な雇用施策を一元的に提供できる窓口を設置する。
3. 地域巡回マッチングプログラム事業  
県内5圏域それぞれにおいて、企業説明会及び合同面接会を行うことにより、地域雇用の掘り起こしや、マッチングを促進する
4. BPO人材育成モデル事業  
民間企業を活用し、新たな成長分野であるBPO（ビジネス・プロセス・アウトソーシング）での雇用創出のための、企業誘致の取り組みと、人材育成を連携して行い、新規雇用を創出する。

（制度について）

【主要な関連制度】

（沖縄振興特別措置法第82条：地域雇用開発促進法の特例）

沖縄の地理的、経済的特殊性に鑑み、地域雇用開発促進法中、「自然的経済的社会的条件」とあるのは、沖縄においては地理的な要件を除外し、「経済的社会的条件」とする特例を設けた。

特例により、離島を含む県内全域が地域雇用開発促進法に基づく雇用機会増大促進地域等となり、地域雇用開発促進助成金等の活用が可能となった。

平成14年4月1日～19年9月31日の期間、北部・中部・南部・宮古・八重山の地域が雇用機会増大促進地域となり、また、平成19年10月1日～22年3月31日の期間、雇用開発促進地域となり、求職者の雇用情勢の改善が図られた。

雇用機会増大促進地域の平成14年度から平成18年度までの新たな雇用創出

北部2,150人、中部7,821人、南部18,783人、宮古639人、八重山584人

平成14年4月1日～19年9月31日の期間、南部の地域が求職活動援助地域となり、雇用情勢の改善が図られた。

求職活動援助地域の平成14年度から平成18年度までの雇用実績 940人

**【課題及び今後の方向性】**

制度が継続されることにより、雇用情勢の改善が見込まれるところから、今後も引き続き同制度の特例を踏まえ、地域の特性に応じた雇用機会の創出のための施策と産業動向等の情報提供や職業講習会の実施等の求職者支援の施策を一体的に実施する。

## (2) 若年労働者の雇用促進

(施策について)

### 【現状】

本県の平成20年の完全失業率を年齢階級別にみると、特に15歳～29歳の若年者層の失業率は12.9%と他の年齢層に比べ突出して高くなっており、全国平均6.6%と比較すると約2倍となっている。

高校新規学卒者の就職内定率は、平成13年69.8%から平成20年92.2%に改善された。大学新規学卒者の就職内定率は平成13年54.1%から平成20年65.8%へ、短大や専修学校の新規学卒者もそれぞれ就職内定率が改善されており、若年者に対する総合的な支援が徐々に効果を現している。

しかし、全国的な景気低迷の影響等により、企業等の求人側に新たな採用を抑制する動きが見られ、経済情勢が改善されるまでの間、新規学卒者等の採用が大きな影響を受ける可能性が高い。

新規学卒者については、職業教育や進路指導の充実を図るとともに、高校生や大学生等を対象とした県外インターンシップ、県内外求人企業の合同説明会・面接会の開催等により就職内定率の向上を図っている。

若年求職者については、沖縄県キャリアセンターを中心に、キャリアカウンセリング等による職業観の形成から就職までの一貫した総合的な支援を実施するとともに、沖縄若年者雇用促進奨励金やトライアル雇用事業等の活用促進により、若年求職者の雇用機会の拡大を図っている。

また、平成22年度までに約4万人の雇用を拡大し、完全失業率の全国並みを目指して、企業、学校、家庭・地域社会、マスメディア、行政機関など県内のあらゆる人々が一緒に考え、一丸となって取り組む沖縄県産業・雇用拡大県民運動「みんなでグッジョブ運動」を実施している。

図表3-2-2-1 15歳以上年齢階級別の就業状態（平成20年平均）

(単位：千人)

	就業状態	総数	15～	20～	25～	30～	35～	40～	45～	50～	55～	65歳
			19歳	24歳	29歳	34歳	39歳	44歳	49歳	54歳	64歳	以上
男 女 計	15歳以上人口	1126	79	86	89	102	100	88	91	95	160	236
	労働力人口	648	9	57	74	82	81	70	73	73	99	31
	就業者	600	7	48	67	77	74	66	70	68	94	30
	完全失業者	48	2	9	7	5	6	4	4	4	5	1
	非労働力人口	478	70	29	15	20	19	17	17	22	61	205
	完全失業率(%)	7.4	22.2	15.8	9.5	6.1	7.4	5.7	5.5	5.5	5.1	3.2
男	15歳以上人口	546	40	43	44	51	50	44	46	48	82	99
	労働力人口	374	5	29	40	47	46	41	42	42	61	20
	就業者	343	3	24	35	44	42	38	39	39	57	19
	完全失業者	31	2	5	5	3	4	3	2	3	4	0
	非労働力人口	172	35	14	4	3	3	3	4	6	20	80
	完全失業率(%)	8.3	40.0	17.2	12.5	6.4	8.7	7.3	4.8	7.1	6.6	-
女	15歳以上人口	580	39	43	46	51	50	44	45	47	79	137
	労働力人口	275	4	28	34	35	34	30	31	30	38	11
	就業者	258	3	24	32	32	32	28	30	29	37	11
	完全失業者	17	1	4	3	2	2	1	1	2	1	0
	非労働力人口	305	35	16	12	17	16	14	14	16	41	126
	完全失業率(%)	6.2	25.0	14.3	8.8	5.7	5.9	3.3	3.2	6.7	2.6	-

資料：県雇用労政課

図表3-2-2-2 高校・大学生等就職内定率の推移

(単位：%)

卒業年度	高校	専修学校	短大	大学
H15.3	73.8	81.3	76.3	52.7
H16.3	78.6	84.3	81.8	54.2
H17.3	84.9	84.5	79.8	64.9
H18.3	92.7	86.0	94.7	70.0
H19.3	93.0	85.2	88.0	68.0
H20.3	92.2	86.5	87.7	65.8
H21.3	85.5	82.2	85.2	66.4

資料：県雇用労政課

## ・沖縄県キャリアセンターの取り組みについて

若年者の職業観の形成から就職までを一貫して支援するため、キャリアカウンセリング（就職相談）や就職活動に関する知識やスキルの向上を目的としたセミナー等を実施している。

## \* 主な支援メニュー

大学等への出張就職相談・セミナーの実施

大学生等の「県外インターンシップ」の実施

小中高校生向けキャリア教育の実施

若者と企業の交流を促進するための事業の実施

企業人事担当者並びに保護者・学校担当者向けセミナーの開催

図表3-2-2-3 沖縄県キャリアセンターの利用者数の推移

(単位：人)

年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20
利用者数	5,748	19,567	45,784	54,376	46,497	38,893

資料：県雇用労政課

## 【課題及び対策】

本県の新規学卒者の就職内定率は徐々に改善しているものの、依然全国平均を下回っており、その要因としては、就職に対する意思決定が遅いこと、県内に雇用の場が少ないにもかかわらず県内志向が強いこと、採用予定企業の側の求人票の提出及び採用の内定が遅いことなどが挙げられる。

新規学卒者、若年求職者の就職を支援しつつ、将来の離職率を減らしていくためには、県内の受け皿としての雇用の場の創出・拡大が強く求められるとともに、若年者の就業意識の改革や技術・技能の向上、県外就職を含めた旺盛なチャレンジ精神の発揮等が求められる。

そのためには、引き続き県民が一丸となって「みんなでグッジョブ運動」を展開し、企業、学校・教育機関、家庭・地域、県民、行政等それぞれが主体的に取り組む必要があり、特に、小中学校、高校、大学、専修学校等でのキャリア教育については、教育庁、市町村、産業振興・労働担当、私学担当が連携し、若年者の就業意識の改革に取り組んでいくことが重要である。

新規学卒者の就職支援については、その能力と適性に合った職業選択ができるよう、関係機関の連携のもと、職業教育や進路指導のさらなる充実を図るとともに、インターンシップ推進協議会によるインターンシップの効果的な実施やジョブシャドウイングの普及拡大等を促進するとともに、広域的な就職を促進するため、県外を含めた求人開拓と合同企業説明会・面接会の開催、企業情報の提供など、きめ細かな支援を実施する必要がある。

若年求職者等の就職支援については、引き続きキャリアカウンセリング等による職業観の形成から就職までの一貫した総合的な支援を実施する必要がある。また、沖縄若年者雇用促進奨励金やトライアル雇用等の雇用支援制度を積極的に活用して新たな雇用機会の創出を図るとともに、若年労働者向けの講習や相互交流、企業経営者向けの講習等により若年者の就職促進と職場への定着支援を実施する必要がある。

沖縄県のキャリアセンターの利用状況では、全体に占める学生の割合は8割と高いものの、一般求職者の活用が少ない。利用について周知広報とともにサービス内容の見直しを図るなど学卒者の取り込みによる若年者の失業率改善の取り組みが必要。

(制度について)

**【主要な関連制度】**

沖縄振興特別措置法においては、若年者の雇用促進に特化した制度はない。

**【課題及び今後の方向性】**

新たな沖縄振興特別措置法等の制度の制定にあたっては、現下の高い若年者の失業率の改善に資する制度の創設が必要。

### (3) 職業能力の開発

(施策について)

#### 【現状】

労働者の職業能力開発については、日々進歩するIT関連技術や、電気・電子技術等、産業技術の高度化、専門化が進展する中で、社会の訓練ニーズに対応した訓練体制の整備拡充、女性就業に向けた講習等の充実、企業内の職業能力開発の促進、技能尊重の機運の醸成、若年者の充実・強化等、職業能力の開発向上に努めている。

公共職業能力開発施設として、県立の職業能力開発校2校、独立行政法人雇用・能力開発機構の沖縄職業能力開発促進センター、沖縄職業能力開発大学校の計4施設が設置されている。

訓練科目、入校者数、修了者数、就職者数について、平成13年度と平成20年度を比較すると、県立校と雇用・能力開発機構の合計で平成13年度は134科目、入校者4,833人、修了者4,301人、就職者1,464人であり、平成20年度においては、249科目、入校者3,974人、修了者3,563人、就職者2,082人となっている。

労働者に求められる職業能力は高度なものとなりつつあり、企業においても様々な教育訓練等により労働者の職業能力の開発向上に努めている。県では、民間における職業能力開発を促進するため、認定職業訓練に対する助成制度を設けているが、現在のところ、活用率は低い状況にある。

労働者の技能を振興し、社会的、経済的地位の向上を図るため、技能検定を行っており、本県では51職種について実施され、これまでに1万7千名余の技能士が誕生している。

また、各種技能競技大会等の開催及び「沖縄県優秀技能者等表彰」等各種表彰制度による表彰を実施し、技能労働者の志気の高揚を促進している。

女性の就業を支援するため、労政・女性就業センターにおいて、エクセル等のパソコンソフトや医療事務等の講習を実施するとともに、就業に関する相談、公共職業安定所への紹介、求人情報の提供等を行っている。

図表3-2-3-1 県立能力開発校による過去5年間の就職率の推移

(単位：%)

	H16	H17	H18	H19	H20
具志川校	80.1	82.5	74.5	88.8	80.9
浦添校	81.3	81.1	63.9	85.9	84.4
合計	80.7	81.8	68.9	85.9	82.8

資料：県雇用労政課

図表3-2-3-2 県立職業能力開発施設等における離職者訓練の実績比較表（平成20年度）

県名	設置主体	施設数	受講者数		就職率	
			施設内	委託	施設内	委託
福岡県	県立校	7	1,614名	(施設内 598名 委託1,106名)	施設内 67.1%	委託 50.7%
	機構立ホリテクセンター	2	4,258名	(施設内1,107名 委託3,151名)	施設内 77.0%	委託 63.2%
佐賀県	県立校	1	254名	(施設内 76名 委託 178名)	施設内 76.1%	委託 80.0%
	機構立ホリテクセンター	1	1,176名	(施設内 427名 委託 749名)	施設内 80.2%	委託 78.4%
長崎県	県立校	2	388名	(施設内 34名 委託 354名)	施設内 70.6%	委託 66.0%
	機構立ホリテクセンター	2	2,191名	(施設内 886名 委託1,305名)	施設内 81.3%	委託 71.9%
熊本県	県立校	1	342名	(施設内 0名 委託 342名)	施設内 —	委託 68.7%
	機構立ホリテクセンター	2	2,398名	(施設内1,072名 委託1,326名)	施設内 79.6%	委託 76.8%
大分県	県立校	4	322名	(施設内 85名 委託 237名)	施設内 91.6%	委託 67.0%
	機構立ホリテクセンター	1	1,412名	(施設内 514名 委託 898名)	施設内 82.2%	委託 75.8%
宮崎県	県立校	1	280名	(施設内 20名 委託 260名)	施設内 92.9%	委託 77.3%
	機構立ホリテクセンター	2	1,741名	(施設内 787名 委託 954名)	施設内 79.9%	委託 81.0%
鹿児島県	県立校	4	208名	(施設内 11名 委託 197名)	施設内 45.5%	委託 73.5%
	機構立ホリテクセンター	1	2,249名	(施設内 558名 委託1,691名)	施設内 79.7%	委託 79.3%
沖縄県	県立校	2	766名	(施設内 374名 委託 392名)	施設内 82.2%	委託 71.8%
	機構立ホリテクセンター	1	2,267名	(施設内 753名 委託1,514名)	施設内 85.9%	委託 75.3%

資料：県雇用労政課

### 【課題及び対策】

地域主権改革への流れが進むなかで、雇用に関する業務や、職業能力の開発については地方へ委ねる方向で検討が行われているが、現在の厳しい経済状況や、沖縄県の現状から、当面の間は、国による制度、財政的な支援が必要。同時に、平成22年度までに約4万人の雇用を拡大し、完全失業率の全国並みを目指して、企業、学校、家庭・地域社会、マスメディア、行政機関など県内のあらゆる人々が一緒に考え、一丸となって取り組む沖縄県産業・雇用拡大県民運動「みんなでグッジョブ運動」のような意識改革の取り組みが必要となる。

求人と求職のミスマッチの解消については、産業政策による新規雇用創出の推進や、職業別の求職、求人の乖離の状況等を踏まえて、雇用を推進する産業政策に連動した公共職業訓練施設による職業能力開発とともに、変化の激しい民間のビジネスに対応した、企業や民間教育訓練機関による職業訓練を大幅に拡充することも今後検討が必要。

特に、世界的な不況による製造業の不振や、今後予測される公共事業の大幅削減に対応して、派遣労働者や、建設関係労働者等が、今後の沖縄県の成長産業分野へ職種変換をし、沖縄県の発展に寄与できるような職業訓練を計画的かつ早期に実施する必要がある。

また、職業能力開発の今後のあり方について、例えば、将来的には公的職業訓練は、障害者、父子・母子家庭、高齢者、ホームレス等の社会的弱者の就労支援等のセーフティネットとしての総合支援機能を強化し、変化が激しい、一般労働者の職業能力の開発や就業支援については、民間の組織やノウハウの活用を主とした体制に移行し、より効率的で効果の高い総合的な対応を行っていく、というような役割分担のあり方について検討を始める必要がある。

労働者の職業能力開発については、本県産業の振興に資する高度な人材を育成・訓練するため、経済社会の変化に的確に対応できる高度で専門的な職業能力を備えた人材の育成に努めるとともに、労働者の自発的な職業能力の開発・向上を促進する必要がある。

公共部門による職業能力開発については、県立の職業能力開発校における訓練機器等の整備・拡充、産業構造の変化等に対応した訓練科目の見直し等を図るとともに、民間教育訓練施設との連携や役割分担により、効率的・効果的な職業訓練指導体制の充実・強化を図る必要がある。また、訓練指導員の研修を計画的に実施し、訓練内容の実践力向上や指導力の強化に努めるなど、指導体制を強化していく。さらに、求職者に対し就職に関する情報提供や就職相談、無料職業紹介などを行っているが、今後はその就職支援体制を強化していく必要がある。

職業能力開発大学校においては、専門的、実践的な知識及び技能と高度な応用能力を有する人材の育成を促進する必要がある。

また、県立校と(独)雇用・能力開発機構沖縄センターとは、引き続き、訓練科目の在り方や、就職率の向上について連携を深めていく必要がある。

民間企業における職業能力開発については、沖縄県職業能力開発協会、(独)雇用・能力開発機構沖縄センターと連携し、各種職業訓練の実施内容や資格取得の試験制度等職業能力開発関連情報の提供及び各種助成制度の周知徹底と活用促進に努め、民間の職業能力開発体制の整備を図る必要がある。また、民間における職業能力開発と労働者の就業の安定を図るため、認定職業訓練の拡充に努める必要がある。

なお、平成20年12月24日の閣議決定「雇用・能力開発機構の廃止について」では、同機構は廃止され、「職業能力開発業務は、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構に移管する。その他の業務は、廃止又は独立行政法人勤労者退職金共催機構等へ移管する。」となっている。また、その中で職業能力開発促進センターについては、「財源(雇用保険料)及び人員を含め、各都道府県等の受け入れやすい条件を整備する。都道府県等が移管を希望するものについては、可能な限り移管する。」とされた。本改革に必要な法制上の措置は、平成22年度末までを目処に講ずるものとされている。沖縄の労働者の職業の安定を図るための職業能力開発業務は今後も必要であるが、移管の状況を踏まえる必要がある。

技能評価制度の整備と技能振興については、沖縄県職業能力開発協会、沖縄県技能士会連合会等との緊密な連携を図り、技能検定制度の充実及び広報を推進するとともに、技能士の処遇改善促進、1級技能士現場常駐制度の活用、各種表彰、技能競技大会等の活用により技能振興に努める必要がある。

女性就業事業については、女性の就業意欲の増大等により女性の職場進出が増えていることから、地域ニーズや女性の多様なニーズに即した技術講習を行う必要がある。

(制度について)

【主要な関連制度】

(沖縄振興特別措置法第81条：(独)雇用・能力開発機構による援護業務)

沖縄県内における離職者等に対する各種の相談、情報の提供等を行うとともに、県外に就職した沖縄県出身者の職場における定着指導等を行うことにより、沖縄の労働者の円滑な就職の促進と職業生活の安定を図ることを目的として、援護業務が行われている。特に県外においては、東京、神奈川、愛知、大阪で沖縄広域就職援護協力員を計15名委嘱し、平成14～20年度にかけて997件(年平均142件)の相談を受けている。

**【課題及び今後の方向性】**

年に1～2回程度、(独)雇用・能力開発機構県外センターと沖縄県東京事務所、大阪事務所、名古屋情報センターにおいて、連絡会議を持つなど連携に努めているが、昨今の雇用情勢を勘案し、協力員の効果的な活用について、さらに連携を強化するがある。

なお、沖縄の労働者の職業の安定を図るための援護業務は今後も必要であるが、雇用・能力開発機構の移管の状況を踏まえる必要がある。





委託訓練（具志川、浦添）

（単位：人、％）

訓練科目	区分														就職関係			委託先				
	訓練期間	定員	応募者数	倍率	入校者数	入校率％	中途退校者数	修了者数			適用別修了者内訳				修了率％	進学希望者等	就職者数			就職率％		
								男	女	計	雇用保険	訓練手当	駐留軍関係	職冲手帳所持者			適用外		県内		県外	計
<b>【具志川校】</b>																						
介護サービス科	6ヶ月	25	31	1.2	25	100.0	2	6	17	23	17	0		6	92.0		16	16	69.6	ニチイ学館		
ファッションデザイン科	6ヶ月	20	19	1.0	18	90.0	1	3	14	17	15	0		2	94.4	1	9	9	56.3	OKINAWAファッションデザインアカデミー		
セラピスト養成科	3ヶ月	14	44	3.1	14	100.0	1	0	13	13	9	0		4	92.9		6	6	46.2	沖縄整体専門学院		
計		59	94	1.6	57	96.6	4	9	44	53	41	0	0	12	93.0	1	31	0	31	59.6		
<b>【浦添校】</b>																						
観光プロデュース科	12ヶ月	10	13	1.3	10	100.0	1	3	6	9	8			1	90.0	0	6	6	66.7	沖縄情報経理専門学校		
調理科	12ヶ月	15	99	6.6	15	100.0	1	4	10	14	12			2	93.3	0	7	7	50.0	専門学校大育		
プログラミング科	5ヶ月	20	23	1.2	20	100.0	3	10	7	17	13	2		5	85.0	0	8	8	47.1	沖縄情報経理専門学校		
造園科(一般)	6ヶ月	10	9	0.9	8	80.0	0	6	2	8	7			1	100.0	0	7	7	87.5	日本造園組合連合会沖縄支部		
造園科(高齢者)	6ヶ月	5	11	2.2	5	100.0	0	4	1	5	4			1	100.0	0	5	5	100.0			
ITスキルサポート科	4ヶ月	25	8	0.3	8	32.0	0	7	1	8	5			3	100.0	0	5	0	5	62.5	アプロコンピュータ学院	
計		85	163	1.9	66	77.6	5	34	27	61	49	2	0	13	92.4	0	38	0	38	62.3		
合計 (具志川校+浦添校)		144	257	1.8	123	85.4	9	43	71	114	90	2	0	25	92.7	1	69	0	69	61.1		

※入校率＝入校者数／定員

※修了率＝修了者数／入校者数

※就職率＝就職者数／(修了者数-進学希望者数)

②（独）雇用・能力開発機構（沖縄センター）

アビリティコース（普通職業訓練短期課程）

平成21年5月20日現在

【6ヶ月コース・計】

6ヶ月コース 総合計	訓練科名	コース	定員	応募者	入所者	入所率	退所者		修了者		就職者 合計数	就職率
							就職者	就職者	就職者	就職者		
	1 金属加工科	一部	0	0	0	0	0	0	18	15	15	83.3
	2 金属加工科(板金コース)	一部	48	56	47	98	3	0	32	20	20	62.5
	3 金属加工科(溶接コース)	一部	48	50	43	90	4	2	30	17	19	59.4
	4 運輸機械サービス科	一部	32	120	34	106	5	3	31	29	32	94.1
	5 運輸機械サービス科	フェニール	32	39	31	97	4	3	27	21	24	80.0
	6 建築外装施工科	一部	32	40	32	100	6	2	42	25	27	61.4
	7 建築外装施工科	フェニール	32	27	25	78	3	0	11	8	8	72.7
	8 建築内装施工科	一部	64	80	66	103	7	2	60	42	44	71.0
	9 ビル管理科	一部	64	100	68	106	18	11	52	34	45	71.4
		若年	0	0	0	0	0	0	15	10	10	66.7
	10 総合設備科	一部	64	102	68	106	5	4	49	37	41	77.4
	11 電気設備科	フェニール	40	58	40	100	9	2	31	19	21	63.6
	12 電気・通信施工技術科	一部	40	40	39	98	0	0	39	32	32	82.1
	13 パソコンシステム技術科	一部	48	188	52	108	4	2	32	23	25	73.5
	14 ビジネスワーク科	一部	128	517	139	109	12	6	130	102	108	79.4
	15 O A ビジネス科	一部	0	0	0	0	0	0	18	17	17	94.4
		一部	64	210	69	108	3	2	69	60	62	87.3
	16 セールズビジネス科	一部	632	1503	657	104	67	34	602	453	487	76.6
		若年	0	0	0	0	0	0	15	10	10	66.7
	小計	フェニール	104	124	96	92	16	5	69	48	53	71.6
	合計		736	1,627	753	102	83	39	686	511	550	75.9

【3ヶ月コース】

入所月	訓練科名	コース	定員	応募者	入所者	入所率	退所者		修了者		就職者 合計数	就職率
							就職者	就職者	就職者	就職者		
平成20年 2月入所 4月修了	1 パソコンユーザーサポート科	一部							19	17	17	89.5
合計							0	0	19	17	17	89.5

③ (独) 雇用・能力開発機構 (沖縄職業能力開発大学校)

求人・内定状況(平成21年4月30日現在)

	修了者数	進学者数	就職希望者数	企業数	求人数	求人倍率	内定者数		就職内定率(%)	未内定者	進路決定	進路決定率	
							県内	県外					
制御技術科	27 (1)	12 (1)	15 (0)	32	40	2.7	15 (0)	13 (0)	2 (0)	100.0 -	0 (0)	27	100.0%
電気技術科	26 (1)	9 (1)	17 (0)	29	36	2.1	17 (0)	9 (0)	8 (0)	100.0 -	0 (0)	26	100.0%
電子技術科	27 (1)	15 (0)	12 (1)	30	37	3.1	12 (1)	8 (1)	4 (0)	100.0 (100)	0 (0)	27	100.0%
住居環境科	23 (6)	8 (2)	15 (4)	13	16	1.1	15 (4)	11 (3)	4 (1)	100.0 (100)	0 (0)	23	100.0%
物流情報科	22 (5)	6 (1)	16 (4)	4	6	0.4	16 (4)	14 (4)	2 (0)	100.0 (100)	0 (0)	22	100.0%
ホテルビジネス科	21 (17)	1 (1)	20 (16)	7	12	0.6	18 (14)	18 (14)	0 (0)	90.0 (88)	2 (2)	19	90.5%
情報技術科	28 (8)	10 (2)	18 (6)	26	48	2.7	17 (5)	13 (4)	4 (1)	94.4 (83)	1 (1)	27	96.4%
科不問				84	98								
計	174 (39)	61 (8)	113 (31)	225	293	2.6	110 (28)	86 (26)	24 (2)	97.3 (90)	3 (3)	171	98.3%

応用国家資格 59 (6)

うち他校 11 (2)

	修了予定者数	進学希望者数	就職希望者数	企業数	求人数	求人倍率	内定者数		就職内定率(%)	未内定者	進路決定	進路決定率	
							県内	県外					
生産機械システム技術科	22 (1)	1 (0)	21 (1)	43	76	3.6	21 (1)	7 (1)	14 (0)	100.0 (100)	0 (0)	22	100.0%
生産情報システム技術科	23 (0)	0 (0)	23 (0)	28	52	2.3	23 (0)	20 (0)	3 (0)	100.0 -	0 (0)	23	100.0%
科不問				71	89								
計	45 (1)	1 (0)	44 (1)	142	217	4.9	44 (1)	27 (1)	17 (0)	100.0 (100)	0 (0)	45	100.0%

専門・応用合計	219 (40)	62 (8)	157 (32)	367	510	3.2	154 (29)	113 (27)	41 (2)	98.1 (91)	3 (3)	216	98.6%
---------	----------	--------	----------	-----	-----	-----	----------	----------	--------	-----------	-------	-----	-------

注: ( )は、女子で内数を記載しています。

(注2) 科を問わない求人がある場合は、「科不問」として記載すること。

(注3) 求人倍率=求人数÷就職希望者数(小数点第2位を四捨五入し、第1位記入)

(注4) 内定率=内定者数÷就職希望者数(小数点第2位を四捨五入し、第1位記入)

資料: 県雇用労政課

④県立職業能力開発校委託訓練の実績（平成20年度）

【浦添校】

平成21年5月22日現在

訓練科目	訓練期間 (月)	定員	応募者数	入校者数	中退者数	就業者数	修了者数	うち女性	適用別受給者数	修了者内訳 訓練手当	就業者内訳 就職手当	就職者数	うち県内	就職率 (%)	委託先	
																受給者数
委託訓練活用型デュアルシステム																
ICTテコカラボト科	4	10	1	1	0	0	1	1	1	0	0	1	1	100.0	アプロスコンピュータ学院	
OA経理事務科	4	10	11	7	0	0	7	6	4	0	0	5	5	71.4	沖縄税務経理学院	
医療介護事務科	4	10	37	10	1	0	9	9	9	0	0	7	7	77.8	沖縄情報経理専門学校那覇校	
ホームページデザイン科	4	14	19	14	1	0	13	7	10	0	0	9	9	69.2	インターナショナルデザインアカデミー	
介護サビース・リハビリメイク科	4	6	10	6	0	0	6	6	4	1	0	5	5	83.3	沖縄県母子寡婦福祉連合会	
ビジネスマニキュア科	4	10	8	7	1	0	6	6	4	1	0	4	4	66.7	国際電子ビジネス工学院	
経理情報ビジネス科	4	5	13	7	2	0	5	4	3	1	0	3	3	60.0	那覇日経ビジネス工学院	
ITインフォメーション科	4	5	6	6	0	0	6	4	2	2	0	6	6	100.0	尚学院国際ビジネスアカデミー	
小計(8コース)		70	105	58	5	0	53	43	37	5	0	40	40	75.5		
緊急委託訓練(一般)																
ICTテコカラボト科	3	5	11	5	0	0	5	3	4	0	0	4	4	80.0	アプロスコンピュータ学院	
OA経理事務科	3	5	3	2	0	0	2	2	2	0	0	1	1	50.0	沖縄税務経理学院	
医療介護事務科	3	9	23	9	0	0	9	9	8	0	0	8	8	88.9	沖縄情報経理専門学校	
ホームページデザイン科	3	13	22	12	0	0	12	9	9	0	0	8	8	66.7	沖縄情報経理専門学校那覇校	
介護サビース・リハビリメイク科	3	15	37	12	0	0	12	9	7	0	0	9	9	75.0	インターナショナルデザインアカデミー	
ビジネスマニキュア科	3	12	26	13	1	0	12	12	9	0	0	10	10	83.3	沖縄県母子寡婦福祉連合会	
経理情報ビジネス科	3	11	16	9	0	0	9	8	6	0	0	4	4	44.4	国際電子ビジネス工学院	
ITインフォメーション科	3	14	21	18	0	0	18	16	13	0	0	15	15	83.3	那覇日経ビジネス工学院	
小計(8コース)		84	159	80	1	0	79	68	58	0	0	59	59	74.7		
母子家庭の母等の職業的自立促進																
ICTテコカラボト科	3	5	2	2	0	0	2	2	1	1	0	2	2	100.0	アプロスコンピュータ学院	
OA経理事務科	3	5	4	3	0	0	3	3	1	1	0	3	3	100.0	沖縄税務経理学院	
医療介護事務科	3	5	11	5	0	0	5	5	3	1	0	4	4	80.0	沖縄情報経理専門学校那覇校	
ホームページデザイン科	3	1	1	1	0	0	1	1	1	0	0	1	1	100.0	インターナショナルデザインアカデミー	
介護サビース・リハビリメイク科	3	9	21	12	0	0	12	12	1	7	0	10	10	83.3	沖縄県母子寡婦福祉連合会	
ビジネスマニキュア科	3	4	4	3	1	0	2	2	1	1	0	2	2	100.0	国際電子ビジネス工学院	
経理情報ビジネス科	3	4	14	6	0	0	6	6	3	3	0	5	5	83.3	那覇日経ビジネス工学院	
ITインフォメーション科	3	4	4	4	0	0	4	4	1	1	0	3	3	75.0	尚学院国際ビジネスアカデミー	
小計(8コース)		37	61	36	1	0	35	35	12	15	0	30	30	85.7		
障害者の態様に応じた多様な委託訓練																
Officeビジネス科	3	5	9	5	0	0	5	5	2	2	0	3	3	60.0	有限会社 Comi t	
知識・技能習得科(浦添地区)	3	5	4	4	1	0	3	2	0	2	0	2	2	66.7	医療法人 へいあん	
はたらこ講座	3	5	8	5	1	0	4	3	1	4	0	2	2	50.0	NPO法人 ミラソル会	
ワークトレーニング科	3	5	6	5	0	0	5	4	1	4	0	2	2	40.0	社会福祉法人 たまん福祉会	
基礎訓練科	3	5	6	5	0	0	5	1	0	5	0	3	3	60.0	社会福祉法人 若竹福祉会	
さわやか講座	3	5	6	5	1	1	4	2	0	4	0	1	1	40.0	社団法人 那覇市身体障害者福祉協会	
しごと準備講座	3	5	4	4	1	0	3	1	0	3	0	0	0	0.0	社会福祉法人 みやこ福祉会	
実践能力習得科(八重山地区)	3	5	3	3	0	0	3	2	1	2	0	1	1	33.3	社会福祉法人 わしの里	
WEBデザイン科	3	7	13	6	0	0	6	6	2	4	0	0	0	0.0	有限会社 Comi t	
知識・技能習得科(浦添地区)	3	5	9	5	0	0	5	2	0	5	0	3	3	60.0	医療法人 へいあん	
ワークトレーニング科	3	5	3	2	0	2	2	0	2	0	2	0	0	100.0	社会福祉法人 たまん福祉会	
小計(11コース)		57	71	49	4	3	45	28	7	37	0	19	17	45.8		
合計(35コース)		248	396	223	11	3	212	174	114	57	0	148	146	70.2		

※就職率(%)=(就職者数+中退者うち就職者)/(修了者数+中退者うち就職者)

委託訓練活用型デュアルシステム																	
OA 経理システム科	4	10	12	10	3	2	7	7	4	1	0	5	5	77.8	海邦電子ビジネス専門学校		
オフィスワーク・CCスタッフ養成科	4	10	7	6	0	0	6	4	5	0	0	5	5	83.3	沖縄情報経理専門学校		
IT実務スペシャリスト科	4	10	8	6	0	0	6	5	5	0	0	6	5	100.0	沖縄情報経理専門学校		
小計(3コース)		30	27	22	3	2	19	16	14	1	0	16	15	85.7			
緊急委託訓練(一般)																	
経理ビジネス科	3	9	8	6	0	0	6	6	5	0	0	5	5	83.3	ぎのわんパソコン		
OA 経理システム科	3	10	13	10	0	0	10	9	7	0	0	2	2	20.0	海邦電子ビジネス専門学校		
オフィスワーク・CCスタッフ養成科	3	10	10	7	0	0	7	7	5	0	0	5	5	71.4	沖縄情報経理専門学校		
IT実務スペシャリスト科	3	10	25	10	1	0	9	9	9	0	0	5	5	55.6	沖縄情報経理専門学校		
オフィスワーク事務科	3	10	24	8	1	1	7	5	5	0	0	6	6	87.5	沖縄情報経理専門学校		
小計(5コース)		49	80	41	2	1	39	36	31	0	0	23	23	60.0			
母子家庭の母等の職業的自立促進																	
経理ビジネス科	3	6	3	3	0	0	3	3	3	0	0	3	3	100.0	ぎのわんパソコン		
OA 経理システム科	3	5	8	5	0	0	5	5	1	4	0	4	4	80.0	海邦電子ビジネス専門学校		
オフィスワーク・CCスタッフ養成科	3	4	5	4	1	0	3	3	1	2	0	3	3	100.0	沖縄情報経理専門学校		
IT実務スペシャリスト科	3	4	6	4	0	0	4	4	3	1	0	1	1	25.0	沖縄情報経理専門学校		
オフィスワーク事務科	3	5	3	3	0	0	3	3	1	2	0	3	3	100.0	沖縄情報経理専門学校名護校		
小計(5コース)		24	25	19	1	0	18	18	9	9	0	14	14	77.8			
障害者の態様に応じた多様な委託訓練																	
知識・技能習得科(北部地区)	3	5	14	5	0	0	5	1	0	5	0	2	2	40.0	社会福祉法人 名護学院		
知識・技能習得科(中部地区)	3	5	9	5	1	0	4	1	0	4	0	2	2	50.0	社会福祉法人 新栄会		
IT基礎技能習得科	3	5	6	5	1	0	4	1	1	3	0	0	0	0.0	NPO法人名護市障害者関係団体協議会		
パソコン訓練科	3	5	13	5	1	0	4	2	1	3	0	2	2	50.0	社会福祉法人 中陽福祉会		
知識・技能習得科(北部地区)	3	5	9	5	1	0	4	1	0	4	0	1	1	25.0	社会福祉法人 名護学院		
知識・技能習得科(うるま地区)	3	5	10	5	0	0	5	2	0	5	0	1	1	20.0	社会福祉法人 緑和会		
知識・技能習得科(北部地区)	3	5	8	5	0	0	5	1	0	5	0	1	1	20.0	社会福祉法人 名護学院		
知識・技能習得科(中部地区)	3	5	17	5	0	0	5	4	2	3	0	1	1	20.0	社会福祉法人 新栄会		
小計(8コース)		40	86	40	4	0	36	13	4	32	0	10	10	27.8			
合計(21コース)		143	218	122	10	3	112	83	58	42	0	63	62	57.4			

※就職率(%)=(就職者数+中退者うち就職者)/(修了者数+中退者うち就職者)

#### (4) 働きやすい環境づくり

(施策について)

##### 【現状】

労働法等に関する施策については国（沖縄労働局）が主体として行っており、県としてはそれを補う形で事業を展開している。

労使及び一般県民に対し、労働問題全般について講演会の開催、周知広報、啓発及び指導を合わせて中小企業労働施策アドバイザー等による労働相談・指導を行っている。また、労働組合や労使関係の実態等を総合的に把握し、労働行政を推進している。

さらに、市町村が運営するファミリー・サポート・センターの設置や中小企業勤労者福祉サービスセンターの広域化を促進するなど、仕事と家庭の両立や福利厚生の充実に取り組んでいる外、ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業認証を行うなど労働環境の整備に努めている。

その外にも、労働金庫の指導や中小企業退職金共済制度の広報を実施している。

労使及び一般県民が労働問題について理解を深めることは、法令遵守や労使関係の健全化につながり、労使紛争の抑止や円満な関係構築に役立つ。また、仕事や家庭の両立や福利厚生が充実が図られることは、労働者が安心して働けることになり、企業活動にプラスになっている。

##### ・ 中小企業勤労者福祉サービスセンター

県内では、沖縄市、北谷町、うるま市による（財）沖縄中部勤労者福祉サービスセンター（ゆいワーク）の一カ所。会員からの会費及び、国、沖縄市、北谷町、うるま市の補助金、助成金で運営。中小企業が個々で行うことが難しい福利厚生事業や、会員の相互扶助のための共済給付事業を行う。国庫補助は平成22年度で終了予定のため、組織の広域化、会員増が必要。

\* 会員数 2,849人 事業者数 548カ所

##### ・ 中小企業退職金共済制度

中小企業退職金共済法に基づき設けられた中小企業のための国の退職金制度。独立行政法人勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業本部が運営。

\* 共済契約者数 3,002人 被共済者数 18,036人（沖縄県平成20年度末）

##### ・ 勤労者財産形成促進制度

勤労者財産形成貯蓄制度は、勤労者財産形成促進法に基づき、勤労者の貯蓄や持家取得の促進を目的として、勤労者が事業主の協力を得て賃金から一定の金額を天引きして行う貯蓄である。財形制度とも呼ばれる、労働者に計画的な貯蓄を支援し、生活の安定を図ることを目的とした仕組み。企業によっては利子補填等を行う場合もあり、一般的な貯蓄より高い利率で貯蓄できるメリットもある。

当該制度は、（一般）財形貯蓄制度、財形年金貯蓄制度、財形住宅貯蓄制度、財形給付金制度、財形基金制度、財形助成金制度、財形貯蓄活用給付金・助成金制度、財形持家転貸融資制度、財形持家分譲融資制度、財形共同社宅用住宅融資制度、財形教育融資制度等で構成されている。

#### ・ファミリー・サポート・センター

地域において育児や介護の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児や介護について助け合う会員組織。この事業は働く人々の仕事と子育てまたは介護の両立を支援する目的から、労働省（当時）が構想し、設立が始まる。現在では育児のサポートの対象は、子を持つすべての家庭に広がっている。ファミリーサポートセンターの設立運営は市区町村が行う。

沖縄県内では、11市町村で設置。平成18年2月には、沖縄県ファミリー・サポート・センター連絡協議会が設立され、アドバイザー同士の情報交流と資質向上を目標としている。

\* 沖縄県内のファミリー・サポート・センター（平成21年4月現在）

沖縄市、宮古島市、那覇市、名護市、うるま市、浦添市、豊見城市、宜野湾市、北谷町、嘉手納町、北中城村（設立順）

#### ・育児休業・介護休暇制度の実施状況

「平成20年度沖縄県労働条件等実態調査」（従業員規模5人以上の事業所2,000社対象、回答477社）によると、育児休業制度のある事業所は325事業所で全体の68.1%になり、平成18年度（60.0%）と較べると、8.1ポイント増加している。取得状況は女性が91.8%、男性が1.9%となっている。

介護休業制度がある事業所は264事業所で全体の55.3%になり、平成18年度（44.6%）と較べると、10.7ポイント増加している。最近1年間の取得者がいる事業所は26社で回答事業所の5.5%で、取得者は男性6人、女性29人となっている。

#### ・沖縄県の労働相談の主な相談内容（平成20年度:307件中）

①労働時間及び休日・休暇	56件（18.2%）
②賃金	53件（17.3%）
③労働保険	33件（10.7%）
④解雇・勧奨退職	33件（10.7%）

#### ・全国の労働相談の主な相談内容（平成20年度）

①解雇に関するもの	（25.0%）
②労働条件の引下げに関するもの	（13.1%）
③いじめ・嫌がらせに関するもの	（12.0%）
④退職勧奨	（ 8.4%）

《厚生労働省ホームページ 平成20年度個別労働紛争解決制度施行状況 より》

#### 【課題及び対策】

県の事業は県民等への啓発・普及が主体であるため、県民からの労働相談についてのアドバイス等の対応に留まっている。また、ワーク・ライフ・バランスに取り組むことがコストアップにつながると考える事業主への対応や、ファミリー・サポート・センターの未設置市町村への今後の働き掛け、中小企業勤労者福祉サービスセンターへの国庫補助が平成22年度で終了するので、安定した財源確保のため組織の広域化・会員増を図っていく必要がある。

中小企業勤労者福祉サービスセンター、ファミリー・サポート・センターについては、既に設置されている市町村と未設置の市町村によって、労働者へのサービスの格差が生じないように、広域自治体の責務として未設置市町村等への働きかけを強める必要がある。

雇用状況が厳しい沖縄県において、さらに厳しい経済的、社会的な状況にある、非正規労働者、母子家庭、父子家庭、要介護者のいる家庭の労働者、高齢者、障害者等の労働、生活環境の改善に関して、国、県、市町村が連携して取り組むとともに、企業の意識啓発を積極的に働きかけ、沖縄県全体で、労働者や家族の個性が発揮できる豊かで働きやすい社会の実現を目指す。

(制度について)

**【主要な関連制度】**

沖縄振興特別措置法においては、働きやすい環境づくりに特化した制度はない。

**【課題及び今後の方向性】**

雇用状況が厳しい沖縄県において、さらに厳しい経済的、社会的な状況にある、非正規労働者、母子家庭、父子家庭、要介護者のいる家庭の労働者、高齢者、障害者等の労働、生活環境の改善に関して、国、県、市町村が連携して取り組むとともに、企業の意識啓発を積極的に働きかけ、沖縄県全体で、労働者や家族の個性が発揮できる豊かで働きやすい社会の実現を目指す。

## (5) 駐留軍等労働者の雇用対策の推進

(施策について)

### 【現状】

駐留軍従業員及び離職者の雇用対策、福利厚生事業を実施している、財団法人沖縄駐留軍離職者対策センターの管理・運営に対して支援を行い、センターが実施する再就職相談、生活相談、職業訓練、無料職業紹介等により、駐留軍等労働者の雇用の安定と、再就職支援が図られている。

- ・ 沖縄駐留軍離職者対策センターの活動状況（平成21年3月末）
  - ①再就職・自立自営業相談、無料職業紹介、職業訓練等の実施
    - \* 再就職関係相談 3,525人 職業紹介 106人 職業訓練講習会 46人
  - ②慶弔金、傷病見舞金等の給付
    - \* 福利厚生関係支給・交付 880件
  - ③生活相談業務
    - \* 生活関係相談 1,189人
  - ④復帰前離職者のアスベスト相談業務
    - \* アスベスト関係相談 346人

### 【課題及び対策】

沖振法、軍転特措法は平成24年3月31日で失効する。また、平成18年5月の在日米軍再編協議に伴う日米安全保障協議委員会（「2+2」）合意を受け、同年5月30日に閣議決定された「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について」の中で平成11年12月の閣議決定が廃止された。そのため、「跡地対策協議会」の設置根拠が失われた状態となっている。

米軍再編による大規模な基地返還にともない予測される駐留軍従業員の解雇について、現行の枠組みでは雇用の確保や、再就職に向けた離職前職業訓練の充実や期間の確保について、対応しきれない可能性もあるため、現在の制度による措置を実施しつつ、必要に応じたさらなる制度の拡充・強化策など国の責務による対応が必要。

平成21年9月の民主党連立政権誕生にともない普天間基地の移設先については、基本政策閣僚委員会の元に、小委員会として政府・与党の実務者級協議機関、沖縄基地問題検討委員会が設置され、平成22年5月を目途に新たな移設先も含めて再検討されることとなった。平成22年1月の名護市長選挙において、同市辺野古への移設反対を訴えて当選した稲嶺氏は、辺野古を移設先とする現行計画を政府の検討対象から外すよう求めている。平成22年3月現在、普天間基地移設先の方角性は流動的であるが、仮に、移設先が現在の辺野古沖以外になった場合、嘉手納飛行場より南の基地返還のあり方にどのように影響を及ぼすか、注視が必要である。

また、平成21年11月に実施された政府の事業仕分けにおいて、在日米軍駐留経費負担（思いやり予算）の見直しで、駐留軍等労働者の給与について、同じ職種や地域の給与水準とのバランスを考慮して見直しが必要と判定された（政府予算案には反映されなかった）ことも、今後の懸念材料となっている。

いずれの場合においても、雇用状況の厳しい沖縄県においては、駐留軍等労働者の雇

用に大きな影響があるような、政府の政策変更についてはその行方を注視するとともに、万全の対策を講じられるよう検討を進め、必要があれば政府に対応を求めていく必要がある。

図表3-2-5-1 米軍再編により返還が予定されている各施設毎の従業員数（平成21年8月末現在）

施設名	移設先等（予測）	従業員数
那覇港湾施設	浦添の民間港湾施設に代替施設	83人
牧港補給地区	各軍の基地に分散配置	1,140人
キャンプ桑江	全面返還 主となる病院は建設中	213人
普天間飛行場	シュワブ沿岸部に移転	194人
キャンプ瑞慶覧	返還規模等不明	2,330人
陸軍貯油施設	シュワブへの移転を検討	105人
キャンプコトニ	第3海兵隊の司令部をグアムへ移転	347人
計		4,412人

資料：県企画調整課

（制度について）

【主要な関連制度】

（沖縄振興特別措置法第78条、79条、80条、83条：沖縄失業者求職手帳制度）

在沖米軍の撤退等に伴ってやむなく失業に至った者（米軍諸機関や米軍関係職員及びその家族等に直接雇用されていた者等）のうち、駐留軍関係離職者等臨時措置法に基づく措置の適用を受けない者の再就職の促進を図るため、公共職業安定所長は、沖縄振興特別措置法に基づく措置の適用対象者に対し沖縄失業者求職手帳を発給し、手帳が効力を失うまでの間、公共職業安定所は再就職促進のために必要な就職指導を行うことや、職業訓練の受講等必要な事項を指示することができる。また、国は失業者の生活の安定を図りながら再就職の促進を努めることを目的として、雇用対策法に基づき就職促進手当等の給付金を支給することとなっている。

平成14年以前は手帳発給件数は多かったが、近年はかなり減少している。また、再就職については平成14年以前から件数は少ない。

<実績>

平成14年度～平成19年度の手帳発給件数61件

平成19年度末現在の手帳所持者16人

平成14年度～平成19年度の就職件数2件

【課題及び今後の方向性】

米軍再編による大規模な基地返還にともない予測される駐留軍従業員の解雇について、現行の枠組みでは雇用の確保や、再就職に向けた離職前職業訓練の充実や期間の確保について、対応しきれない可能性もあるため、現在の制度による措置を実施しつつ、必要に応じたさらなる制度の拡充・強化策など国の責務による対応が必要。